

第三編 中世編

第一章 鎌倉時代の鹿児島

I はじめに

現在の鹿児島市域

郡山町

吉田村

谷山郡
地頭山田氏
山田村
上別府村

現在の鹿児島市域に入っている地区は、鎌倉時代の薩摩国鹿児島郡全域に、満家院の比志島・小山田村それに同じく谷山郡の宇宿村、大隅国下大隅郡の一部向島（桜島）の南半を加えたものとしてよいであろう。したがってその記述は鹿児島郡、満家院の他、谷山郡、下大隅郡にも及ぶべきであるが、この時代に関する限り後二者については、史料の乏少と関係地域の狭少であることからとくに一節を設けて説明することは省略せざるを得なかった。また満家院の境域中、その北半は主として日置郡山町に属しているが、これを除外し、記述を比志島・小山田地区に限定することは種々支障があるので、この際は満家院全体を取り扱い重点を比志島・小山田（上原菌を含む）地区におくこととした。さらに現在鹿児島郡に属している吉田村に関しては、鹿児島市域外でもあり、また中世においては大隅国吉田院の境域であるため、一切記述外とした。それでは鹿児島郡、満家院の記述に先立って谷山郡宇宿村、下大隅郡向島について一言ふれておこう。

宇宿村 宇宿村は中世谷山郡に属した。谷山郡の地頭は島津氏庶家山田氏であるが、その呼称は谷山郡山田村の地頭職を有したことによる。山田氏系図によれば、島津忠時の庶長子忠継、谷山郡山田・上別府村等地頭職をえて山田を号し、その子忠真^(実)、文永九年（一二七二）四月十七日、祖父道仏（忠時）の讓状を得て谷山郡地頭職を承襲する⁽¹⁾。同年の谷山郡内神田並寺田注文によれば

「うすく 国領一段廿ハカリ 如見三段ハカリ 寺田三段ハカリ うすくの国領五段ハカリ」
 (2) とある。なお系図では忠真の弟忠秀について「号宇宿三郎」とあり、宇宿村に所領をえたものようである。さらに系図によれば忠真の子に三子あり、一は土用熊丸で、文永十二年(一二七五)二月十七日、谷山郡地頭職を譲得している。⁽³⁾ その譲状の追書に

「たゞしこのうちむら二所ハ二郎と三郎と二たひ候也、御そんちあるへく候」

とある。二郎とは二子宗久で、建治二年(一二七六)九月十三日、山田村・北別府村を譲得しており、⁽⁴⁾ 三郎とあるのは三子直久で同日、宇宿村を譲得している。⁽⁵⁾ 直久

「ゆつりわたすたにやまのこほりのうち、うすくのこうにおきてハ、三郎ニえいたいをかきてゆつりわたすところしち也、たゞしせいちやうのほとハ、こけのさたたるへし、よて二日のために、^(永代) ^(限) ^(証文) ^(如件) そうもんくたんのことし」

すなわち、成人するまでは父忠真妻の知行すべきことと定めているのである。しかし以後この時代を通じて宇宿村に関する史料はみられず、直久の後が地頭として支配をつづけたであろうことを推測する以外、今ただちに具体的に明らかにし得るすべはない。

向島 下大隅郡は大隅国建久岡田帳に島津庄寄郡九五町九段と記載されている。向島はこの時代同郡に属していたと思われるが、同郡の史料は乏しく、まして直接向島に関するものはほとんどなく、推測を行なう余地とてない現状である。ただわずかに元亨四年(一二三四)十一月二十九日の鎮西下知状に島津道慶(山田宗久)と石谷道有が薩摩国伊集院三小山原内中原の知行の境界をめぐって争った際、結局示談でとりきめられ

向島北上鼻
た境界線として「富松の北中野猿走より向島の北上鼻崎に定め畢んぬ」とあるのにみえるくらいである。⁽⁶⁾

II 鹿 児 島 郡

建久四田帳 建久八年（一一九七）六月注進の薩摩国四田帳によれば

島津庄寄郡 「鹿児島郡 三百二十二町内 島津同御庄寄郡、寺領三十七町五段 安楽寺 下司僧安静、社領八十町 正

八幡宮領、府領社 七町五段 下司前内舍人康友、公領百九十七町 郡司前内舍人康友 地頭右衛門兵衛尉

但し本宮（郡）
司平忠純「」

安楽寺領 とある。この中、安楽寺領とあるのは具体的には薩摩国分寺領であり、⁽⁷⁾ 正八幡宮領とは大隅正八幡宮（現在

正八幡宮領 の鹿児島神宮）領荒田庄で地頭は掃部頭、すなわち源頼朝の信任をえた齋院次官中原親能である。正八幡宮領

は大隅国において一二七〇町余を数えたが、薩摩国においても荒田庄を含め二二五町余を数える。正八幡宮領

荒 田 庄 には一円領と正税官物は国衙に弁済し、公事は正八幡宮に納入する応輪田すなわち半不輪領とがあるが、荒田

庄は一円領で両者共正八幡宮の収納である。⁽⁸⁾ 現在の荒田八幡社付近一帯がその庄域であったと推定される。⁽⁹⁾

中原親能の有する荒田庄地頭職はその後正八幡宮寺の愁訴によって廃されたが、また山北六郎種頼が補任さ

れ、元久元年（一二〇四）に至ってさらに正八幡宮寺の訴えによって大隅国帖佐郷地頭肥後房良西、万得名

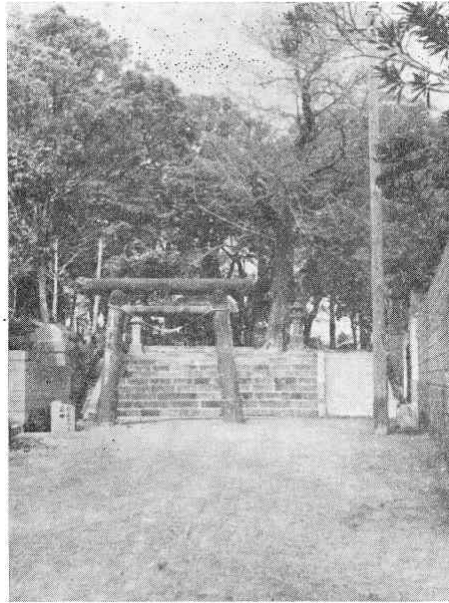
地頭馬部入道浄賢ら共々その職を止められている。⁽¹⁰⁾ 以後鎌倉時代を通じて荒田庄には地頭はおかれなかった

府 領 社 のであろう。府領社とは大宰府所管の神社で薩摩国内に中島宮、新田宮、開聞宮、伊佐知佐の四社とここ鹿

郡 本 社 児島郡郡本社で府領五社とよばれる。郡本社は現在の郡元一宮神社であろう。七町五段の所領も恐らくその

近傍に所在したのであろう。地頭は島津忠久、下司は惟宗康友とある。公領一九七町が島津庄よりお寄郡である。寄郡は一円領と異なり半不輪領で国衙と領家（莊園領主は近衛家）に両属し、年貢公事等も両者に分納する。

本郡司平忠純



一 宮 神 社 （郡元町）

郡司は同じく惟宗康友であり、地頭もまた同じく島津忠久である。ただ本宮（郡）司平忠純とあるのは何であろうか。本とは旧来とか本来とかいう意味で、ここではもとの郡司は平忠純であったということであろう。すなわちつい最近になって平姓郡司から惟宗姓郡司に代わったことを記しているわけである。

郡司 平姓鹿兒島郡司の初見は祢寝文書、建部清忠げじょう断簡に

鹿兒島郡司有平

有平と同意して宣旨の御使時遠を散々と射動かした⁽¹¹⁾

大隅国凶田帳

とある有平が最初である。そしてこの有平は薩摩平氏系凶に平次郎大夫良道の子、多称平次有道、あるいは給黎兵衛尉有道とあるものの子としてみえる人と思われ、また建久八年（一一九七）六月注進の大隅国凶田帳に島津新立庄七五〇町の記載のところで、その内訳の深河院一五〇余町、財部院一〇〇余町、多称島五〇〇余町とある下に

「謀反人故有道・有平子孫今に之を知行す」

とある有平と同一人であると思われる。この有道・有平は薩摩・大隅両国に跨またがつて島津庄敷郡の郡司職を兼有した勢力者だったのであろう。そして大隅国島津庄の場合、建久八年（一一九七）現在、なお依然としてその子孫が知行をつづけている状況であるというから、同様の事情が薩摩国の場合にあったとしても不思議ではない。すなわち有平の没後、その後と思われる平忠純の党が依然として在地にあつて権力を有しており、文治五年（一一八九）の奥州征伐に従軍してその功を認められ、平姓鹿兒島郡司にかわつて鹿兒島郡々司職に任ぜられた藤内康友の支配力はなかなか浸透しにくかつたと考えられる。新任の郡司藤内康友は薩摩国一宮社

藤内康友

新田八幡宮の執印であり、同時に牛屎院（現在の大口市）木崎名一五町の名主職をも有している。⁽¹²⁾藤内康友は惟宗姓であり、彼の所領の惣地頭職を有する島津（惟宗）忠久との間に直接の関係ありとする執印氏系図、惟宗系図

執印氏系図

奥州出軍

等の記載はにわかには信じ難いとしても、文治五年（一一八九）の奥州出軍に従軍し、頼朝より鹿兒島郡司職安堵の下文を得ていることからみて、いち早く惣地頭島津氏との関係のもとに鎌倉幕府と関係を結び、平家与力人であつた前郡司有平（忠純）にかわつて鹿兒島郡司職を獲得することに成功したものであろう。⁽¹³⁾忠久と康友の関係を裏書きする一史料として宝治元年（一二四七）十月二十五日の関東下知状案がある。⁽¹⁴⁾これは阿多郡地頭鮫島（家高）行願が康友の子の友久の子師久（尚）と相論した際、互いに悪口を述べ合ったが、中で師久の陳状によれば、行願の悪口とは「師久の祖父（康友）はかつて忠久の小舎童であつた」ということであつた。これは康友の所職が地頭島津氏の進止下にあつたことを誇張した発言であつたと思われる。⁽¹⁵⁾いずれにしても康友は薩摩国守護島津氏と何らかの特殊関係にあつたのではないかと思われる。

鮫島家高と
惟宗師久の
相論
康友は忠久
の小舎童

建久八年薩摩国御家人交名

建久八年（一一九七）十二月の内裏大番役勤仕輩、合わせて二四名の交名は鎌倉時代初期における薩摩国御家人名を知る好史料であるが、その中の一人「鹿児島郡司」はやはり惟宗康友をさすのであろう。⁽¹⁶⁾しかし惟宗氏の郡司職支配は一時的、形式的なものにとまり、間もなく平姓鹿児島郡司が復職することになる。建久九年（一一九八）の関東御教書案はその間の事情を物語る史料といえよう。⁽¹⁷⁾やや難解ではあるがその大意を記そう。これは頼朝の側近者の一人が頼朝の意向を島津忠久に伝える形式をとっている文書である。

久米次郎家願弟忠重

「久米次郎家願が鬼界島に渡つて死去した後は子息があれば当然相続すべきであるのだが、一人の子もないので舍弟忠重に相続させるべきである。奉公の者の跡は、とくに愛惜する方針である上、証文も所持していることであるから、なおのこと相続させるべきである。また忠重はまだ若年であり、至らぬところもあるだろうとは思ふが、奉公の者の縁者でもあるわけだから、とくにこのように申す次第である。しかし当時は藤内康友が知行している由を申すので、これには他の所を与えて、忠重に家願の跡を安堵する下文を与えたいと思うのだが、そこは島津忠久（惣地頭）が沙汰しているところであるので、とくに忠久にもその旨を申し伝える次第である」⁽¹⁸⁾

薩摩平氏系図 忠 良

大意は右の如くである。ここに薩摩平氏系図の記載によると、良道の子忠吉（良）について「鹿児島太郎と号す、兄忠景の養子たるにより、太郎と号す、鹿児島郡を譲る」⁽¹⁹⁾とあり、その子に女子とあり、その下に

「貴賀島に渡り死去し了んぬ、久目次郎と号す、久米郡司妻」

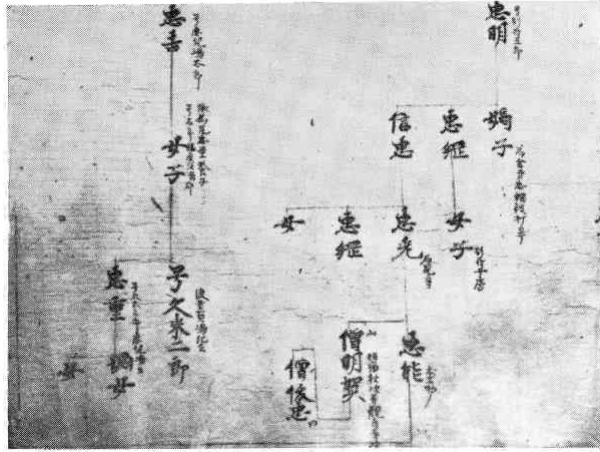
とある。この久米郡司妻とあるのは女子の説明であり、久目次郎とはその所生の一子を示しているのであ

貴海島(硫
黄島)平定

鹿児島主

鹿児島郡司
并弁済使職

ろう。久目次郎と並んで忠重の名がある。久目次郎は右文書にみえる久米次郎家願であり、家願が貴海(硫



部分系図宿指氏
(宮崎県高岡町宿指氏所蔵)

黄) 島に渡つて死去した旨を記しているのであろう。貴海島に渡るとは、吾妻鏡、文治四年(一一八八)五月十七日条に鎮西奉行人天野遠景等が貴海島(現在川辺郡)を平定するとあるのに該当し、恐らく貴海島に竄入した阿多平氏を討つため渡海した軍中に家願も加わり同地で死去したものであろう。⁽¹⁹⁾そして右様の事情から家願の後一旦康友の有に帰した鹿児島郡司職をその弟忠重に与えるというのである。前掲系図の久目次郎と並んでみえる忠重の条には

「久目三郎と号す、鹿児島主」

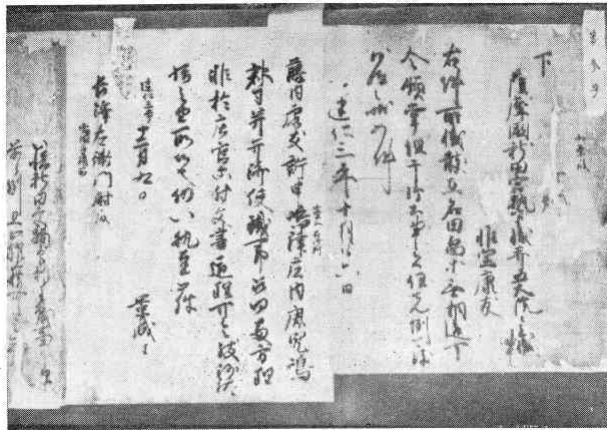
とある。建久図田帳に本郡司平忠純とあるのは或はこの家願のことではなからうか。有平・忠吉・忠純(家願)——忠重と鹿児島郡司職は相伝されたのである。⁽²⁰⁾しかし実質的にはともかく所職の移譲が円満に行なわれたとは思われ

ない。康友と忠重の争いはその後も続くのである。建仁元年(一一二〇)北条時政奉書案によれば「島津庄内鹿児島郡司、弁済使両職の事、康友と忠重両方を召問ひ、文書の理に任せ、沙汰し付くべきの由、先日下知せしむるの処、件の忠重裁許を待たず、庄内を逃脱せしめるの上、別して御米を私用するの

条、罪科輕からざるの由、在序並びに代官申す所也」
(21)とあり。建仁三年(一二〇三)十二月九日の北条時政雜掌奉書案によると、なお鹿兒島郡司并弁済使職につ

承久 乱

鹿兒島 小太 郎 康弘



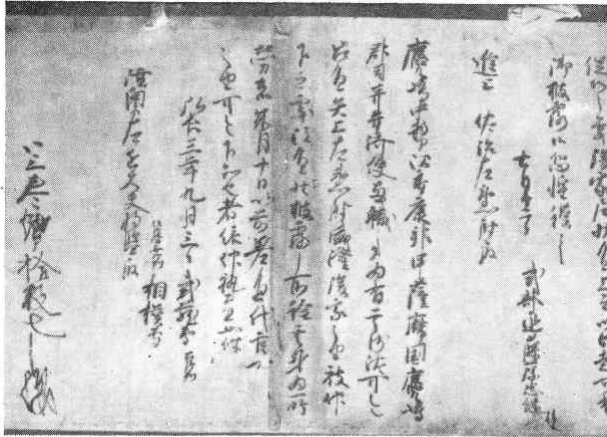
新田神社文書(1) (新田神社所蔵)

いて守護所に命じて両方の理非を在地の庄官等に尋問せしめ
ている。(22) 康友と忠重の両人がそれぞれ自分こそ郡司であると
主張して相論をつづけている様子がわかる。しかしいかに康友
の側から非難されようと現実には郡司職をもっていたのは忠重
であつたらしい。それは左の承久乱後の嘉祿三年(一二二七)
十二月二十四日の関東御教書案からもうかがえる。(23)

「薩摩国御家人鹿兒島小太郎康弘申す、御郡司職の事、訴
状之を遣わす、状の如くんば、論人忠重、忠光等承久合戦の
時、京方たりと云々、実否を糺明されんがために、彼兩人を
召進めしむべき也、明年四月以前に関東に参着すべし、若し
其の期に違わば、訴状について御成敗有るべき也」

康弘は執印氏系図によると康友の孫である。康友の後、鹿
兒島郡々司職を相承すべき権利者として忠重を退けようと訴
訟をおこしたのであろう。すなわち承久の乱で康友が関東方に属し、上京の途次、伊予攻撃の軍に加わろうと
したが、早く河野氏が降伏したので急いで上京し、北条泰時の見参に入ったのに比し、忠重は京方に加担した
(24)

鹿兒島中務
丞康兼と矢
上三郎盛澄
の争論



新田神社文書(2) (新田神社所蔵)

らしい。この訴論の結果については明らかではないが、恐らくその責を問われ、忠重は所職を失うに至ったのではあるまいか。しかしこの後、新たに鹿兒島郡司として登場したのは惟宗氏ではなく、矢上氏である。

そしてその後惟宗氏はこの矢上氏を相手に郡司職について論争を繰り返すことになるのである。貞永元年(一二三二)閏九月八日の関東御教書案によると幕府は「鹿兒島中務丞康兼」の訴状により郡司職の事について対決のために矢上三郎盛澄を召し進むべきことを守護島津忠義に命じている。⁽²⁵⁾天福元年(一二三三)六月二十八日、文暦二年(一二三五)九月十六日の関東御教書案も幕府が両者の対決をまつて裁決することを明示したものである。⁽²⁶⁾仁治元年(一二四〇)七月三日の北条泰時書状案によれば康兼の子「鹿兒島小太郎康弘」が郡司職の事について越訴を行なっていることがわかる。⁽²⁷⁾以上いざれも惟宗氏が訴人(原告)であり、矢上氏が論人(被告)である。しかしこの場合矢上氏がすでに郡司職に就任していたろうことは年不詳十二月二十二日の山田忠継請文案に「郡司矢

上」⁽²⁸⁾とあることから推定しうる。また相論の結果についても矢上氏が郡司職の保持に成功したろうことはその後の推移に徴しても明らかである。すなわち弘長元年(一二六二)四月五日の六波羅探題御教書案によれ

鹿兒島中務次郎康邦と矢上左衛門尉盛澄後家の争論

ば「鹿兒島中務次郎康邦」と矢上左衛門尉盛澄後家との鹿兒島郡司并弁済使両職に関する相論について不参の後家を重ねて召し進めるべきことを山田忠繼に令しており、それを同年七月四日受けとった忠繼はただちに後家尼に催促してその請文を進めている。さらに弘長三年（一二六三）九月三日の関東御教書案では矢上盛澄後家が所勞で出頭不可能であれば、来月十日以前に代官を差遣わすべきことを下知するよう六波羅探題に令している。⁽³¹⁾

矢上氏の出

をめぐり再び争っているが、これは盛澄の死後、惟宗氏が両職の奪還をはかったものである。その結果を直接示す史料はないが、その後も郡司職は矢上氏が相伝した如くであるから、惟宗氏の企図は恐らく失敗したのであろう。それならこの矢上氏とは一体どのような系譜の豪族であつたろうか。それは実は明らかでないのである。太田亮氏の『姓氏家系大辞典』は二説をあげ、一を先の平姓鹿兒島郡司と同じ薩摩平氏の一流とし、一を肥前有馬氏の族矢上氏とし、その氏名は肥前矢上の地名を負つた如くにしてゐる。一体薩摩平氏の系譜はいずれも肥前伊佐平氏との關係に縁故をもとめており、これは薩摩地方一帯に繁衍した在地の豪族が伊佐氏の勢威を慕い、或は何らかの縁戚關係により平氏同族を称したのであろうが、矢上氏の場合もその例にもれないと思われる。恐らく矢上氏も平姓鹿兒島郡司同族で、忠重らの没落にかわり、その縁故關係によつて郡司職を襲つたものと考えられる。⁽³²⁾そして矢上の氏名は同族長谷場の氏名が現在鹿兒島市内に字地として残っているように、矢上の字名も残っており、やはり鹿兒島郡内の地名を負つたものと考えられる。長谷場は福昌寺墓地付近、矢上は西境を伊敷と接する（催馬楽）城付近である。矢上氏が他より移り来たつたという伝承は薄く、むしろ古来鹿兒島郡司の末とする伝承の強いことや、その後の矢上氏の在地性の強さなどが

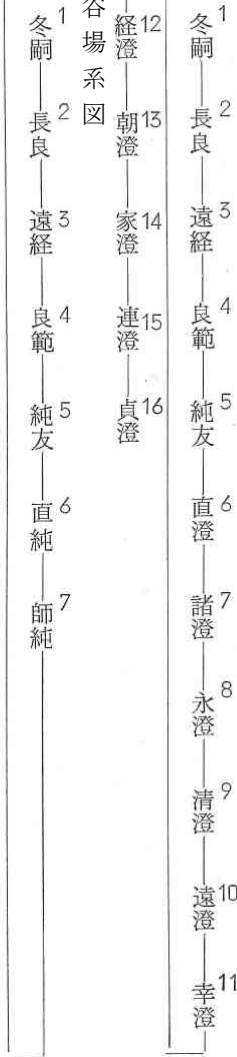
長谷部・矢上の地名

らみて、たとえ縁族としてのつながりはあるにしても、同氏が全くの後來の豪族ではなく、在地豪族平姓鹿
 児島郡司の一流とみた方が妥当するように思われる。⁽³³⁾

矢上氏に関する系譜としては同族長谷場氏系図が伝えられているが、これはその最初の部分(二四代まで)
 は全く肥前有馬氏の系図と同じである。次に掲げる二系図を比較してみれば明らかであろう。そして長谷場
 系図によると矢上氏は一六代国純の庶兄国秀にはじまるとしているが、これは何ら裏付けとなる史料がなく
 この系図は疑わしい点が多いのである。

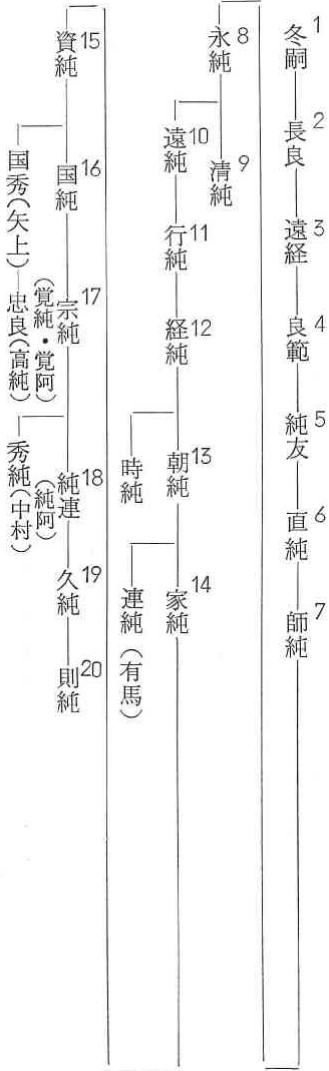
有馬系図

有馬系図



長谷場系図

長谷場系図



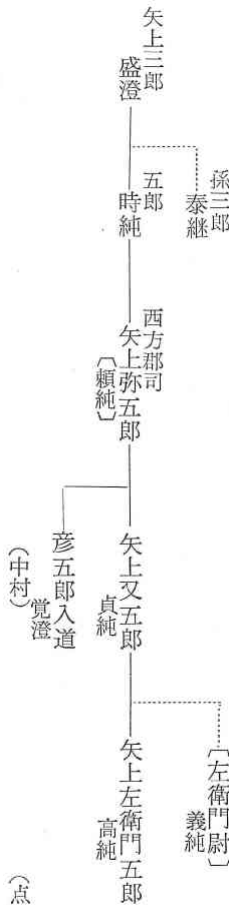
薩隅日三州他家古城主
来由記

矢上系図

近世前期の編纂さんにかかる「薩隅日三州他家古城主来由記」には矢上氏の略譜がしるされているが、これによると長谷場系図六代直純の四代の後胤を盛純とし、以下図にあらわせば次の如く記されている。



そしてこれは関係史料によっておおむね正しいことがわかるのである。今両者を併せて一系図を作成すれば次の如くなる。⁽³⁴⁾



谷山氏系図
河辺氏との
関係
長谷場氏

このうち、矢上五郎時純については谷山氏系図に、河辺通綱の子久通、久通の子信通、その女子が鹿兒島五郎時純妻とあることにより、河辺氏と縁戚関係にあることをしる。

次に長谷場氏については次の二史料により明らかに矢上五郎時純より分出した矢上氏庶家であることがわかる。(A) は元応二年(二三三〇)八月三日の沙弥阿妙讓状であり、⁽³⁵⁾

○(B) は南北朝期、貞和六年(二三三五)二月十五日の沙弥純阿讓状である。⁽³⁶⁾

(A) 「譲り与う 字乙房丸所



長谷場城付近(坂元町)

薩摩国鹿兒島郡長谷場村内田菌等讓状の事

在り水田壱町内長谷場森田參段
内崩下式段 但し坂下路より東を限る

大田壱町内五段

在りはせはの菌内山口溝より
西方を限る

右、彼の水田菌に於ては時澄の手より之を讓得し、阿妙の

重代相伝する所領也、しかる間、字乙房丸ニ永代を限り讓

与するところなり、何の子孫たりといふともまたくいら

んをいたすべからず、但しちとうまい(地頭米)已下公事等二をいて

ハ、分(限)けんニ(従)したかて、惣領新五郎相共にその弁をいたす

へし」

とあり、時澄(純)の手より讓得した重代相伝所領、鹿兒

島郡長谷場村内田菌等を阿妙が字乙房丸に永代讓与した文書

で、そこにみえる惣領新五郎とは矢上氏の嫡系ということに

なる。恐らく、貞純に当たるのではあるまいか。乙房丸は誰に当たるか明らかでないが、(B)によれば久純は

二男であるから阿妙の状をそえて讓与するとあり、或いは阿実、又は純阿に当たるのではないかと思われる。

(B) 「讓り与う 兵庫允久純所

早く薩摩国鹿兒島郡内田菌等を領知せしむべきの事

在り水田老町内

坂本名長谷場五段 西七杖、井尻加藤九郎入道作
ヨリ山下を限る

甘子木村内比牟田伍段

在り長谷場式ヶ所内、山口谷下溝ヨリ西を限る

右、水田菌に於ては、矢上五郎時澄、阿妙、阿実の讓狀を以て純阿の重代相伝する所領也、而るに久純は次男たるの間、阿妙の狀を相副え讓与する所也（後略）

とあり、（A）・（B）記載の所領は恐らく同一のものである。純阿—久純は長谷場村田菌を相伝するに至り、以後長谷場氏を称することになるのではあるまいか。すなわち長谷場氏は鎌倉時代の末期に矢上氏より分立したと考へた方が妥当と思われ。そして同氏が建武以降、所領を日向国南郷、飢肥北郷等にもち、惣領矢上氏及びその他の庶家が鹿児島郡にのみ所領を保持し、南党として守護島津氏に抗し、衰退していったのに対して、終始武家方として畠山氏、島津氏の側にたつてその所領を全うし、早く活動の舞台を日向地方に移し、野辺氏等の日向の諸豪族と連係してその勢力の維持強化につとめたのであり、かくして後世、庶家長谷場氏が惣領家である矢上氏に代わつて、元鹿児島郡司の名を称し、その系図もまた前掲の長谷場系図のように惣庶逆に記述するようになったのではあるまいか。

矢上氏についてはその後、比志島文書所収、弘安九年（一二八六）閏十二月二十八日の関東式目案に付属した勲功賞受領者交名并所領注文に鹿児島郡司職矢上孫三郎泰繼の名がみえる。⁽³⁷⁾すなわち河辺次郎には肥後国築瀬宮禊矢上孫三郎泰繼跡が与えられ、次に同勲功賞として白木七郎兵衛尉氏家子息をはじめ、米生又三

郎種盛子息、田尻次郎種宗子息、同三郎子息、同四郎種継跡、米生九郎種有子息、矢俣兵衛尉跡信成子息、野中左衛門三郎宗通法師、香西又太郎定慶跡等計九名にそれぞれ「薩摩国鹿兒島郡司職内十分一矢上孫三郎跡」を分与しているのである。築瀬宮禊職については明らかでないが、鹿兒島郡司職については九名に十分一あての配分となっている。このうち、田尻三郎種重子息あての弘安九年閏十二月二十二日付け關東下知状が現存している。すなわち左のごとくである。⁽³⁸⁾

「早く田尻三郎種重子息をして薩摩国鹿兒島郡司職内拾分壹を領知せしむべきこと、

右、蒙古合戦の忠により、充行わるる所也、てへれば早く先例を守り、領掌せしむべきの状、仰によつて下知件の如し」

この史料によると矢上孫三郎泰継は何らかの原因によって、（或は前年の弘安霜月騒動と関係があるのかもしれないが明らかでない）郡司職を失い、その所職は蒙古合戦の恩賞として筑後、肥前等の北九州の御家人たちに分与されている。しかし彼らのえた郡司職とは恐らく郡司得分米等の得分権のみで、在地の支配権は依然矢上氏の手中に残されていたのであろう（十分九の残り十分一については名実共に矢上氏が維持したものと考えられる）。矢上氏は間もなく郡司職を回復しているので、新たに郡司職を分有した北九州の御家人たちは恐らく短期間に若干の得分米を収納したにとどまったのではあるまいか。矢上泰継については明らかにはしたが、恐らくその後と思われる矢上弥五郎はそれから二年後の正応元年（一二八八）八月十五日の本仏書下に新田宮造管用途のことについて訴えられ、参対を命ぜられている鹿兒島西方郡司（矢上）弥五郎としてみえる。⁽³⁹⁾ 鹿兒島郡司職が東西に分れていたことは、正応六年（一二九三）四月十二日の宮崎

宮崎石築地
鹿兒島東方分

中村氏

石築地破損検見注文には「二丈 鹿兒島東方分」とあり、他に鹿兒島郡関係では「二丈 荒田庄分」があることなどから疑いない。⁽⁴⁰⁾ 東方、西方といった場合、大体鹿兒島郡の郡域を東西に二分してその管轄区域としたことによると思われるが、長谷場家系図によると鹿兒島郡二四村を一四村と一〇村にわかち、前者を惣領長谷場氏が領有し、後者を庶家矢上氏が領有したとするのも、たとえそれを庶家中村氏と惣領矢上氏に入れかえたとしても疑問の多い説である。郡内の村数二四とあるのは近世の村数と大むね一致しており、実際のこの時代の村数はさらに少なかったと思われる。西方郡司は正応元年（一二八八）七月二十五日の本仏書下に単に鹿兒島郡司ともみえ、⁽⁴¹⁾ その後の鹿兒島郡司（西方郡司ではない）の系統もこの矢上弥五郎の後であるから、この方が本流と思われる。或は弘安九年（一二八六）何らかの事に座して鹿兒島郡司矢上孫三郎泰継がその所職を失った後、郡司職を東西にわかち、一時的に西方分のみを同族（或は兄弟か）の矢上弥五郎が領有し、後いく程もなくして再び東方分を復したものであろうか。

文保元年薩摩国御家人交名

名主 鎌倉時代後期の御家人名を知る恰好の史料として文保元年（一二一七）の薩摩国御家人交名があるが、そのうち、鹿兒島郡については次の如くである。⁽⁴²⁾

矢上又五郎左衛門尉 舍弟彦五郎

鹿兒島 伊敷領主 田上領主 上山領主

荒田庄弁済使取納使⁽⁴³⁾

矢上貞澄
中村覺澄
田上領主
伊敷領主

このうち、矢上又五郎左衛門尉とあるのは惣領鹿兒島郡司矢上貞澄（純）のことと思われ、舍弟彦五郎とあるのは中村覺澄（純）のことであろう。また田上領主、伊敷領主とあるのも矢上一族であることに間違いはな

上山領主
荒田庄弁濟
使收納使

いようである。他の二名、上山領主と荒田庄弁濟使收納使は明らかでないが、まず矢上氏ではあるまい。(43)とすると鎌倉時代後期、鹿児島郡所在の御家人六名中、四名が矢上一族ということになる。すなわち矢上氏は矢上・長谷場の他、中村・郡本・伊敷・田上等の、当時にあつて鹿児島郡内の枢要の地に所領をもち、そこに一族を分置して、惣領矢上氏が長谷場氏を除く庶家を統轄しつつ、その郡内支配を行なっていたということになる。すなわち鎌倉時代後半の鹿児島郡は郡司一族、すなわち惣領矢上氏をはじめ各庶家が田上・伊敷・中村・郡本(元)等の諸村を領し、その間に上山・荒田庄弁濟使等の他姓の在地領主が介在していたということになる。しかし郡の枢要部は郡司矢上一族で押えており、強固な在地支配を行なっていたものと思われる。しかし同時に、同族のうち、三名の庶家が御家人を称していることは惣領による強い統制ではなく、惣領を中心とした同族团的結合の色彩の濃さを感じさせるし、後の文和年間の交名にみられるような結合への過渡的形態を思わせる。前にも見たように一族の長谷場氏が本貫の地における同族的結合から離脱し、他国(日向)の所領において新たに野辺氏等の近隣の武士団と地縁的結合関係を結ぶようになったことも注目すべきことであろう。

惣地頭職

地頭 次に鹿児島郡の地頭についてみよう。同郡の地頭職が島津氏の薩摩国惣地頭職補任以来、その手中にあつたことは疑いない。このことは建久田帳の記載によつても明らかであるが、その後忠久―忠時(義)―久経とうけつがれ、文永六年(一二六九)十月二十三日の関東下知状では久経が去年十二月十三日父忠時の讓状にまかせ領掌すべきことを認承している。(44)久経は忠宗に譲り、文保二年(一一三一)三月十五日、忠宗は貞久にその他の所領と共に「かこしまのこほり 同なかよし」を譲り幕府より安堵を受けている。(45)元徳三

年（一三三二）八月九日の嫡子宗久宛、貞久の讓状には譲り渡すべき所領目録の中に「かこしまの郡 同なかよし母一期ののち(47)ちきやうすへし」と見え、同十二月五日、同じく幕府の安堵外題をうけている。また年月日未詳の島津氏所領注文には

「鹿兒島郡地頭職 同永吉女子一期分(49)」

永吉村とある。ここに鹿兒島郡、同永吉とあるのは嚴密にいうと永吉を除く鹿兒島郡全部と郡内の永吉村の地頭職とということになる。このように永吉のみが別個に取り扱われたのは弘安二年（一二七九）五月十日鹿兒島・莫祢あくね薩摩郡等を新田八幡宮造宮にあてることについての龜山上皇院宣案に

「鹿兒島郡永吉名事 先例各別知行之上、国衙沙汰たるべし(50)」

別名とあり、別名であることから理解できよう。とにかく永吉村の特例を除くと鹿兒島郡は島津氏嫡流（惣領）が地頭職を有したところであつたと認められる。このことは島津氏が鹿兒島郡を重視していた一つの証拠と考えてよいであろう。嫡流島津氏がその居処（城）としたのははじめ山門院木牟礼城であり、のち南北朝時代に入って薩摩郡碓山城、ついで鹿兒島郡東福寺城へと移っている。しかし島津氏と鹿兒島及び東福寺城との関係はそれ以前に遡さかのぼる。「島津譜」によると

「（建久）七年丙辰是歳浄光明寺を鹿兒島に創建す、宣阿上人を鎌倉より迎へ、以て寺主と為す」

浄光明寺

とあり、「久経公譜」には弘安七年（一二八四）閏四月三日の浄光明寺鐘銘を収め、「大願主前下野守藤原朝臣久経」「島津庄内薩摩方鹿兒島郡に梵宇を造立し、浄光明寺と名づけ」、先祖の靈を弔うとある。以上の史料はそのままとりがたいとしても、安養院文書、文保三年（一二二九）二月五日の島津忠宗禁制には

「鹿兒島東福寺、山臥三川房の時四至堺を差し、条条禁断せしむるの所、近年違犯の輩有りと云々」
として

「一草木採り用うるの事、

一牛馬を放ち入れる事、

一殺生禁断の事、

右、御内被官の輩の内、恩足に於ては、所領三分一を分け召さるべし、無足の仁は、百日出仕を止め、鹿兒島を経廻するを停止せしむべし、下部に至りては火印を捺し、硫黄島に流し遣はすべし、郡内の甲乙人等においては、三貫文の過怠たるべき也、てへれば此の旨を守り、堅く禁制せしむべきの状件の如し」

安養院

とあり、⁽⁵²⁾守護島津氏と鹿兒島並びに東福寺との特殊関係を推考しうる。安養院はすなわち東福寺であり、御内被官とあるのは島津氏の被官であり、鹿兒島経廻を止むとあるからは、東福寺の近傍はほぼ鹿兒島郡の中心地域に当たっていたのであろう。さらに同文書、元亨三年（一三二三）十二月十一日の某禁制には

「鹿兒島東福寺々中并山野草木の採用及び殺生禁断、大犯人等^{たいぼん}以下条条事、去る応長元年（一三一）

文保三年（一三一）故殿の御下知訖りぬ、彼状に任せ違犯の儀有るべからず、もし制法に拘らざるの輩は、重科に処せらるべきの状件の如し」

とある。長谷場氏系図によると永純の項に

「寛仁四年（一〇二〇）ノ頃初メテ城郭を構へ東福司城ト称ス」

とあり、資純の項に

「寛元二年嗣立、父ノ職ヲ襲ヒ三郡ヲ領有ス、此代鹿兒島郡内二十四ヶ村ノ内拾ヶ村他腹嫡子国秀ニ譲与セラル、其外十四ヶ村居城（東福司城）並ニ長谷場之居屋敷、共ニ重代ノ文書相加へ、家督ノ分トシテ差渡候也」

とあり、又国秀の項に

「此代鹿兒島西原（催馬楽）ニ在城也、是二十箇村相付ケラルル事、嫡子タリト雖モ、他腹ノ故家ノ惣領ニ成ラズ」

催馬楽城

とあり、東福寺（司）城は早く長谷場氏の先祖以来の居城であり、催馬楽城は庶家矢上氏が後によつた居城なりとしている。（実際は長谷場氏が庶流、矢上氏が惣領であろうことは前に述べた）しかし東福寺城の名は明らかに寺名に由来していると思われ、後に城塞化したものではないかと考える。とすれば守護、惣地頭島津氏と縁故の深い寺域に、郡司が居城を構えるのも納得しがたく、郡司矢上一族（中村氏）が東福寺の天險を利用してそこを城塞としたのは建武以降の争乱期に入つてからのことと考えられる。むしろ矢上氏惣領矢上高澄の居城であつた催馬楽城の方が郡司本来の拠地として自然のように思われる。

次に守護、惣地頭島津氏の鹿兒島郡内における支配形態、及び郡司との關係についてはそれを具体的に示す史料は全く残されていない。寄郡の通例として地頭は反別五升の加徴米（地頭米）取得権の他、若干の地頭名をも領有していたと思われるが、それがどこにあつたかも明らかではない。前述の永吉名も地頭名であつたという明確な証拠を残してはいない。しかし島津氏が鹿兒島郡に相当深い關係を有していたであろうことは先にあげた浄光明寺、東福寺の史料や、建武以降の島津氏の動向からも十分に推測しえよう。地頭・郡

地頭加徴米

司相互間の紛争も南北朝期の争乱に激しく敵対し合った両者の関係から推しても、それが皆無であったというのではなくて、たまたま史料が欠失して明らかにしえないまでと考えた方が自然のように思われる。

平姓鹿児島郡司、矢上氏らの相伝した郡司職が、単なる得分権の取得のみならず、在来の郡司の有する所領（名主職）をもほとんど併有して根強い勢力をはっていたのに対して、はじめこれと争った惟宗氏の郡司職は一時的にその得分権を取得したにとどまり、ついに根をおろすことが出来なかつたように思われるし、かつて平忠純・平忠重らが郡司職を失つた場合でも、彼らは単にその得分権を喪失したにすぎず、郡司名（郡司支配の名）の下地進退の権限等はなお保持しつづけていたものと考えられるし、その後をうけた矢上氏の郡司職も同様であつたと思われる。要約すれば鹿児島郡郡司職は直系相伝ではないにせよ、一貫して薩摩平氏流鹿児島郡司の相伝するところであり、その在地性の抜きがたい鞏固きょうこさが南北朝時代、守護島津氏に久しく敵対しえた原因であつたと考えられるのである。⁽⁵⁴⁾

III 満 家 院

建久凶田帳 建久八年（一一九七）の凶田帳には

島津庄寄郡

〔満家院 百三十丁 同（島津）御庄寄郡 院司業平 地頭右衛門兵衛尉〕

比志島・小
山田・川田・
東侯・厚地・
油須木

とある。中世満家院は現在鹿児島市に編入されている比志島・小山田地区と日置郡郡山町に所属する川田・東侯・厚地・油須木・郡山・西侯地区とからなっている。院の中心はもちろん郡山で、今の郡山バス停留所付近がそれに当たろう。全域島津庄寄郡で、国衛と領家に両属の形をとっている。地頭右衛門兵衛尉とは島津

院司業平

忠久、院司業平とあるのは薩隅地方の旧族大蔵氏である。同じく隣国大隅国の建久凶田帳に

加治木郷

「加治木郷百廿一丁七段半 正宮永用百六丁二段半 郡司大蔵吉平妻所知」

とある。正宮とは大隅正八幡宮（現在の鹿児島神宮の前身）をさす。ここにみえる大蔵吉平こそ、はじめ同時に薩摩国満家院院司職を併有していた人物なのである。そして業平は吉平のあとをついだ人と考えられる。⁽⁵⁶⁾

加治木八郎親平

郡（院）司 「薩隅日三州他家古城主来由記」によると、大隅加治木城の項に、加治木八郎親平をあげ、

「忠久公薩州御下向の時節居城の人也、本大蔵氏の苗裔なり」とあり、また

「七代加治木八郎親平、文治四年（一一八八）戊申加治木郷を給ふ、建久六年（一一九五）六月廿三日薩摩国満家院安堵の御下文右大将家より給るとなり」

加治木氏系図

とある。その他「加治木氏系図」などを参考に関係系図を作成すると左のごとくになる。⁽⁵⁷⁾

大蔵大夫良長

肥喜山女房

①藤大夫 経 頼

②大掾 頼 長

③大掾 頼 光

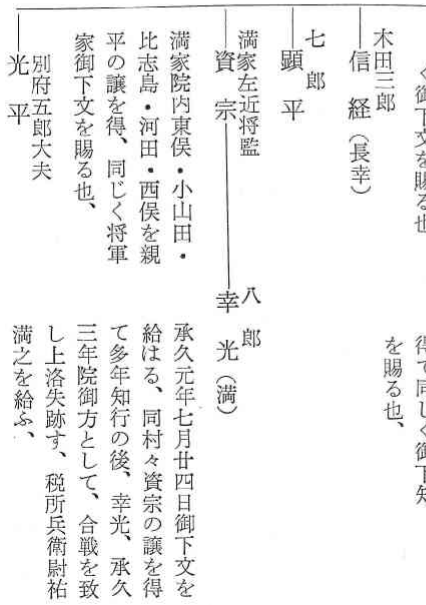
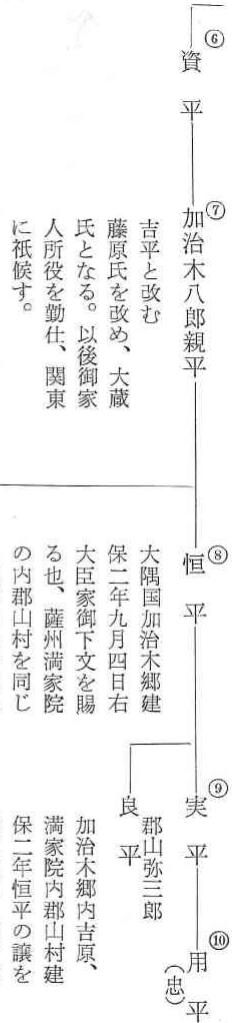
④大掾 資 光

⑤神宮寺別当 資 房

藤原 経 平



郡司職・院
職・郷司



すなわち、鎌倉時代はじめの満家院は大隅国加治木郷と共に大蔵氏を称する親平の領有するところであった。(郡司職といつても、院司職・郷司職といつてもこの時期のこの地方ではほとんど同質、同内容のものをさしているとみてよい) 前掲建久八年の大隅国関田帳に加治木郷について郡司大蔵吉平妻所知とあるか

郡司大藏吉平

ら、建久八年(一一九七)の段階では吉平すなわち親平はすでに死去していたのであろう。しからば業平と資宗の関係は如何であろうか。確言はできないが恐らく同一人ではあるまいか。業平はまた「古城主来由記」満

満家四郎長(永平)

家院の項に見える満家四郎長平(ノリヒラ)のことであろう。そこでは

「忠久公の比居城す、其根本源家より出る清和天皇より九代六条判官為義三男志田義憲、次男村上三郎左衛門尉頼重と号せし人信州の守護たりしが、故ありて浪牢となり、満家院郡司長平か智と成て満家院を知行す、頼重嫡子栄弁これなり云々」

上総法橋栄尊

比丘尼菩薩房



川田堂園供養塔群頼重・栄尊等墓(郡山町)

は「比志島元祖上総法橋栄尊ノ母、父ハ満家孫太郎大藏永平娘」である。すなわち栄尊は長平(永平)ニ業平の娘菩薩房並びに源頼重の子となる。⁽⁵⁸⁾ ただし建久八年、守護島津忠久大番役催促状所載の薩摩国御家人交名中

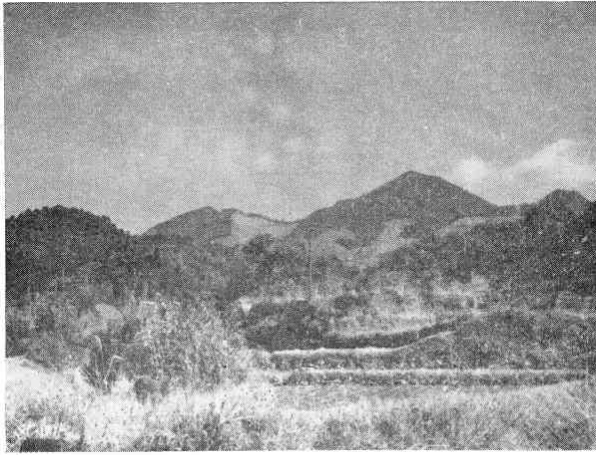
比志島・河
田・西俣・
城前田・上
原園五カ所
城主職

村上頼重

大藏 幸光
(満)

厚智山花尾
権現社鏡銘

満家郡司とあるのは「来由記」はこれを栄尊とするが、誤りで当然祖父の業平（資宗か）に当たるのである（59）。
栄尊は寛元五年（一二四七）三月十一日、母菩薩房より正式に満家院内比志島・河田・西俣・城前田・



厚地花尾山遠望（郡山町）

上原園の五カ所名主職等を譲渡され、宝治元年（一二四七）八月十一日、守護島津忠時の承認を得、同十月二十九日には右の所領知行承認の関東御教書を得、翌宝治二年（一二四八）一月十七日には六波羅探題の施行状を得ている。栄尊はこれより前、菩薩房の代官として、実務に当たり、所領の保持に種々努力している。この栄尊以下が源姓を称することになるのは、前掲菩薩房の夫、すなわち栄尊の父、村上頼重の源姓なることによるものであろう。

さて満家院々司職はどうなったであろうか。前掲比志島氏系図によると、資宗の子幸光（満）は

「承久元年七月廿四日御下文を給はる」

とある。この幸光については、後世、島津氏初代忠久の母丹後局等を祭り、島津氏の祖廟として崇敬されるに至つた。九月在銘の掛仏銘文にその名がみえている（64）。その一を示す

と
た厚智山花尾権現社所蔵、建保六年（一二二八）

「薩州満家院厚智山御正躰七躰内、右志は正朝外朝御願成就のため、別して当御庄領家預所御願円満、かつは当院司大蔵幸満並びに紀氏のため、大蔵宗頼並びに宗形氏の息災延命のため、かつは法界衆生平等利益のため、之を造ること右の如し、勸進僧永金」

承久乱

のごとくである。すなわち資宗（長平）の後、幸満が院司を襲職し、承久の乱にまで及んだのであろう。

税所氏系図

そして同合戦に際して幸光が京方に加担したため院司職は没収され、同職は間もなく、同じ隣国大隅の豪族税所氏的手中に帰することとなったのである。その間の事情は税所氏系図に詳細である。⁽⁶⁵⁾

(安元二・八・二九) 榎掾藤原篤持 (関田帳) (税所校校篤用、曾野郡重富三三丁・重武三丁・桑東郷松永七丁)

(篤用) 篤茂

或は敦用、重富曾於野七郎大夫、押領使職、松永名、栗野恒次、重枝名等御知行、税所惣校校両職恒次名等を給はり、税所大夫と号す、

(敦) 篤満

大夫掾と名づく、去る建保元年五月二日、三浦和田左衛門尉義盛追討の時、義盛子息新左衛門尉以下敵両三人射取り、大事の疵数カ所負うの間、同三日死去したるぬ、

祐満

重富、税所兵衛と号す、大隅国税所職、押領職、国大専当職、止上大宮司職、曾於郡内恒次名、重武名、桑東郷松永名、重武名、栗野院恒次、恒山、重武名等、薩摩国満家院郡司職、村々田畠山野等、和田左衛門尉追討の勲功によって拝領、同院村厚智山座主職

つくしの税

敦満は吾妻鏡に「つくしの税所次郎」とみえる人と思われ、和田合戦の際戦没しているが、その恩賞は弟

所次郎

の祐満に与えられることになり、承久の乱後けつしよ闕所となった満家院の院司職等を入手するに至ったのである。 「川田氏由緒記」によれば

「比志島元祖重賢しげかた（栄尊）姉税所太郎篤満に嫁す、篤満重賢を追出して満家院を奪う、因て重賢僧とな

る」

とあり、別は大蔵氏税所氏の間にも縁戚関係のあったことをしる。⁽⁶⁷⁾ いずれにしても承久の乱以降、税所氏

が郡司職を、またその一族や、大蔵氏及びその縁族等が院内の名主職を分有するようになったと思われる。

祐満の後、義祐・篤秀・篤胤は大隅国大介兼税所職・押領使職等の他、薩摩国満家院郡司職村々山野、及び

厚智山座主職を相伝しており、義祐の諸子の中、七郎祐秀は同院内中俣村を、童名弥陀増（四郎）は小山田

厚智山座主
職中俣村
油須木村

郡山良平

村の田地を少々、女子某は油須木村を領知し、別の女子某は肥後山元庄預所伊勢庄司の許に嫁し、満家院内

にも田畑を少々有していたと税所氏系図には記されている。又前掲加治木氏系図によれば、恒平の子良平

（郡山弥三郎と号す）は加治木郷内吉原の外、満家院内郡山村を建保年間、恒平の譲をえ、また御下知を給

わつて知行しているとある。比志島以下五カ名を栄尊が知行するようになるのも院司大蔵氏の末裔としての

性格によるものであろう。税所氏はこれら各種の出自を有する諸名主の惣領主的立ち場にあつたといふこと

ができよう。

地頭

前述の如く院司職が大蔵氏から税所氏に移った後、比志島以下五カ名の名主職を知行し、その領知

権を確立するまでの栄尊の努力は容易ならざるものがあつた。天福元年（一二三三）十月二日の僧智弘・僧実

範・紀道房契約状によれば、⁽⁶⁹⁾ 満家院内比志島・西俣・城前田・上原菌（ただし八郎入道屋敷）は菩薩房がその

税所義祐

守護兼地頭
島津忠時

知行を郡司税所氏から認められたが、さらに新たに川田村の知行権を栄尊に付与することについて、郡司側の説得に当たるべく協力を約していることが知られる。結局これも郡司税所義祐の認めるところとなつてい(70)る。すなわちここで栄尊は惣領主税所氏の羈絆きはんを離れ、独立名主たらんとして運動を展開しているのである。結局関東御教書をうけ、六波羅探題施行状の発出をみているが、この際栄尊が守護兼地頭の島津忠時の承を得ている点に注意すべきであろう。すなわち宝治元年(一二四七)六月二十二日提出の起請文によると栄尊は

「前記五カ名につき関東御教書を得る目的は、将来惣領主たる税所氏が罪科を被るような時に、その連座で没収される危険性があるので、それを免れるため、あらかじめ各別の安堵を得ておこうと思う訳である。しかしこのような没収の地において各別の安堵状を得ようとすれば、当然、守護、惣地頭に違背して別納を主張するのである」と疑われるであろうがそのような意図はないので、とくに起請文をすすめる(71)旨をのべているのである。ここに満家院が没収の地とあるのは、建久九年(一一九八)二月二十二日の関東

満家院郡司
名田

郡司得分米

御教書に薩・隅・日三国にまたがる七カ所の島津庄内郡司弁済使等名田の知行を島津忠久に付与しているがその中に満家院郡司名田が見えるので、恐らくこのことをさしているものであろう。(72)郡(院)司職は既述の如く、大蔵氏↓税所氏と伝えられたが、郡司名田は早くより惣地頭の管掌するところとなり、したがって郡司得分米も本来の郡(院)司の手に入ることなく、惣地頭島津氏の取得するところとなつていたらしい。しかしこれについては明確に固定していなかったらしく、この得分米の取得権をめぐる、その後郡(院)司税所氏と惣地頭島津氏との間に争いがつづけられた。宝治元年(一二四七)十二月十九日の税所義祐の請文

税所篤秀

によると、所定の五〇石の郡司得分米の地頭方への進納を請け合っているが、その後約四〇年後の弘安八年(二二八五)十月二十五日の大隅大炊助入道(惣地頭長久、忠時の子)代沙弥静信の申状によれば、税所義祐の後篤秀が先祖相伝の当院郡司職並びに郡山以下村々を掠め押妨したと訴えている。⁽⁷⁴⁾これは前記郡司得分米の取得をめぐる紛争の生じたことを示すものであろう。しかしその後両者間に和与^{わよ}の成立を見、正応元年(二二八八)六月七日、篤秀は左記の如き和与状を交付している。⁽⁷⁵⁾

「篤秀重代相伝領薩摩国満家院の内郡山、中俣以下六ヶ村下地事、惣地頭方訴訟に就いて、数遍訴陳に及ぶと雖も、相互に隱便の儀を存ぜしめ、和与し奉る事、

一、郡司得分米五十石の事、院内村々の配分状これ在り、彼状に任せ其の弁を致すべし、但し今年より件の米これを弁すべし、

一、七箇所の請料小袖三両、これを弁じ奉るべし、

一、厚智寺の巻誦用途参貫文、これを弁じ奉るべし、

一、塚田・蒲原事、

右件の所々は地頭方に辞し奉り畢んぬ、此の外自余の村々においては、先例に任せ、相互に違乱を申すべからず候、仍て和与の状件の如し」

塚田・蒲原
右によれば、郡山・中俣以下六カ村の下地については、請料を地頭側に出すことにより、郡司の進止と定め、塚田・蒲原(現鹿児島市内小山田)については地頭進止とし、その他の諸村に関しては先例にしたがうこととしている。また郡司得分米五〇石については、院内村々への配分状にしたがって、各村々より支弁せ

しめることと定めている。かくして合法的とはいえないまでも、一時は、実質上、郡司職の実益を領有してきた税所氏も惣地頭島津氏の進出に押されて実益の大半を譲歩し、わずかに形式化せる郡司職を保持するにとどまったといえよう。しかし税所氏は不完全ながらその後も満家院郡（院）司職を保持しつづけたようであり建武四年（一二三三七）、税所介敦直（篤秀―篤胤の後）は祖父正恵遺領満家郡司職并名田畠山野以下の安堵を申請している。⁽⁷⁶⁾

島津大炊助
長久
島津忠宗
伊作宗久
和泉実忠

一方惣地頭職は島津忠久・忠時の後、一時守護の兼帯を離れ、忠時の庶子大炊助長久が領したが、その後再び守護忠宗が相続し、伊作宗久がこれを請所とすることがあったが、後更に忠宗の庶子和泉実忠が相伝した。⁽⁷⁷⁾ その間にあつて在地には惣地頭代、又代等があつてその権限を次第に拡張していったようである。満家院の惣地頭職の場合、他の郡・院・郷と違って、前掲建久九年二月二十二日の関東御教書によつても知られるように、宮里郷と共に、早くより郡司の権限が大幅に惣地頭の手中に帰していたらしい。⁽⁷⁸⁾ すなわち一般的な検断権、得分徴収権の他に郡司名田の領知権（具体的には郡司得分米五〇石の取得権）をも有していたらしい。⁽⁷⁹⁾ 更に地頭は間接的な得分の徴収のみにとどまらず、下地の直接支配についてもその拡大をはかっている。前記相論についての正応元年（一二八八）の和与では、新たに蒲原・塚田の地を直務としているが、その他後述の比志島氏の所領城前田の押領等もこの事を示しているものと思われる。満家院内における所領等をめぐる相論は、鎌倉時代末期になって多く史料の上にあらわれてくるが、これを類別すると、⁽⁸⁰⁾ (一)比志島氏と惣地頭との相論、(二)比志島氏と他氏との相論、(三)比志島氏一族内の相論の如くなる。

満家院内の
所領相論

名主 ともかく鎌倉時代を通じて郡（院）司職は多分にその形式的名目的な面において大蔵氏―税所氏の

城前田

比志島孫太
郎忠範
上原 菌

比志島・西
侯・河田三
カ名負担の
正八幡宮造
菅役配分

宮崎役所石

有するところであり、その実質的権限は漸次惣地頭島津氏の掌握するところとなつていったといえよう。名主職（名の知行）に関しては、前掲正応元年（一二八八）の史料でも見たように郡司税所氏の領知にかかるものとして、郡山・中侯等七カ村があげられているが、これらと比志島氏の知行する比志島名以下五村との関係は如何になるのであろうか。右の五カ名は比志島氏惣領の根本所領として中世末期に至るまで讓狀に記載されて行くのであるが、そのことと、実際に知行していたか否かは自ら別個の問題である。事実右の五カ名の中、城前田・上原菌の二カ名については早く比志島氏の管掌下より脱したようである。すなわち城前田については建長五年（一二三三）の榮尊所領配分状によると、庶子乙次郎（義永・榮秀）が代官職を宛行されたのであるが、正和元年（一一三二）以前より惣地頭下野前司入道（守護島津忠宗）方の押領する所となつたらしく、時の惣領比志島孫太郎忠範は度々鎮西探題にその非法を訴えている。⁽⁸¹⁾上原菌に関しては建長五年の配分状にすらその名は見えず、早く税所氏代官上原氏の知行するところで比志島氏の名主職は名目的なものととなつていたのであろう。しからばこれら諸名の割り合い及び田数はいかほどであらうか。正和六年（一一三七）四月二十五日の沙弥了恵の状によると比志島・西侯・河田三カ名負担の正八幡宮造菅役の配分は、満家院に対する割り当てのうち、比志島名十分一、西侯名十分一、河田名十六分一となつている。既述の如く、当時実際に比志島氏の管掌下にあつたのは前記五カ名のうち、これら三カ名であり、その合計四分一強が満家院のなかで当時比志島氏の管掌下にあつたといえる。又これより先の建治三年（一二七七）一月二十七日の比志島太郎（祐範）あて、守護島津久経の石築地役覆勘状によれば

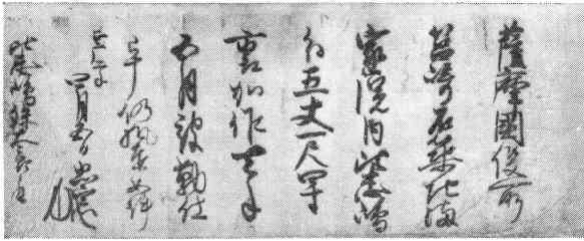
「宮崎役所築地の事、満家院内比志島・西侯・河田・前田以上四カ名分、五丈一尺四寸勤仕され了んぬ、

築地役履勘
状

之に仍って状件の如し

(83)

とあり、当時石築地役の負担が隣国大隅の場合、おおよそ町別一尺の割り合いであったから、これを薩摩国の場合にも適用して、以上四カ名の賦課田数を五一町四段と概算してみる。前田は城前田で、当時はまだ比志島氏の知行するところであつたらしい。この前田については前記正八幡宮造管役負担配分の際は除かれて



川田家文書 島津忠宗書下 (鹿児島大学図書館所蔵)

ているので、他の三カ名との比率を知りえぬのであるが、便宜上、今これを河田名と同率として考えてみると、右の田数の四カ名の配分は比志島・西俣それぞれ約一六町、河田・前田約一〇町となる。これは凶田帳の満家院の田数は一三〇町であるが、その後の増加を考慮に入れ、かつまた、前田を加えた時の比志島以下四カ名の田数が満家院全田数の約四分一乃至三分一ないしであることからみて、満家院の全田数は約一五〇町―二〇〇町となり、おおむね妥当するよう(84)に思われる。このうち、比志島名については嘉暦三年(一三二八)十二月二十日の「注進満家院比志島名水田地頭御方目録」があり、それによると

「見作田 一八丁九反 不河成三反
損田三丁二反

得田 一五丁三反三〇歩

山王田 二反 大日田 一反 御佃 一反 新加用 三反

小地頭用 二反二〇歩 算失二丁

定得田一三丁四反

比志島名水
田地頭御方
目録

追損田 九反 分米 六石二斗五升 田米 一石二斗五升

とあるから、これも右の推定を裏付けるように思われる。なおここで分米六石二斗五升とあるが、これを定得田より追損田を差し引いた田数一二町五段で除すると段別五升となり、この分米は平均段別五升の地頭加徴米であることが推定できる。田米一石二斗五升とあるのは地頭給田（御佃）一段の佃米であろう。

以上要するに比志島氏の鎌倉時代を通じて確保してきた所領は主として比志島・河田・西俣の三方名であり、他に権限を侵害された形で、或はほとんど名目の上だけで、城前田・上原藪の二方名を相伝したと思われる。そしてこの二方名を実質上知行したのは、前者が地頭島津氏、後者が郡司税所氏代官上原氏である。郡司税所氏はその郡司の実質的権限を漸次、惣地頭島津氏に奪われていったとはいうものの、なおこの時代を通じて満家院惣領主としての形式的権限を保持したものとごく、またその領知にかかる名々も前述の如く郡山・中俣以下七カ村に及んでいる。この七カ村とはどこどこかといえ、関係史料等より推定して郡山・中俣・油須木・厚地・東俣・小山田・上原藪の七カ村かと考えられる。しかし税所氏は大隅の御家人であり、その居所ももちろん大隅にあつたと思われる。すなわち不在郡司、不在名主というべきであろう。上原氏が税所氏の代官であつたというのも元郡司大蔵氏の居藪であつた上原藪を襲承して、満家院の旧族紀姓上原氏にその地を与え、その職務の代行を任せたとによるものであろう。したがって右の諸名の実質的権限、名主職の知行は、それぞれ在地領主の行なうところであつたらしい。たとえば中俣の中俣氏（税所氏一族）、小山田の小山田氏（比志島氏一族）、上原藪の上原氏（紀姓、税所氏代官）、郡山の郡山氏（大蔵姓、加治木氏支族）等のごとくである。このように税所氏の満家院における権限は形の上では同院の惣領主とい

満家院惣領主

中俣氏

小山田氏
上原氏
郡山氏

う広範なものでありながら、当初より在地に基盤をもたぬ脆弱性を有し、それゆえこの時代を通じて、比志島氏等の在地領主の独立化の動きや、次第にその権限の拡張につとめる惣地頭島津氏の進出に、執拗な抵抗

をみせることなく、退いていったのであろう。

文保元年御家人交名

文保元年（一三二七）七月晦日の御家人交名注文には、満家院の分として

「比志島孫太郎 西俣又三郎 孫太郎

川田右衛門太郎 大丸犬一丸

中俣弥四郎入道跡 山口入道 厚地座主収納使」

の名がみえる。⁽⁸⁵⁾ 以上は当時における院内御家人のほとん

どすべてを挙げているものとみられるから、これについて

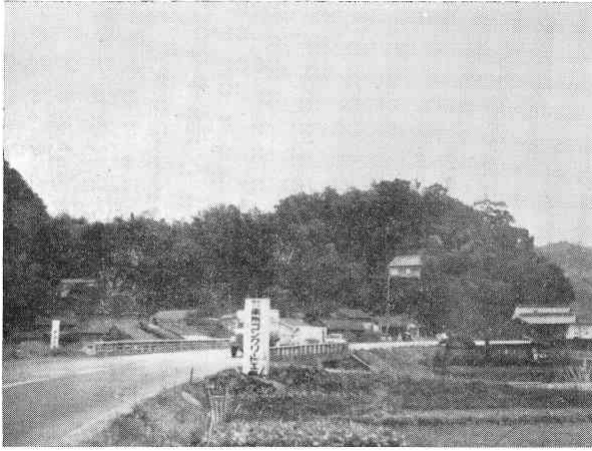
検討を加えてみよう。このうち、比志島孫太郎は比志島氏

惣領忠範であり、西俣又三郎は西俣盛忠の子西俣名代官の

久盛である。孫太郎とあるのは不詳であるが、西俣氏の

み二人の名をあげているのは納得しがたく、これは恐らく

比志島孫太郎とあるものの重複であろう。川田右衛門太郎



高城付近（小山田町）

比志島忠範
西俣久盛

川田佐清
上原三郎基
員・中俣弥
四郎入道証

は川田盛佐の子、川（河）田名代官の佐清（入道道教）であろう。また中俣弥四郎入道跡とあるのは正和元年（一三二二）上原三郎基員と相論している中俣弥四郎入道道証（成能）の後であろう。その他は不詳であ

るが、推測を下げば山口入道とあるのは、比志島祐範の末弟栄慶(義隆)か、またはその後ではあるまいか。
前掲栄尊の讓状に

「辺牟木之木場山口田五反は、乙万領知すべし」

とあり、栄慶(乙万)は西俣名辺牟木、山口田を知行したことが知られる。これは子孫に相伝され、辺牟木氏となるのであるが、この交名に辺牟木氏の名は見えず、或はこの山口入道が該当するのかもしれない。⁽⁸⁶⁾

大丸の大丸は当然地名と思われるが、現在郡山町大字油須木に大丸の小字名があり、あるいはこれを負つたもので比志島氏一族かと思われるが明らかでない。同じく厚地は郡山町の大字名でその内に厚智山権現がある。厚地座主とはその管掌者であろうが、税所氏系図に税所義祐の所職をあげている中で、厚地座主知行の事が見えるから恐らく税所氏一族であろう。収納使の語は厚地座主兼収納使とつづくのか、収納使だけ独立して別人をさしているのか明らかでない。しかしとにかく収納使は島津庄寄郡である満家院において領家側にたつて庄園領主のために年貢、公事を徴収する役であり、地頭側の年貢、公事徴収を行なう地頭代と並ぶ立ち場にあつた。以上、右の交名は当時満家院内における在地領主で御家人であるものほとんどすべてを網羅していると思われるが、なおこの他に右の一族や御家人でないにしても在地領主のおもなるものとして当然名を連ねるべきものが若干あつた。上原氏・郡山氏・小山田氏等である。上原氏の来歴については、

正和二年(一一三三)九月十日の上原三郎基員と中俣弥四郎入道道証(成能)の下女相論についての守護代沙弥本性の裁許状によつてかなり具体的に知りうる。⁽⁸⁷⁾ すなわち上原氏は元来郡司税所氏の代官であつたが、このころになると独立してその羈絆(きはん)を脱しようとする動きをとり始めている。しかし上原氏がこの時代を通じて

なお郡司税所氏の代官、乃至は惣庶なにしの關係にとどまったことは、正中二年（二三三五）十月二十五日の税所
交宛鎮西御教書によってもうかがわれる。⁽⁸⁸⁾その御教書の内容は

鹿兒島郡司
貞澄代内田
右衛門太郎
実澄

「鹿兒島郡司（矢上氏）貞澄代内田右衛門太郎実澄が上原三郎基員の下人拘措の非について訴訟中の所、
基員の承諾により、訴訟をとり下げる旨申し出があった。よつて此上は異議のない旨、基員に触れられない」
というのであつた。すなわち上原基員に対する指令の伝達を税所介ゆだに委ねているのである。このことは明
らかに上原氏の税所氏に対して代官乃至庶子の立ち場にあることを示すものである。また上原氏の名が前
掲文保元年の御家人交名の中に見えないのも、これを裏書きするものである。上原氏は紀姓であるが、既掲
建保六年（一二一八）九月の厚智山掛仏銘によれば、満家院司大蔵氏の縁類として紀氏の名が見える。恐ら
く上原氏も源姓比志島氏と同じく前満家院々司大蔵氏を中心とした縁族集団の一つなのである。上原氏と
比志島氏とが緊密な關係にあつたことは、前述正和二年の上原三郎基員と中俣弥四郎入道道証との相論で、
基員が証人として比志島忠範、西俣又三郎をあげようとしたのに対して、道証が彼らが敵方であるからとい
つて忌避した事実や、建武二年（一三三五）三月二十七日の良舜（庄預所か）契状に満家院之内郡名・小山
田・油須木・東俣並比志島等年貢の請人として上原三郎久基・比志島彦太郎義範の兩名をあげている点等か
ら明らかで、⁽⁸⁹⁾両者の關係が時代のくだるにしたがつて政治、經濟上の点からも深まっていったことを示して
いるように思われる。そしてこの關係は源姓比志島氏と大蔵姓郡山氏等との場合についてもいえるのではな
いだろうか。惣領比志島氏を中心としてその支族、川田・西俣・小山田氏等の他、他姓の上原氏・郡山氏等
を含めて一つの共同集団が形成されていったように考えられる。

上原三郎久
基
比志島彦太
郎義範

比志島氏の
惣庶関係

栄
慶秀

惣庶間の係
争

比志島氏自体の惣庶関係については、この時代を通じて惣領より庶子の独立化がみられたと一応いうことができよう。すなわち建長五年（一二五三）七月、栄尊より祐範に譲られた所領、すなわち比志島名以下五カ名、その他の惣領職はその後祐範の孫忠範（時範は早世か）、義範と伝えられた。このうち、栄尊の後、惣領比志島氏の直接支配したのは主として比志島名であり、他の諸名は祐範の弟、盛忠・盛佐・栄秀・栄慶がそれぞれ主として西俣名・川田名・前田名・西俣名内辺牟木の代官職を領知した。ここに代官職とはあるが、事實上その領知は委譲されたのであり、実質的には分割相続に他ならない。さてその後の惣庶間の係争を年代順に列挙すると、嘉元四年（一二〇六）正月二十八日、比志島氏あて守護代本性書下に比志島氏の分担たる管崎「石築地裏加佐并破損事」について庶子が惣領の命に對捍^{かん}し、惣領が立て替えていることがみえるし、⁽⁹⁰⁾正和二年（一二三三）十一月二十一日の源氏女の和与状によれば、比志島忠範（惣領）と河田佐清女、源氏女との間に河田名内かきもと田一町并菌一所について相論のあったことがしられるし、同年十二月の源久盛の和与状によれば、同じく比志島忠範と西俣久盛との間に西俣名の公私大小事、警固石築地役、惣地頭沙汰さいつ用途について相論のあったことがしられる。⁽⁹²⁾以上のごとく比志島一族はその内部において惣庶の対立をはらみながらも、それらと他名知行の庶家小山田氏や本来他姓であった上原氏・郡山氏等をも包含して一つの地縁的結合を形成し南北朝の動乱期には「満家院一族中」として守護島津氏と結び、おおむね一致して行動しているのである。そして比志島氏は血縁プラス地縁結合の中心としてそれぞれ盛衰変動のある院内在地領主層の代表者として擁せられていたといえよう。それ以来比志島氏はその立ち場を次第に強化し、一族川田氏と共に、守護島津氏との連携をますます強めながら、その家臣団の有力成員として転身して行くのである。

満家院一族
中

終わりに比志島氏が元寇げんこうの際活躍したことを示す史料と比志島名内の字名をしる史料とを掲げておこう。前者は弘安五年（一二八二）四月十五日の地頭大炊助長久の証状で弘安四年六月二十九日の壹岐島合戦、閏

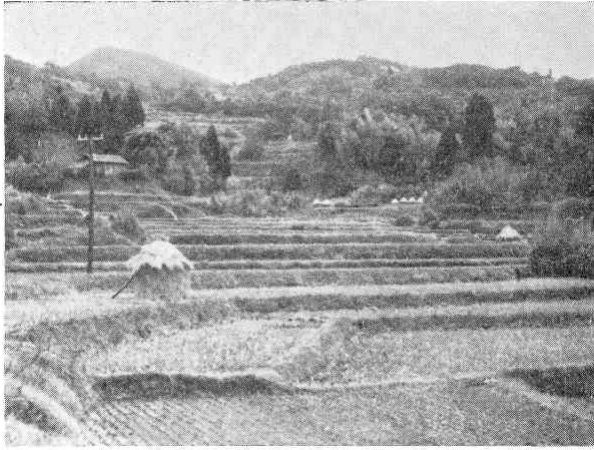
七月七日の鷹島合戦における比志島時範らの戦功を証明したものである。⁽⁹³⁾これを左に掲げよう。ただし比志島一族は合戦に参加しながら恩賞に浴した形跡はみられない。

「去年六月廿九日五郎次郎（前に当国御家人比志島五郎次郎時範とあり）ならびに親類河田右衛門尉盛資相共に長久の乗船に罷り乗り、壹岐島に渡り候事実正に候、同閏七月七日鷹島合戦の時、五郎次郎陸地より馳向はせむかい候の条、見知せしめ候了んぬ、若し此条偽りを申候はば、日本国中の大小の神罰を長久の身に罷り蒙るべく候、恐惶謹言」

後者はその一が文永十二年四月十一日及び同二十六日の源佐範（比志島祐範）⁽⁹⁴⁾申状である。はじめの方をあげれば、

「源佐範言上

且は年来免行の裏により、且は先の収納使等の下知の旨に任せ、当御外題を給わり、向後の亀鏡に備えんと欲す、比志島堀内以下藪々島等の事



比志島地区迫田の景観（皆与志町）

四至 東は河を限る 西は久木山田尻を限る
北は山を限る 南は井尻田端を限る

内平狩倉 田平 菖蒲谷

件の堀内菌々島等の万雑公事、先例に任せ当任の御外題を給わり、後代の証文に備えんが為に状を勸し、言上すること件の如し」

とある。これは先例傍例による比志島名堀内以下菌島の公事免除の承認を現在の收納使にもとめたもので同様の申状が地頭代にも出され、共に安堵の外題をえている。ここにみえる田平・菖蒲谷等は現在比志島の小字名として残り、現況も迫田の景観で早くより開け、同地区内の主要部分であったことと推測される。その二は正安元年（一二九九）八月の源（比志島）忠範置文である。その所領の配分について記すところの一部をあげれば、

「一、中はうのあま御せんの事、もしの事あらん時ハ、ひししまの内下しやうふたにの水田、ならひにそのさんやらにおきてハ、あま御せんの一このほとハ、ようさくてんにまいらすへき也、但そのハほりの内たるあひた、せんれいより、御くうしあひいろはず、水田さんやのはうはうのなし物ハ、ひこいち丸かさ（沙汰）たとして、わきまへかわるへき也、但大事のさくれうなんとのいてきたらん時ハあんないを申へし、

一、女房の分（久木）、くきの山五段・白木山五段・上しやうふたに五段卅（山野）、同所のさんやハ、年来つくりきたるふん也、又ゐそのにハ、いや二らうかやしき、せいたらうめかその、かのそのそのハ、ねんらいのほりのた（ち脱カ）るうゑハ、御公事あひいろはず、水田にをいてハ、かきりある地頭米、かちし、さくれうまでもはふきあ（宛）つへき也、但もしふほうのきあらハ、はうれいにまかせて、あつへからす」

堀用 作 内田
白久 木木 山山
地頭 米

菖田 蒲 谷平

とある。これによれば中房尼御前、女房分として菖蒲谷の水田菌山野等がみえ、用作田、堀の内による公事免除、或は水田に対する地頭米他の賦課に関し一々規定している。これらは鎌倉期における比志島（現在皆与志町の内）の所領形態を知る手がかりとなる重要な史料といえよう。⁽⁹⁵⁾

〔注〕

(1) 山田文書二二号（鹿児島県史料集V）

(2) 同一三号

(3) 同一五号

(4) 同一八号

(5) 同一九号

(6) 同七〇号

(7) 安楽寺は大宰府天満宮の別当寺であり、薩摩国内の

同寺領は一五四町四段、その内訳は郡々散在国分寺領の一〇四町五段、宮里郷内天満宮領の七町五段、山門院内老松庄の二四町四段、高城郡内温田浦の一八町である。

(8) 石清水文書一（大日本古文書）、処分庄々并屋地等讓状目録、一六九検校祐清讓状の中、田中女房分として荒田庄正宮領とみえる。また同一、宇佐宮弥勒寺喜多院所領庄菌の間事、四三二弥勒寺喜多院所領注進の

中、薩摩国分として「日置庄、荒田庄、新田庄、五大院」の四所の名がみえる。同六、三一後善法寺宮清処分帳（文永十一年七月）に正宮領として荒田庄とあり、「母

堂一期の後、長清知行すべきの由、状を書進めると雖も不孝之上は勿論也、母堂一期の後は尚清領知すべき也」とみえ、同三三家田宝清処分状に正八幡宮領として「荒田庄、母堂の手より之を譲得す」とある。

(9) 現在荒田八幡社には境外に東西南北四カ所の随神がある。或はこれが旧時の四至を示すものであるか。但し時代は定かでない。（「古代の鹿児島」参照）

(10) 吾妻鏡、元久元年十月十七日条。
(11) これについて水上一久氏は「阿多忠景追討の使時遠に弓を引いて虜殺される所となったが、その後が恐らく清重で、平家与党人の遺跡が安泰たる筈がない」と説明する。（「南北朝内乱に関する歴史的考察」特に薩摩、大

隅地方について」金沢大学法文学部論集哲学史学篇

3、一五ページ注10)

(12) 建久図田帳によれば、牛屎院三六〇町、島津庄寄郡

内訳は永松二四〇町、院司元光、幸万五五町、島津御

庄方弁済使、木崎一五町、名主前内舍人康友、光武五

〇町、名主九郎大夫国吉である。

(13) 旧記雑録前編一、写在国分平次郎、文治五年十一月

二十四日 関東御教書案

新田神社文書(鹿児島県史料集Ⅲ)第六部執印氏系図

拙稿「薩摩国御家人羽島氏並びに延時氏について」羽

島文書と延時文書」(鹿児島大学法文学部紀要、文

学科論集二号)、同「市来町大里来迎寺跡墓塔群」(鹿

児島県文化財調査報告書一四集)

(14) 新田神社文書一ノ七一号

(15) 朝河貫一氏「島津忠久の生い立ち」(史苑二ノ四)

参照

(16) 拙稿「薩摩の御家人について」(鹿大史学六) 参照

(17) 旧記雑録前編一、下甕島長浜村農夫惣兵衛所蔵文書

(現在、薩摩郡下甕島村長浜、宮氏所蔵)「備忘録抄」

中にもこの史料が収録されているが、年月の記載は建久

九年歟とあるのみである。(東京大学史料編纂所蔵島津

家文書も同様)

(18) 指宿えい子氏所蔵揖宿系図、谷山ハナ氏所蔵谷山系図、

「備忘録抄」中所収、出水士須田利兵衛本系図

(19) 揖宿系図によれば、河辺郡司も道綱の時、「頼朝大将

殿御時、貴賀島を打従え畢んぬ」とある。

久米次郎家願の出自については明確にしない。久米の

地名は肥後球磨郡にあり、早く相良文書に久米氏が見え

るが、その関係は未だ詳らかでない。

(20) 旧記雑録付録一、鮫島氏古系図(阿多郡関係史料一五

四鹿児島県史料集Ⅶ)によると、「宗家、駿河国鮫島郷

司也、建久五年右大将家御代、薩摩国阿多郡地頭職御下

文之を賜り下向す」の一子に「家高、郡司刑部少輔、母鹿

児島六郎平忠良女」の記載がある。この家高は平姓阿多

郡司没落後、同郡地頭職を襲った鮫島宗家の後をつぎ、

弟の家景と分有して同郡北方地頭職を知行した人である

が、その妻に平忠吉の女子が嫁していることを知るので

ある。鹿児島太郎といい、六郎というのは、いずれが正

しいか明らかでないが、その一は伝写の際の誤りでもあろうか。

(21) 新田神社文書一ノ七二イ号、建仁元年十一月二十二日

(22) 同一ノ二五ロ号、なお同イ号、建仁三年十月二十六日

北条時政下文案によれば、推宗康友は新田宮執印職并五大院々主職を安堵されている。

(23) 同一ノ二五千号

(24) 旧記雑録前編二、古写在国分氏、承久三年七月二十

日藤原某書状案

承久の乱に参加した薩摩国御家人としては満家院司大

蔵幸光、河辺郡司久道が系図の記載で認められる。

(いずれも院方、そのため所領を没収された)

(25) 新田神社文書一ノ二五チ号

(26) 同一ノ二五ホ・ヘ号

(27) 同一ノ二五リ号

(28) 同一ノ七二ロ号

(29) 同一ノ七二ハ号

(30) 同一ノ二五又号 七月十二日山田忠継請文案

(31) 同一ノ二五ル号

(32) 姓氏家系大辞典によれば「此の矢上氏(肥前)の出自

については、管見未だ之を明かにせずと雖も、若し有馬

と同族なりとすれば、薩摩矢上高純もその系図に見ゆる

如く、有馬氏の一族にして、肥前より移りしものか、然

らば鹿児島郡司の裔といふ如きは信ずるに足らざる也」

とし、有馬氏については肥前有馬氏で高来郡有馬よりお

こり、古くは平氏といい、近世藤原氏を称すとある。肥

前矢上氏は有馬氏が高来郡有馬(間)の地名を負えるがこ

とく西彼杵郡矢上の地名を負い有馬氏と同族であろう。

ただ鎌倉時代肥前矢上氏の動静を知る史料は乏しく、嬉

野文書(佐賀文書纂)に元徳二年十二月十六日の鎮西下

知状があり、矢上次郎法師法名と宇礼志野六郎通直とが

伊佐早庄内矢上村内女子分田地事について和互している

史料があるくらいで、直接薩摩矢上氏との関係を裏づけ

る史料は見出せない。

(33) 薩摩平氏の系譜に関しては鹿児島県史一 二二二ペー

ジ以下に詳しい。

揖宿系図、薩摩伊作庄并日置郷下司系図(大日本古文

書、島津家文書一 五三九号)によれば薩摩(伊作)平

氏と肥前彼杵氏との間に縁戚関係のあることが明らかであり、鹿児島郡司矢上氏も肥前平氏とまったく無関係とはいいきれない。今後なお検討をつづけるべきである。

(34) 有馬系図は姓氏家系大辞典及び寛政重修家譜所収のものによる。長谷場系図は長谷場純敬旧蔵「長谷場氏略譜」、串木野長谷場家編纂「長谷場家系譜」による。なお長谷場系図において一々、各代毎に付記している。「長谷場家系図」「長谷場口碑」等の注記はとりがたいものが多く、到底そのまま認めがたい。たとえば行純のところではひかれている「長谷場家系図」の記事に「永長元年（一〇九六）嗣立、日州飢肥南郷北郷弁済使収納使也、鹿児島より日向国飢肥両郷は掛て申付け候処也、鹿児島郡を領有する前代の如し」等とあるのはその誤れること明らかで、長谷場文書によれば長谷場氏が日向国に、所職所領を有するようになるのは少なくとも建武年間以前に遡りえぬことは明らかである。

(35) 旧記雑録前編九 長谷場文書

第一章 鎌倉時代の鹿児島

(36) 同 同

(37) 同六、相田二郎氏「蒙古襲来の研究」二六八ページ以下、参照

(38) 田尻家文書（佐賀県史料集成七）

(39) 新田神社文書一ノ三三、旧記雑録前編七 水引権執印文書

(40) 同 比志島文書

(41) 同 権執印文書 新田神社文書二ノ三三

(42) 同 九 新田宮観樹院文書 文保元年七月晦日 薩摩

国御家人注文

(43) 薩藩旧記前編一九、文和四年六月一日条に併載する御

感諭旨所望輩の交名（写在日当山之土谷山右近）に「一持一城輩并親類手物注文」に「矢上参河権守高純」とあり

「一、属矢上高純手一族以下輩」として一九名の名をあげている。この中矢上彦五郎入道寛澄は文保元年の御家人交名に矢上文五郎左衛門尉（貞澄）の舍弟彦五郎とある人と同一人と思われる、鹿児島郡内中村の名（惣主として中村を称している。また同弾正左衛門尉秀純はこれと同様に暦応三（興国元）年東福寺城によつて中村秀

純のことであり、両者は恐らく親子の関係ではなからうか。次に矢上四郎左衛門尉宗純は長谷場系図によれば覺澄と同一人物ということになるが、これは明らかに誤りで、別人でなくてはならない。旧記雜録前編一一藤野氏文書 嘉曆二年閏九月二日の鎮西探題下知状に薩摩国雜掌明尊により国檢を打止め、濟物を抑留したかどで訴えられ、召文違背の結果、敗訴している伊敷村名主四郎入道の後ではないかと思われる。旧記雜録の編者伊地知季安は同文書を引用した後で「今伊敷ノ四郎力迫戸ト云アリ、此名主四郎力居所ヨリ呼ヘル遺号ナラン、義天公ノ時伊敷弥次郎忠純ト云者アリ、此名主力孫子ニモ当ルカ、忠純ハ長谷場六郎久純カ二男ト云、養子ニモ為シカ」と述べている。「肝属氏系図」によると伴豫大監兼行、はじめて鹿兒島郡神食（上伊敷）村に居り、その曾孫兼俊に至り、大隅国肝付郡弁濟使となり、長元元年（一一〇二）彼の地に移るとあり、その当初の居館は伴掾館とよばれて長く伝えられ、前記の伊敷弥次郎忠純の居処でもあったといわれている。伴氏の跡を襲つて平姓鹿兒島郡司がその

所領を支配し、庶家に領有せしめたと解釈することもあながち不当ではないであろう。このように考えて文保元年の御家人交名に「伊敷領主」とみえるのは郡司矢上氏一族（庶家としてよいであろう。この他同交名に「田上領主」とあるのは先の交名に見える何人に当たるのか明らかでないが、兵庫允政純、左京進兼純、鶴熊丸の中の何れかであろう。島津家文書一 文和元年五月二十五日の一色範氏の島津貞久への宛行状には「鹿兒島郡々司職同郡内中村、郡本、田上村各郡司庶子等跡」を勲功賞として与えることから、田上領主の郡司矢上氏の一族（庶家）であることは疑いない。荒田庄弁濟使并收納使については全く史料がなく、明らかにしがたいが、恐らく矢上一族ではあるまい。上山領主については若干史料が伝えられている。即ち旧記雜録前編一九 上山寺文書 正平七年二月十日、同 桜島上山氏文書 正平十二年二月十一日の向島の上山右衛門五郎宛、ひのかわの後家尼、上山堂地居屋敷讓状があり、これによれば上山堂地として鹿兒島郡西田村の居屋敷、田六段、藪三所を譲るとして四至をしるしている。上山

城は現在の鹿児島市内城山に当たるといわれているが、この四至も大体そのことを示している。そして右文書を天文元年に書写して上山寺の住侶に送っているのは「桜島住 大神上山大右衛門惟栄」とあるから、この上山氏は伝承にもあるように豊後大神（緒方）氏の一族ということになる。とすれば矢上氏とは同族関係ではない。

(44) 島津家文書一 四七号

(45) 同 三九号

(46) 同 同号 文保二年三月二十三日 関東外題安堵状

(47) 同 二九九号

(48) 同号 関東外題安堵状案

(49) 同 三一四号

(50) 旧記雑録前編六

永吉の地名は薩隅地方の各所にみえ、地頭と郡司、弁済使の相論の対象になっている所が多い。たとえば山田文書二〇、建治三年九月 谷山資忠訴状案によれば「今年始而以上別府、立永吉地頭地頭仮名名為地頭沙汰」とあり、同四二、正安二年七月二日 鎮西下知状によれば

「当村（谷山郡山田村）内永吉名者、地頭名也」とあり、旧記雑録前編九 末吉検見崎文書 正応六年四月三日 名越道鑑下知状によれば、永吉名等のことについて地頭代と肝属郡弁済使とが和与しているし、有馬文書（鹿大史学一一）正安四年八月十八日 鎮西下知状によれば、（宮里郷）郡司並びに名主が永吉田六町を和与により惣地頭方に避進しており、これらの例から永吉名はすべて地頭名であるかのように見え、水上一久氏も「南北朝内乱に関する歴史的考察」二五ページ注六において薩摩における永吉名は地頭名とされている。しかし永吉名必ずしも地頭名とは限らない。又その一般的名称からみて単に仮名による名ではなく、祥号的名称とも思われ、かかる名称のつけられた名が、特殊の名として取り扱われる場合が多かったということなのである。問題の鹿児島郡永吉名の場合もしくらと思われる。現在永吉の地名は鹿児島市の町名の一として残っているが、近世末の史料と思われる内閣文庫所蔵「薩摩国郷村石附帳」には永吉郷として小野村、大迫村、田上村、西田村、原良村、永吉村の六村をあげており、かなり広範囲を包轄し

た地名のようにも思われる。

(51) 旧記雑録前編六

(52) 同九

(53) 同一〇

(54) 本節の記述は、拙稿「薩摩国御家人鹿兒島郡司について」(鹿兒島大学文科報告、史学編八集)による部分が多い。旧稿を改めた箇所も少なくないが、注等はつとめて簡略に記載してある。

(55) 拙稿「薩摩国建久岡田帳雑考」(日本歴史一三八号)

参照

(56) 拙稿「大隅国建久岡田帳小考」(日本歴史一四二号)

参照

(57) 「地誌備考」所収加治木氏系図、加治木郷土館所蔵

加治木氏系図

(58) 旧記雑録前編三 生阿弥陀仏等田島避状案

(59) 同一 建久八年十二月二十四日 島津忠久内裏大番

役支配注文案

(60) 同三 比志島文書、菩薩房書状

(61) 同 前大隅守藤原某下文案

(62) 同 関東御教書案

(63) 同 六波羅探題施行状案

(64) 同一 厚智山掛仏銘「島津世家」一

(65) 拙稿「大隅国御家人税所氏について」(鹿大史学九号)

「地誌備考」、「備忘抄」所収税所氏系図

(66) 吾妻鏡 建保元年五月六日条

(67) 川田家文書(鹿兒島大学図書館所蔵)

(68) すなわち篤満の夫人は大蔵幸満の同胞であり、その関係で承久の乱後、没収された幸満の所職を和田合戦勲功賞としてもらい、それが篤満の弟祐満に伝えられたというのであろう。そして比志島氏祖重賢、すなわち栄尊は母菩薩房が、同じく大蔵幸満の同胞であるところから同院内比志島名以下五力名々主職を相伝することになったと思われる。

(69) 旧記雑録前編二 比志島文書

(70) 同三 同寛元二年七月十五日 藤原義祐書状、上原菌

但し八郎入道屋敷とあるのは大蔵八郎入道吉平の屋敷地であったことをいうのであろう。

(71) 同 栄尊起請文

(72) 同一 同、関東御教書案

(73) 同三 同、義祐請文案

税所兵衛後家くぼた尼との争論が解決して安堵せることを述べた後、「それ二よてみ^(満家)多^(忽諸)のあひた、ことにせんれいをそむき、御ほうをこつそしまいらする事^(限)あるましく候、かきり候五十石のよねいまにけたい候^(米)ハぬうへ、すゑさまのたいかん申^(対榎)こと候ましく候」とある。

(74) 同六 同

(75) 同七 同

(76) 同四 同

又これより先、弘安七年八月、御前勾当法橋重賢を満家郡々務職に補任する大府宣が出されている。重賢は栄尊その人と思われ、とすれば守護兼地頭島津氏は惣領主税所氏の羈絆^{きはん}から脱した栄尊の郡務職就任を歓迎したことであろう。

(77) 水上一久氏「南北朝内乱に関する歴史的考察」二〇ページ

なお伊作宗久の請所職については島津家文書一 五五四号 嘉暦四年七月五日 鎮西下知状

(78) 島津氏の惣地頭職は建仁三年、比企氏の乱に座して没収されたから、両院郷の郡司名田の知行権も一旦喪

失したことになる。薩摩国の惣地頭職は間もなく復されたがこれらについてはいかがであったろうか。しかしその後の争論に際して惣地頭側はこの建久九年の関東御教書を楯^{たて}にとつてその合法性を主張しているのであるからいずれにしても惣地頭側としては同じく復権したものと見なしていたようである。

(79) 満家院諸名の負担については明らかでないが、比志島氏の所領の場合、その負担はおおむね領家方に対するものと地頭方に対するものとの二つであったようである。

(80) (一)については城前田に関する係争がある。嘉暦四年七月五日の鎮西下知状(島津家文書一 五五四号)は比志島忠範と惣地頭職を請所知行せる伊作宗久との相論について忠範の訴訟を棄捐しているが、これも右の訴訟と関連があるのである。忠範の訴える宗久の非法とはたとえば「宗久、請所せしむる比志島名惣地頭職を所務致し去る嘉元四年正月二十七日 数百人の大勢を仏念の許に差し遣わし、稲三七〇束、米一三〇余石、錢一三貫文、小袖一八、其外色々の資財物を押取り、下人藤四郎男を刃傷し、太郎以下所従等を打擲^{ちやうちやく}せしめる」のごときものであった。

- (二)については(イ)正応四年、中俣介祐秀との所領相論
 (旧記雜録前編七 比志島文書 正応四年三月十八日 鎮西御教書)、(ロ)同年、大隅国住人吉原俊平との所領相論、(同正応四年五月二十七日 鎮西下知状、同正応四年六月四日 守護書下)、(ハ)元亨二年、大隅国住人蒲生宗清との下人の所屬をめぐる相論、(同九 同元亨三年十一月二十五日 鎮西下知状、同二一 嘉曆二年八月二十九日 鎮西御教書)、(ニ)嘉曆元年「元徳元年、入来院地頭代貞雄との下人所当米についての相論、(同 一一 同嘉曆元年十月 比志島忠範代義範申状)、(ホ)嘉曆二年—三年 伊集院忠国(大隅助三郎)との負物用途五〇貫に関する相論(同 嘉曆二年六月十日 伊集院忠国請取状、嘉曆三年六月十七日 伊集院忠国請文)がある。(三)については後出。
- (81) 旧記雜録前編八 比志島文書 正和元年六月十日 僧栄秀申状、同二年七月十七日、同二年十一月二十日 鎮西御教書等
- (82) 同九 同
- (83) 同五 同
- (84) 同二一 同
- (85) 同七 新田宮觀樹院文書
- (86) 現在大字西俣の小字名に辺保木・山口田・木場等が隣接して存在する。あるいはこれらは当時の地名を伝えるものか。
- (87) 旧記雜録前編八 比志島文書
- (88) 同二〇 同
- (89) 同二二 同
- (90) 同六 同弘安七年十一月十九日 沙弥導願讓状
- (91) 同四 同年月日未詳 関東御教書案 栄尊所領配分状
- (92) 同八 同
- (93) 同六 同
- (94) 同五 同七 同
- (95) 本節の記述は拙稿「薩摩国御家人比志島氏について」(鹿大史学八号)による部分が多い。但し旧稿を改め、省略したところも少なくない。なお拙稿「郡山町川田堂 藪の供養塔群」(鹿児島県文化財調査報告第十一集)にも現在郡山町川田に残る比志島氏及び川田氏の供養塔について記した他、比志島氏川田氏等の概略についても記述した。参照していただければ幸いである。

第二章 南北朝時代の鹿児島

I 建武の新政と鹿児島

国人

元弘三年（一二三三）五月、鎮西探題の打倒を最後に、鎌倉―北条政権は滅亡した。探題攻撃に際しては島津氏など守護層の催促によって、諸国の地頭御家人層（これ以降、特に「国人」と呼ばれる階層）が参加している。隣の谷山郡地頭山田氏などが加わっているが、鹿児島郡・満家院及び向島などの御家人・名主層がそうであったかどうかは史料の上では明らかにできない。

それはともかく、ここに北条政権は滅亡し、久し振りに公武一統という形で、「建武の新政」(1) 最近までは「建武の中興」と呼んでいた）が成ったのである。

新政の成立によって、間もなく、満家院名主比志島義範は当知行地あんじ安堵りんじの綸旨を得ている。(1)

当知行地安堵
比志島義範

しかし、建武政権成立に際して戦功があっても当知行地（現実には支配している領地）を有しないなど経済的に窮乏した武士にとっては、この安堵綸旨だけでは決して十分ではなく、不満であった。比志島氏についても、鎌倉末期の当知行地は一応は比志島・河田・西侯の三方名であるが、それら小規模な名主職を基礎とした収入という内的側面と元寇に関する恩賞洩れもという外的側面から、要するに経済生活は窮乏していた。そこで、その困難を切り抜けるために、近隣の地頭・名主層の利銭資本にたよらねばならない状態に陥っていた。(2)

これら、窮乏武士の救済のために、建武元年（一三三四）五月三日、新政府の檢非違使^{けびいし}庁から諸国^が国衙宛に徳政令が発せられた。この徳政令は、(一)売却地の無償取り戻し、(二)元金の半額弁償で借金契約を破棄して質地・質物を取り戻せる、という二項から成る⁽³⁾。これは、当知行地安堵を基本とする新政権による自発的な救済策ではないものと考えられる⁽⁴⁾。

徳政令

現に、右の徳政令発布の三日後に、比志島氏についても徳政が実施されている⁽⁵⁾。
檢非違使^{くだ}庁下す、薩摩国衙に

当国満家院内比志島彦太郎義範申す、山口田壺町并びに竹中屋敷老所本物返^{ほんものがえし}の事、

右、訴状^{そじょう}此くの如し、早く尋^{たずね}成敗^{せいばい}せしめ、子細有らば注進^{ちゆうじん}せらるべし者、

建武二年五月六日

左衛門権少尉口朝臣（花押）

伊集院忠国

本物返

ここにみえる「訴状」とは、義範の提出したもので、直前に相当するものが現存する。それによると、義範は、これ以前に、比志島氏の重代相伝の所領である西俣名内の同地を、隣接の伊集院忠国（島津氏庶流）に本物返の契約として二〇貫文で入れ置いていた。ところで、すでに償還額の半分を返済しているから、早く証例（先の徳政令）に任せて自己の知行回復をなすべく、檢非違使^{ちやう}牒の発給を要請しているのである⁽⁶⁾。本物返とは買戻権を保留する不動産などの売買で、実質はほとんど質契約と同じである。さらに、中世においては売買と質の区別は極めて不明瞭である⁽⁷⁾。比志島氏と伊集院忠国とのこのような貸借契約関係は、実は、義範の父忠範のときからみられる⁽⁸⁾。忠国は、当時、また谷山郡地頭山田氏との間にも貸主として本錢返質契約があるなど、他の付近の御家人層よりかなり経済的に成長していたようである⁽⁹⁾。なお、義範は檢非違使^{けびいし}牒の発給

を要請しているが、現実には下文が発せられており、このことは全国的にも希少な例といえよう。

この例からも、この徳政令が、決して為政者（新政権）の自発的なものではなく、彼ら窮乏武士におされての不本意ながらの救済策であったといえよう。

さらに、翌二年三月の良舜奉契状ほうずによって、しだいに相互に血縁的關係をもってきた比志島氏（義範）と上原氏（久基）は、それぞれ比志島名と郡司名（小山田・油須木・東俣の各名）について年貢上納の請け負いを任されている。⁽¹⁰⁾ この契状の解釈については、傍証史料の不足のために、いろいろ疑問がもたれよう。ただ、良舜とは莊園領主系の現地の莊官（例えば預所あずかりどころ）であり、比志島・上原両氏にとつては新恩地として所領面で一応の安定がもたらされたことは否定できない。また、建武元年・同二年については、やはり良舜奉書ほうずの形式をとる年貢請取状がのこっている。⁽¹¹⁾

大番役

さて、このように建武政権の下で一応経済的基盤を保障された比志島氏は、鎌倉期以来の御家人役である大番役に応じている。この比志島氏は、鎌倉期の諸番役について、関係史料を多くのこした武士団である。建武政権下の大番役についてはあまり注目されていないが、「建武年間記」に建武二年の「大番定文」が含まれており、特にこの薩摩国については内裏大番役（京都大番役）勤仕地頭御家人交名や守護まもり勘状かじじょうがのこっていることなどから、大番役が継続された事実がわかる。右の交名に鹿兒島郡司一族矢上左衛門五郎・同左衛門二郎や満家院名主比志島彦太郎（義範）の名もみえており、守護貞久の覆勘状ふかかじじょうによると、彼らは守護の催促によって三月一日から四カ月わたって京都二条万里小路南頬を分担地域としていたことがわかる。⁽¹⁴⁾

矢上左衛門
五郎
同左衛門二
郎

比志島義範に対する覆勸状は、現存しないが、それを得たことはわかる。⁽¹⁵⁾

II 内乱期と鹿兒島

以上、久し振りに「公武一統」という形で成立した新政権も、建武二年（一三三四）七月の「中先代の乱」^{なかせんたい}を契機に、しだいに本質的な矛盾が激化し、この年の末から武家政権の樹立をめざす足利氏とは「公武水火」という状態にならざるを得なかった。薩摩国の「在地」も内乱の舞台となった。

在地領主の政治的動向 そこで、当地域の在地領主層がいかなる行動をとったか、それをみていこう。

足利氏による武家政権樹立の一大契機となった建武三年（延元元年・一三三六）初めの筑前国多々良浜合戦^{たたらはま}

戦において、守護島津忠久は国内の地頭御家人層を率いて足利方として行動しているが、比志島氏など当地域関係のものが参加したかどうかは史料にはみえない。

肝付兼重
国大将畠山直顕
比志島貞範

一方、南九州では日向・大隅両国を主舞台として肝付兼重らの反体制的行動が同年二月ころから明確になり、足利武家政権としては、その対策に国大将畠山義顕^{よしあき}（のち直顕と改名^{ただあき}）⁽¹⁶⁾や守護島津貞久を派遣して、薩摩国からも応援を要請している。比志島貞範も、その討伐に加わった一人として、守護貞久から戦功を認定されている。⁽¹⁷⁾ また、本拠を鹿兒島郡からしだいに日向国に移しつつあった長谷場久純も、日向国三俣院における兼重攻撃に加わって、大将義顕から戦功認定を受けている。⁽¹⁸⁾

また、建武三年（延元元年）末〜四年（延元二年）初めの北陸方面における対新田義貞戦について、比志島氏の惣領範平は足利直義から感状を得ている。⁽¹⁹⁾ 実は、このような遠隔の戦場に関する軍事指揮に当たって

比志島範平

谷山隆信

は、守護貞久は老齢のためか、幕府としても彼の子息頼久を以って行なわせているのである。

建武四年（延元二年・一三三七）三月ころから、伊集院忠国（島津氏庶流）・谷山隆信・鮫島家藤らを中心とした、武家政権に反抗する「薩摩国凶徒」が形成される。鎌倉期からの薩摩国の領主層を、（A）在庁・郡司系豪族、（B）守護・地頭系豪族とに大別できる。谷山氏は、（A）の典型的なもので、前代鎌倉期には地頭山田氏との間に長期に及ぶ惣地頭―小地頭相論をつづけている。伊集院氏と鮫島氏とともに元来は（B）の系譜を引くが、前者は嫡庶関係から守護島津氏に対立的立場となり、後者はその土着が古いためにむしろ（A）的立場になったと考えられる。⁽²⁰⁾ なお伊集院忠国は、先にみたように、鎌倉末期から比志島氏との間に貸借契約関係のあるものである。この情勢に際して比志島氏一族（貞範・忠経）や上原氏（尚経）など満家院内の在地領主層は、武家方に立って行動して、守護代酒匂久景や先述の島津頼久から軍勢催促や戦功認定・戦功の推挙などを受けている。守護貞久の吹挙^{すいきよ}によって、直接、足利尊氏から感状を得た例もある。⁽²¹⁾

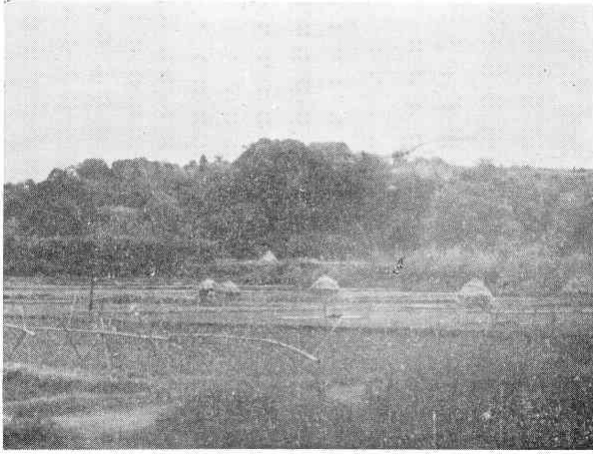
さらに、延元二年（建武四年・一三三七）三月、南朝側はひとまず三条泰季を大将として薩摩国に派遣し、⁽²²⁾ 早速、軍勢催促を行なっている。三条泰季は、高階^{たかしな}仲親の子で、藤原邦綱^{ゆづし}の猶子となった人物とも考えられる。⁽²³⁾ 泰季方と先の谷山郡司などとの関係は、最初は明確でないが、しだいに結託していったといえよう。矢上氏など鹿兒島郡司一族も、この側に立って行動している。⁽²⁴⁾ すなわち建武四年（延元二年）末から五年（延元三年）初めにかけて、矢上高純らは比志島城を襲撃している。⁽²⁵⁾

さらに、暦応三年（興国元年・一三四〇）以降―一三四〇年代は、薩摩国における主戦場は鹿兒島郡になつてゐる。すなわち、守護・惣地頭島津氏側の東福寺城と郡司矢上氏の拠点催馬楽城との相互の争奪戦とし

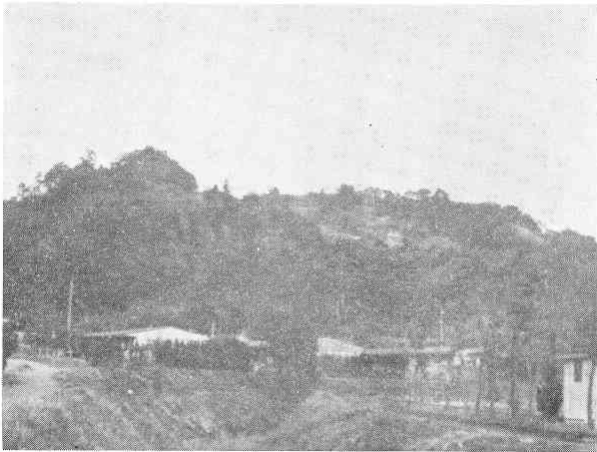
三条泰季

矢上高純の
比志島城攻
撃
東福寺城と
催馬楽城

て具体化しているのである。守護島津氏の当国での本拠は、元来、山門院であるが、しだいに南下して中薩におく傾向にあつた。東福寺城警固のために、比志島氏を始め、北薩の和泉氏・莫祢氏・篠原氏・権執印氏・



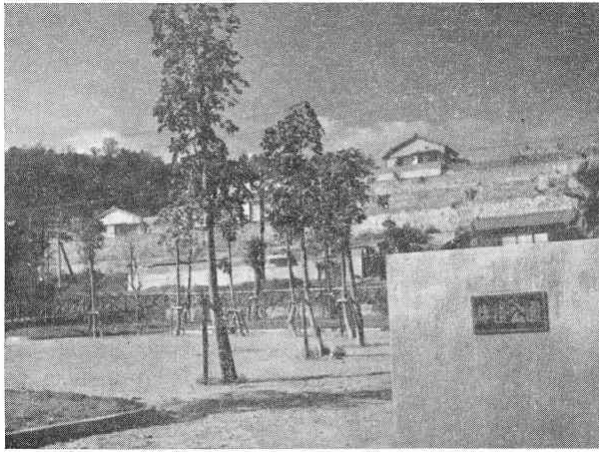
比 志 島 城 遠 望 (皆与志町)



催 馬 楽 城 (矢上城) (坂元町)

洪谷氏、さらに大隅の祢寝氏一族や伊勢国河西氏も参加している。彼らは、同時に催馬楽城攻撃に当たっているが、守護貞久から戦功認定を得ている。一方、催馬楽城防衛に当たったのは、矢上高純はもちろんのこ

と、矢上氏の一族中村秀純や肝付兼重、南朝側から派遣された中院義定なかのいんなどである。興国三年（康永元年・一三四二）夏には南朝後醍醐天皇の皇子懷良（普通「かねなが」とよんでいるが、むしろ「かねよし」の方が妥当かもしれない）親王の薩摩国上陸及び谷山御所設置



牛掛付近（郡元町）

によつて強化され、貞和三年（正平二年・一三四七）閏五月、これを側面から援助するために紀伊熊野の海賊（水軍）も数千人参加している。⁽²⁶⁾ そもそも南朝が吉野の山中に本拠をおきながら、東北や九州など遠隔の地方拠点と意外なほど緊密な連絡を保ち、地方の反幕分子を組織・挙兵させることに成功できたのは、この熊野や忽那氏くつななど瀬戸内海の水軍の協力があつたからである。⁽²⁷⁾

両城の争奪戦は極めて激しく、他に鹿児島郡内における上山城・浜崎城・谷峯城合戦や正平二年（貞和三年・一三四七）夏の同郡うしがき（牛下、現在の牛掛）合戦、また満家院内の厚地城・郡山城・東侯城・西侯城など諸城での合戦も付随して行なわれている。⁽²⁸⁾

正平二年（貞和三年）十一月、懷良親王は、当国（谷山）を離れて、肥後（菊池）に向かった。これ以後、当国では、北九州における征西府の隆盛や官方守護（菊池氏）の出現などのように、南朝勢力はふるわな

ところで、この内乱期における当地域の在地領主―武士団の実態はどうであつたろうか。それを知るのに

比志島氏関係の史料は好都合である。

比志島氏の
構成

まず、比志島氏の構成である。その惣庶関係は、大隅国の柵寝氏の場合と同様に、惣領から庶子の独立化がみられ、相互が割りに均質的な性格を保持した結合状態であつたといえる。当時の守護島津貞久は国人層の多くに「一族を相催し」という文言を含んだ軍勢催促状を発しているから、一応、当国の国人層は嫡家を中心にして求心的な族的結合の緊密さがかなり進んでいたと考えられる。⁽²⁹⁾ただ比志島氏に対しては、「比志島一族中」とか「満家院一族中」などと宛てられたものがほとんどである。⁽³⁰⁾特に、比志島・西俣・河田の惣庶三者を宛名として並記した貞久による軍勢催促状もあり

「一族寄り合い候て、軍勢三人を差し遣わされ、警固致され候はば、悦び入り候」

と貞久書状にみえるのは象徴的である。⁽³¹⁾その半面、嫡家比志島範平の保有する戦力は、代官・親類・若党・旗差から成り、また守護貞久も最終的には庶家西俣氏宛の軍勢催促状には比志島嫡家に同心して催促に応じようように記すなど、庶家に対して優越していたと考えられる。⁽³²⁾

比志島氏の
思想面

つぎに、当時の比志島氏の精神構造ともいうか、思想面についてみよう。

合戦最中に軍陣を捨て引き帰らるる輩の事、其の沙汰あるの処、⁽³³⁾或いは代官を差し置き、或いは自身帰宅の条、甚だ以て謂われなし、所詮今月廿五日以前、馳せ越すべきの由、帰宅の一族等に相触れらるべし、若し違期せしむるに於いては、起請の詞を載せ、⁽³⁴⁾交名を注申せらるべく、其の左右に随い注進すべき也、仍

て執達くくだん件の如し、

暦応三年十二月十八日

(島津貞久)
沙 弥 (花押)

比 志 嶋 彦 一 殿

これは、武家―守護が地頭御家人に対して軍勢を催促したところ、合戦の最中に軍陣を離れて帰るものが多いたために、その禁止を命じた。すると、彼らは代官派遣で間に合わせようとして、催促を受けたもの自身は帰宅して戦場に赴かないという、上部権限者にとっては不都合な情勢であるとの守護貞久の言である。⁽³³⁾このような地頭御家人の動きは、実は、すでに鎌倉末期に

「宜しく分国の守護人の催促に随うべきの処、或いは役所(分担区域)を捨て他国に馳せ向かい、或いは子息・親類を分遣するの由、其の聞こえ有り」

とみえ、

「然しかの如ともきの輩がらに於おいては、罪科に処すべきの旨、薩摩国地頭御家人に相触れらるべし」

と鎮西探題(北条英時)が守護島津貞久に命じ、さらに貞久が薩摩国地頭御家人にこの旨を施行しぎよう(伝達)し

ていることに明らかに表われている。⁽³⁴⁾内乱期に入ってから、国人層(地頭御家人層)が合戦の途中で帰宅す

る傾向は一層強くなっている。すなわち、暦応三年(興国元年)〜四年(興国二年)に東福寺城警固に当たった莫祢あぐねえんや田也軍忠状に守護貞久から戦功認定を得べく

「一日片時いえしたりと雖も、帰宅の儀無きの上は、早く御注進に預からんが為に……」⁽³⁵⁾
とことさらに記すことに如実に表現されている。

また、幕府―守護の軍勢催促には直ぐには応じないことも、かなり一般化しているようである。貞和四年（正平三年・一三四人）八月の島津貞久宛の足利直義御教書（案）に

「一向催促に^{ともから}応ぜざる輩、事^{ことじ}実たらば、太^はだ然^なかるべからず、所詮、交名^{きやうみやう}（名簿）と云い、所領の分限
と^いい、注進に就いて^{すべし}罪科に処すべし」⁽³⁶⁾

とみえ、守護貞久はこの旨を比志島氏一族に施行している。また、翌五年（正平四年）正月、貞久は「薩摩国合戦の事、御教書（幕府発給文書）の旨に任せ、度々催促の処、今に^いか^か参せず、何様の事か」

一色範氏

と記して、書下を比志島範平に宛てている。⁽³⁷⁾このような情勢に対して、鎮西管領（のちの九州探題）一色範氏は、九州における幕府権力の代弁者として、

不参の輩

「不参の輩の事、恩賞の訴訟有らば、之^{これ}を^{さしお}聞かるべし、軍忠無きの仁は、所領の五分の一を分け召さるべ^き也」⁽³⁸⁾
と命じている。

そして、軍勢催促に実際に応じた場合、比志島範平は、自己の戦功に対して「御注進に預かり、恩賞に浴^{よく}さんが為に」とか「早く御証判を賜わり、御注進に預からんが為に」という文言を含んだ、⁽³⁹⁾証判ないし感状の発給と、恩賞（所領）の要求を明記した軍忠状を提出している。こうして、彼は守護貞久から証判を得た。また所領問題についても、つぎのような処置を受けている。

親父義範討死^{うらじにいか}已下忠節他に異なる、恩賞に於いては、公方^{くぼう}の御計らいを相待たるべし、道鑑^{みちかみ}の志たる間、^(貞久)
当知行薩摩国満家院の内・油須木町四町、本領と号し、先例に任せ領知すべき状、件の如し、

軍忠状の提出

建武四年九月二日

(島津貞久)
道鑑

(花押)

比志島 彦 一 殿

守護島津貞
久の安堵

これは、比志島義範―範平父子の戦功に際して、その本領―当知行地を守護島津貞久が安堵(所有の承認)したものである。当時の守護による独立の安堵状はまだ一般化していず、実は、これも貞久による薩摩国関係で唯一の現存のものである。所領安堵と並んで、恩賞については公方―幕府(將軍)の指示を待つように命じている。建武三年(延元元年)十二月、幕府から比志島範平宛の感状に

「恩賞に於いては、追つて其の沙汰あるべし」

などとみえている。(41) (なお、守護による感状は、安堵状と同様、一般化していない。戦功認定に際しては、証判か、幕府などへの感状要請の吹挙である)。また、暦応二年(延元四年)八月、貞久の守護代酒匂久景は、比志島一族西俣氏の戦功に対して

「小所を宛行あてがわると雖も、重ねて闕所けつの地出来しゅったいせば、追つて計はからい沙汰あるべし」(42)

と伝えている。守護による宛行の対象が不足のために、闕所―すなわち敵方没収地―を待つて改めて給与するとのことである。ただ、島津氏による宛行行為の場合、鎌倉初期以来の薩摩国守護として国内において自己の伝統的所領が確立しているため、内乱期に入つて北九州などに臨んだ外来系守護のようにには決して「闕所地」がその対象の大部分を占めていないことは実証できる。

以上、かなり繁雑になつたが、比志島氏など内乱期における武士の行動を規定するものは、決して特定の価値観に媒介されず、現実的な所領要求であつたことを示したのである。ましてや、かつての倫理学者が主

現実的な
所領要求

張した主従道德論、「献身の道德」などではないことは明らかである。南朝方武士についても同様であることは、いうまでもない。

「主従道德」の評価について、概して、倫理学者の方からは「献身の道德」とするのに対して、日本史学者の方は「御恩と奉公の交換関係」とするようになり、二つの結果がもたらされたのである。思うにその見解の相異は、前者は資料を道德教訓書(ないし編纂物)とするのに対し、後者はあくまでも時間を基準とした「古文書」をおもなる資料とするという、「日本思想史」へ接近する方法論上の相異に基づいているといえよう。

ただ「古文書」を資料として思想史へ接近する場合、特に思想内容の面で困難であるが、この比志島氏については史料のかなり恵まれている。結局、比志島氏も、基本的要求は所領問題であったのである。

観応の擾乱

さて、幕府中央政局における二頭政治の対立—観応かんのうの擾乱じょうらん—の影響は、もちろん、貞和五年(正平四年・一三四九)の足利直冬ただふゆの九州到着によって、南九州にも及んでいる。この期—一三五〇年代—における薩摩の政治的権限関係は、日向・大隅両国の場合と同様に、おおむね將軍(尊氏)—鎮西管領(二色氏)—守護(島津氏)ラインに対する直義—直冬—畠山直頭ライン(「佐殿方」すけどのライン。直冬が「左兵衛佐」であったからこう呼ばれる)である。そして、薩摩国では前者が優勢であり、後者が優越した他の二国とは逆といえる。⁽⁴³⁾

比志島範平や庶家西侯氏は、そのころ、直冬から感状を得たり、畠山直頭から軍勢催促を要請されたり、⁽⁴⁴⁾直冬方の武將託磨宗直たくまから戦功を認定されたりしている。佐殿方の勢力は薩摩国では決して優勢とはいえないが、この比志島氏一族はおおむね「佐殿方」にあつたといえよう。

正平一統

観応二年(正平六年・一三五二)十月、足利尊氏が南朝に降るといいうわゆる「正平一統」の世となった

が、このことは守護貞久にも伝えられている。ここに、貞久は、「官方」に同心して、年号も「正平」を翌年（一二三二）まで使用している。満家院西侯氏も、正平七年（観応三年・一二三二）三月に鎮西管領一色氏から

「直冬・頼尚（少武氏）以下凶徒退治の事、綸旨（南朝）・御教書（將軍家）等について、発向する所也、不日馳せ参じ、忠を致さるべし」

との軍勢催促状を受けるなど、その影響が及んでいる。⁽⁴⁵⁾

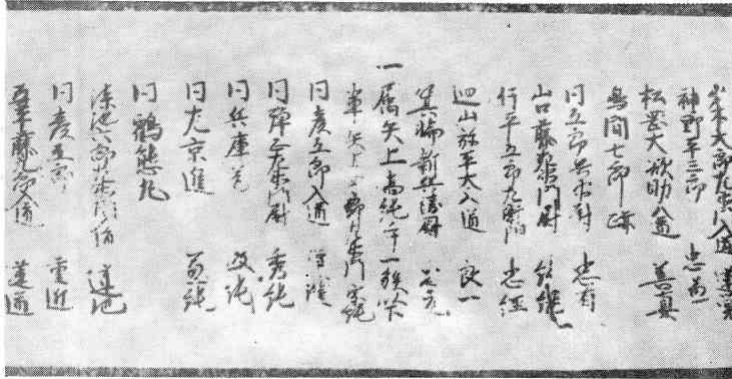
その翌年（一二三三）には、貞久は、文和二年と北朝年号「文和」の使用を始めている。彼は、やがて貞治二年（正平十八年・一三六三）四月に讓状を作成して、薩摩国守護職等は子息師久に、大隅国守護職等は、その弟氏久に分与しているが、特に鹿児島郡地頭職は氏久側に付されている（後に詳述）。実は、この両子息はこれ以前から政治的に活動しているが、師久の方は貞久と同様に文和二年（正平八年）から北朝年号の文書を発給しており、氏久は文和四年（正平十年）を最後に翌年には正平十一年と南朝年号を使い始めている。これは、観応と文和年間（正平年間）の大隅国においては直頭勢力が優越していたため、氏久が「武家」としての節義を失ったことを示すが、三年後の正平十四年（延文四年）まで使用している。比志島範平は正平十二年（延文二年）四月、氏久から軍勢催促をうけ、この氏久及び南朝方大将三条泰季からほぼ同時に証

判による戦功認定を受けたり、さらに大隅国肝付郡木志良村（現在の内之浦町岸良）地頭弁分（弁済使分）・羽見村（現在の高山町波見）地頭職を兵糧料所として宛行われている。⁽⁴⁶⁾ そのころ、庶家西侯氏も、直頭など佐殿方の勢力を退治すべく、氏久から軍勢催促状を得ている。⁽⁴⁷⁾ 一方、矢上氏など鹿児島郡司一族は当時も

矢上氏は南
朝方

お南朝方にあつた。正平十年(文和四年)

ころの「御感の綸旨を所望の輩の注文」(案)に



(鴨池町谷山ハナ氏所蔵)

「矢上高純の手に属す一族以下の輩」

として矢上宗純・漆池蓮也・吾平蓮道・久米光純・尾上泰実・内田助実・河辺重通・上野貞通・小木家秀などが、谷山郡司・知覧郡司・指宿郡司一族など他の薩南平氏とともに、みえている。氏久にとつてこの正平年号を使用した四年間は、土地処分(48)の状況などからみて、直隕勢力の駆逐に奔走して、処分権を得た島津荘内の諸地域を国人層掌握のために有効に活用し、実質的に「守護領」化している時期である。要するに、この期間こそ、南朝年号使用のため皮肉であるが、氏久―さらに島津氏―の領国形成に油の乗り始めた段階に至ったといえよう。正平十四年(延文四年)の翌年、氏久も、これまでの南朝年号を、延文五年(一三六〇)と北朝年号にもどしている。さらに、氏久の執拗な領国形成運動のため、ついに畠山直顕もこの延文五年(正平十五年)六月には武家として以後はともに南朝方に対抗する旨を約しているほどである。右のような比志島氏に対する氏久の処置も、大隅国支配の確実化の過程における、まさにその一環といえよう。



書 文 氏 山 谷

なお、当地域の在地領主に対しては、薩摩国守護となる兄師久もろひさによる文書は見当たらない。結局は、後にも述べるように、特にこの中薩は氏久の領国形成の基盤となっていたのである。

師久は、間もなく貞治五年（正平二十一年・一三六六）に、薩摩国守護職等を伊久これひさに譲与している。応安八年（文中四年・一三七五）四月、伊久は、比志島久範（範平の嫡子）の本領満家院内の十三町名主職について、その安堵の要請を幕府に挙申し立てる。⁽⁴⁹⁾ 国人層の要請については、伊久の段階にも守護の権限として本格化せず、やはり幕府の手中にあったからである。

以上、内乱期の当地における在地領主層の政治的動向についてみてきた。おおむね、満家院名主比志島氏一族は武家―守護に順応しているのに対して、鹿児島郡司一族は反武家体制の立場であったといえよう。なお、満家院郡司については明確ではなくとも一応守護方であったと考えられるが、向島の在地領主については全くつまびらかにできない。

土地所有関係（所職）の推移 さて、当地域における郡司・名主など所職を主として、それらの土地所有関係をみていこう。

まず、鹿兒島郡についてである。前代鎌倉期の当郡郡司職は、初期にしばらく新田宮執印惟宗氏が補任されたこともあるが、おおむね平姓矢上氏であった。⁽⁵⁰⁾ただ弘安九年（一二八六）閏十二月の関東式目案による

と、前年の霜月騒動（秋田城介安達泰盛の乱）に連なる「岩門合戦」⁽⁵¹⁾（少弐景資の反乱）の影響で、その郡司職は白木氏

・米生氏・田尻氏・矢俣氏・野中氏・香西氏という九名の北九州の御家人たちに十分の一ずつ宛行われたことがわかる。

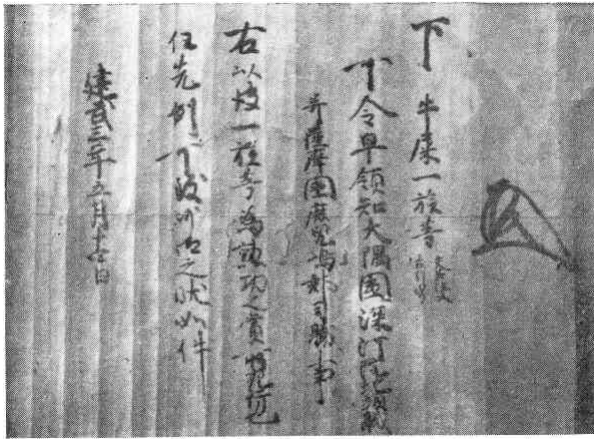
特に田尻氏については、右の式目案とほぼ同時の、個別宛行いの関東下知状がのこっている。⁽⁵²⁾しかし、これら御家人たち

にとつては、後来的遠隔地所領のために、実質的な知行は困難であったとみえる。現に、その後の史料に、彼らの活動を示すものは見当たらないのである。

建武三年（延元元年・一三三六）三月、足利尊氏下文によつて、鹿兒島郡郡司職は大隅国深河院とともに勲功賞として

牛屎氏一族に宛行われている。⁽⁵³⁾牛屎院郡司太秦氏に給与された

具体的理由についてはつまびらかにできないが、当年に尊



太 秦 文 書 (鹿兒島大学図書館所蔵)

牛屎院郡司

氏がこのように袖判の下文形式で宛行状を作成している例は多くみえる。南九州についても他に、守護島津貞久に対する薩摩国河辺郡・大隅国本荘、肥前国橘薩摩氏一族に対する大隅国種子島などの例がみえる。牛

屎院郡司一族に対する当郡郡司職の宛行いの実効性については、関係史料の全く見当たらないことなどから、疑いが残される。⁽⁵⁴⁾

いずれにしても、先述のように催馬楽城を拠点とした反武家的行動をとっている事実などから、郡司系矢上氏一族の勢力はなお払拭^{しよく}されていなかった。

ところが、文和三年（正平九年・一三五四）五月、鎮西管領一色範氏は島津氏に当郡郡司職等を宛行つて⁽⁵⁵⁾いる。

薩摩国鹿兒島郡郡司職、同郡内中村・郡本・田上村^(司庶)各郡□□・同国和泉新庄名主職等の事、勲功の賞として宛行う所也、早く先例を守り、沙汰致さるべし、仍て執達件^{くだん}の如し、

文和三年五月廿五日

島津上総入道殿^(貞久)

沙^(一色範氏) 弥^(花押)

鎮西管領の宛行行為と幕府による安堵

島津氏の鹿兒島郡司職兼帯

長谷場氏の所領支配

「各郡司庶子等跡」とみえるが、現に当郡郡本村内には郡司一族中村覺澄（純）の所領があつて、それが武家―守護方から闕所化^{けつしょ}されている事実が傍証史料からわかる。⁽⁵⁶⁾この管領による宛行状は、間もなく、この文書発給の源泉である幕府（将軍）によつて、安堵されたものと考えられる。⁽⁵⁷⁾鎌倉以来、当地頭職のみは守護島津氏の手にあつた。ここに、郡司職をも兼帯することになり、後述するが、島津氏が当郡を領国形成の拠点にしていったのである。また、その後、矢上氏一族の「郡司職」は史料的にはみえない。⁽⁵⁸⁾

内乱期における郡司矢上氏の土地支配の実態については、具体的にはほとんどおうことはできない。しかし、鎌倉末期に矢上氏より分立して、その庶家になった長谷場氏についてはそれをおうことができるのであ

る。貞和六年（正平五年・一三五〇）二月、長谷場純阿（純連）は、二男久純に鹿児島郡内水田一町・藪二所を譲与している。水田一町は坂本名内長谷場五町と甘子木村内比牟田（西牟田）五段から成り、藪二所は長谷場内にあつて、おおむね鎌倉末の長谷場阿妙譲状の対象と同じである。⁽⁵⁹⁾ 純阿は、この譲状と同時に、置文を作成している。⁽⁶⁰⁾

定む、置文条々

- 一、国衙・領家の御年貢、御下知の旨に任せ、水田分限に随い、兄弟寄り合い弁償すべき事、
 - 一、地頭米・藍佃、毎年闕かさず其の弁を致すべき事、
 - 一、公方の所役、懈怠無く勤仕すべき事、
- （以下、略）

公方の所役

国衙・領家年貢がみえることからして、この地が当時なお「寄郡」としての実態を残していることを示している。地頭米・藍とは、島津氏に対する負担である。公方（所）役とは、直接将軍（幕府）に対するもので、將軍権力の求心力の強化のために徴するものであるが、この場合は内容についてわからない。久純は、建武年間から畠山直顕に応じて行動しており、矢上氏とは反対の立ち場である。ところが、譲与された久純が純阿に先立って死去したため、正平十四年（延文四年・一三三九）六月、純阿は実純と連名で改めて同地を鶴一丸に譲与している。⁽⁶¹⁾ 鶴一丸は、本拠をすでに日向国飫肥北郷に置き、その弁済使代官・収納使職であつた。そのころの飫肥北郷では、島津荘領家一乗院を背景にした長谷場氏と、水間氏など在地領主との間に紛争が展開していた。⁽⁶²⁾ 鶴一丸は寛阿と同一人物で、久武は彼の舎弟と思われるが、当郡内長谷場の地などでは惣領制の下

日向国飫肥
北郷

で分割されていた。

名字書出
康安二年（正平十七年・一三六二）十二月、長谷場弥六は、島津氏久から名字書出を受けて、氏純と定め（63）ている。名字書出は国人層の上級権限者への被官化の指標でもあるが、この長谷場氏の場合は特に一般国人層の島津氏への「被官」化の早い方といえる。

貞治四年（正平二十年・一三六五）七月、久武・氏純は連署で、寄進の水田および井尻四丈について覚阿（鶴一丸）の計らい（指示）に応じるように置文を書いている（64）。氏純は、久武の子息と思われる。同六年十月、覚阿は、長谷場内の井尻四丈をかう阿に譲り、一期の後は六郎（氏純の弟）に渡付するように命じている（65）。また彼は、同時に、弥六（氏純）跡の水田一町―長谷場内五段（西七丈・つきの三丈・四郎五郎作一段山下二段など）・甘子木村内五段（西牟田五段）と西菌について、氏純には子息がないので、弥六の舎弟六郎を養子として譲るように命じている（66）。

福昌寺
こうして、鹿児島郡長谷場などで部分的に土地支配を行っていた長谷場氏も、島津氏の被官化して、その後の支配関係の史料もみえなくなつた。それらの地は、守護島津元久によつて、その菩提寺福昌寺へ盛んに寄進されて行くのである。

鹿児島郡武村
さて、建徳三年（応安五年・一三七二）八月、禅恵なるものが譲状を作成して、二郎四郎に鹿児島郡武村内の田地山野を譲与している（67）。禅恵・二郎四郎は、ともに国分氏で、それぞれ本名は友重・その子息久成に比定できよう。この国分氏は、当時、薩摩国国分寺留守職を有する一族で、薩摩郡羽島浦などを領有した羽島氏であつて、また鎌倉初期に鹿児島郡司職を有していた新田宮執印惟宗氏と同族である。禅恵（友重）は、

羽島氏

当時、薩摩郡羽島浦地頭職や当国天満宮国分寺領（当国国分寺が大宰府天満宮の支配下にあることは、鎌倉以来、当国の特殊な現象である）田地・藪について、それぞれ子息の久成や友重に譲与している。羽島氏が鹿兒島郡内に所領をもつことは、途中の史料が全くないが、或いは鎌倉初期の郡司職の際の所領が残っていたのかもしれない。久成は、讓状を得てわずか二年後、応安七年（文中三年・一三七四）十二月、当郡武村内をとよまさに譲与した⁽⁶⁸⁾。久成は、この年の肥後国水島合戦に戦功をなし、九州探題今川了俊からその認定を受けている。以後の羽島氏は、羽島浦など薩摩郡内の所領に対する史料のみのこり、この鹿兒島郡との関係はたどれない。⁽⁶⁹⁾

今川了俊

その他、正平七年（観応三年）閏二月および十二年（延文二年）二月、筑前国博多ひのかわの後家尼なるものが上山堂地のために郡内西田村うしろさこ居屋敷・田六段廿（二〇代）・藪三所を上山右衛門五郎に譲与している⁽⁷⁰⁾。上山とは、現在の城山に比定でき、先述の東福寺城・催馬楽城の争奪戦の過程で合戦のあったところでもある。ひのかわ氏については、現在のところ、関係史料を検索できない。上山氏についても、豊

上山氏

後国の有力御家人大神氏一族とも思われるが、矢上氏などとは無関係であろうか、つまびらかにできない。

さて、満家院院（郡）司職は、大蔵氏の後、税所氏が当院惣領主の立場として任じており、在地では紀姓上原氏を以って代行させていた。⁽⁷¹⁾

上原氏

内乱初期の建武三年（延元元年・一三三六）九月、上原久基は薩摩国守護に申状を提出している。⁽⁷²⁾ 久基は本主税所常久の代官として神隠村（小山田名に所在か）を知行していたが、そこに猿渡新左衛門尉秀雄子息犬丸が乱入して荻田狼籍をなす状態に陥った。因みに「荻田狼籍」はしだいに検断事項（刑事事件）として

荻田狼籍

守護の検断権の内容として承認されていく傾向にあった。そこで、久基は、これを鎮圧すべく守護代・守護使の派遣の要請を、この申状で守護貞久に提出したのである。猿渡新左衛門尉秀雄とは、鎌倉末期の元亨五年（一二二五）の「守護島津氏巡狩供奉人交名」にみえる猿渡新左衛門尉とまさに同一人で、鎌倉初期以来の島津氏被官の系譜を引くものである。⁽⁷³⁾これと相俟^{あいま}つてか、久基はこの申状で、特に

「大番以下御公事勤仕相違無きの処、彼の犬丸謂われ無く、菟田狼籍に及ばしむるの段、希代の所行也」^{しよぎよう}

と述べ、自身は京都大番役以下の守護の命令に決して違背していないのに、守護被官からかような行動を受けることは不本意であるということ⁽⁷⁴⁾を強調している。これは院司税所氏ないし代官上原氏による知行が、しだいに惣地頭ないし守護家島津氏に蚕食されていく状況の一端を表現しているようである。

その傾向はしだいに露^あわとなったとみえ、税所介敦直の代官忠直は「満家院郡司職並びに名田島・山野以下等安堵の事」を成立当初の室町幕府に申請している。幕府の安堵方は、建武四年（延元二年）十二月、そのため知行の真偽などの調査を名主比志島氏に命じている。⁽⁷⁴⁾

その後、院司税所氏の当院との関係史料はみえなくなる。

一方、比志島氏など名主層の実態はどうであろうか。建武四年（延元二年）九月、先掲の史料のように、比志島範平の当知行の当院油須木四町は守護貞久から本領として安堵されている。しかし、この惣領範平は幼少であったため、前年建武三年（延元元年）に院司代官上原氏（恐らく久基）と範平の母（義範の後家）によつて、比志島名水田・山野三分の一は貞範に分与されている。そこで、この知行を委ねられた貞範は、あくまでも範平と「一味同心の思い」を成すべく、貞和四年（正平三年・一三三八）二月、契状を成している。⁽⁷⁵⁾

比志島氏

税所氏

この年の十一月、守護島津貞久は、満家院一族に対して

「元弘以後新恩地以下の年貢の事」

について

「満家院内名主分御年貢に於いては、不日之を進濟せらるべし」

と幕府の指令を伝達している。⁽⁷⁶⁾ 「元弘以後新恩地」とは、具体的にはつまびらかにできないが、先の建武二年に比志島義範が年貢上納請負の「職」に指定されたことをさしているのかもしれない。

下つて応安七年（文中三年・一三七四）八月、惣領範平は、嫡子久範に対して満家院五カ名（比志島・西俣・河田・城前田・上原藺）の名主職を譲与している。⁽⁷⁷⁾ この譲状で、

「そのほかきやうたいあまたありといへとも、せう所たるあいたおもひあてさるなり、孫太郎はからいと（久範）して、めんめん（兄弟）にふちす（扶持）へきなり」

と明記して、嫡子単独相続と庶子の扶持化（ふち）（ないし被官化）を命じている。翌八年（天授元年）四月、先述したが、久範の所領満家院十三町名主職については、守護伊久によって安堵の吹挙が幕府宛に提出されている。この八月、久範は、禪喜（時光）からその猶子（ゆうし）となる条件で伊集院中河名六町・敷中山田一町・麦生田内水田・神殿内柳田一町を譲与されている。⁽⁷⁸⁾ この禪喜については、つまびらかにできない。先に嫡子久範に対して譲状を作成した範平は、元中四年（嘉慶元年・一三八七）十二月、比志島名の庶子への配分に関して改めて置文を作成している。⁽⁷⁹⁾ 整理すると、「表A」の通りになる。

[表 A]

| | | | | 備 | 考 |
|-------|---|---|---------------|--------|---|
| 比 田 女 | い | じ | り | 3 段 | <p>公方公事は、分段に任せて、勤仕すべし。</p> |
| 比 田 尾 | か | き | の 木 山 | 1 段40代 | |
| 二 郎 | お | き | の く ぼ | 2 段50代 | <p>公方公事は、分段に任せて、勤仕すべし。</p> |
| | ゆ | の | ぎ の 丸 | 7 段20代 | |
| | み | の | ね ぎ | 1 所 | <p>一期分により諸公事は免除。⁽⁸⁰⁾但し大事の公事は、段別に当人に宛つべし。</p> |
| | ひ | し | た だ み ぎ (上、下) | 〃 | |

備考欄に表わしたが、公方公事すなわち將軍への直接的義務、一期分に対する公事免除、極めて少所しか配分されなかったものへの扶持の記事などは、当時の社会情勢を知るに興味深い。

下大隅郡内にある向島について、郡司・名主職などはもちろんのこと、実態の叙述は不可能である。⁽⁸⁰⁾地頭についても、建武二年(二三三五)十月、島津貞久がその地頭職に補任されて以来、島津氏に相伝されていったこと以外にはつまびらかにできない。

以上、鹿児島郡・満家院においては、いずれにしる郡司は政治的・経済的にしだいに衰退していったといえる。

III 地頭職の変遷と守護島津氏による土地処分

さて、節を改めて当地域の地頭職の変遷をみて、それが島津氏の領国形成にどんな意味があったかをみていこう。

満家院地頭職
和泉実忠

満家院の地頭職は、忠久―忠時―長久―忠宗―久長―実忠と相伝されて、鎌倉末期にいたっている。⁽⁸¹⁾久長は伊作氏で実忠は和泉氏といずれも島津氏庶流であつて、地頭職は本宗守護家の手から離れている。特に実忠は、守護貞久の弟であるが、この満家院の他に和泉莊・伊集院・日置南郷・給黎院の地頭職であつた。

阿蘇惟時

ところで、多々良浜合戦の直後、いよいよ「公武水火」の状態が激化した延元元年（建武三年・一三三六）三月末、後醍醐天皇綸旨によつて阿蘇惟時^{これとき}が薩摩国守護に任ぜられ、南朝方から国内の軍事指揮権を委任されている。引き続き五月の綸旨で、実忠の先の諸地域の地頭職は闕所化されて、それらは惟時に「守護領」として宛行われた。⁽⁸²⁾その闕所化の理由は明確にできないが、実忠は、当時、室町幕府侍所の奉行人であつた。⁽⁸³⁾その後、これら「薩摩国守護領」は南朝方から安堵されている。⁽⁸⁴⁾しかし、惟時の守護職としての実効性はもろろんのこと、右の「守護領」を処分した史料もみえない。

ともかく、その後の当院地頭職はだれにあつたのであろうか。

薩摩国満家院比志島名地頭得分請の事^{うけ}

右、当地頭職、今年癸巳ヨリ丙申歳の三月三日まで三ヶ年分、名より請け申され候へ、地頭米並びに細々地頭得分以下検断・万雑公事を、一向とどめ候了、名^{みょう}のはからいたるべく候、仍て状件^{くだん}の如し、

伊集院忠国
の地頭在職

正平八年 歲次 癸巳 五月十八日

沙 弥 (花押)

先ず發給者である「沙弥」とは、花押から、島津氏庶家伊集院忠国(道忍)と判断できる。この文書は、⁽⁸⁵⁾当院における地頭職を向こう三年間の請所^{うけしよ}として、比志島氏など名主層に請け負わせたものと解されよう。ここに、当時の当院において、鎌倉末期に比志島氏と貸借契約関係をもち、内乱初期に主として反武家的行動をとった伊集院忠国が地頭職を有していたことがわかる。⁽⁸⁶⁾その後、忠国は二回の同文書書の發給によって、この請所をそれぞれ三年ずつ継続・延長させたことがわかる。このように地頭職が請所化されて名主(小地頭)⁽⁸⁷⁾クラスに渡付された例として、鎌倉末期、谷山郡における地頭山田氏と郡司谷山氏との場合が有名である。伊集院氏が満家院において地頭職を獲得した事情は、このような經濟的情勢とも、或いは南朝方として阿蘇氏に協力したという政治的情勢とも考えられるが、つまびらかにできない。

忠国は、正平十五年(延文五年・一三六〇)二月、満家院中俣名水田一町(下新開七段・柚木丸三段)、堀内及び菌一所を子息久氏に讓与している。⁽⁸⁸⁾貞治二年(正平十八年・一三六三)五月、子息久氏(觀了)・孫頼久(道応)・曾孫^{ひろむね}瀬久と連名で、満家院小山田中俣内水田五町・菌九所を伊集院円勝寺(のちの広濟寺)に寄進している。⁽⁸⁹⁾一般に寄進行為は、宛行行為の場合よりも、その対象の私有化が確立していることを示すものである。当院内に伊集院氏の私領が存したことは、一層確かである。

久氏は、応安七年(文中三年・一三七四)十一月、満家院内蒲原村(比志島名内)を犬太郎母に一期分として讓与している。これは、あくまでも女性の中継相続であって、一期の後は犬太郎に渡付するように指示している。⁽⁹⁰⁾

伊集院久氏
蒲原村

現在まで、和泉実忠ないし阿蘇惟時の後の当院地頭職については、明らかにされていないようである。ここに、それは島津氏庶流として隣郡を本拠にしていた伊集院氏の手に移ったということを、新しく提唱したい。なおそれは、史料的には比志島名の地頭職のみに限られるようであるが、実際はどうであつたらうか。

なお、先述したが、初期の建武四年（延元二年）と後期の応安八年（文中四年）に、比志島氏の本領については島津氏から安堵およびその吹拳がなされている。安堵権の発動は、宛行権などが私的・個別的支配権の表現であるのに対して、公的・領域的支配権（統治権的支配権）の表現である。従つて、島津氏による比志島に対する右の場合も、地頭としてではなく、守護としての統治権発動と解した方がよからう。事実、守護島津氏による、当院関係の宛行状・寄進状などいわゆる土地処分行為は見当たらない。単に、史料残存の偶然性によるうか。

鹿兒島郡地頭職
一方、鹿兒島郡の惣地頭職は、鎌倉期には忠久—忠時—久経—忠宗—貞久であつて、ずっと守護家島津氏に相伝されてきている。⁽⁹¹⁾

鎌倉初期以来、守護島津氏の薩摩国支配の拠点は、北薩の山門院にあつた。そこでは、守護所（木牟礼城）を設定して、島津氏内部での所領の細分化、譜代被官本田氏への代官職や給分の宛行いなどによって、在地領主権を確立してきている。⁽⁹²⁾

貞久は、延文元年（正平十一年・一三五六）八月、本領や元弘以来の新恩地について幕府から安堵されている。鹿兒島郡・同永吉地頭職については本領とみえる。⁽⁹³⁾

貞治二年（正平十八年・一三六三）四月、貞久は讓状を作成して、薩摩国守護職は子息師久に、大隅国の

鹿兒島郡
係の島津氏
による土地
処分状況

それは氏久に分与している。それぞれに同時に諸地域の惣地頭職も付与されているが、鹿兒島郡地頭職は指
宿郡とともに氏久に譲与されている。ただ同郡永吉村については、氏忠に譲与された。⁽⁹⁴⁾

ここで、内乱期における当郡関係の、島津氏による土地処分の状況を「表B」に示した。

〔表 B〕

| 文書名 | 年 月 日 | 発給者 | 受給者 | 対 象 | 出 典 | 備 考 |
|-----|------------|-----|-------|-------------------------------|-------|------|
| 宛行状 | 正平 七・五・二十二 | 貞久 | 伊地知季匡 | (薩) 鹿兒島郡田上村 半分代官職 | 伊地知文書 | 給 分 |
| 寄進状 | 正平十一・十二・八 | 氏久 | 諏訪社 | (?) 寄郡内田地四町・藪四所 | 安養院文書 | |
| 宛行状 | 正平十二・四・二十八 | 〃 | 比志島籠平 | (隅) 肝付郡木志良村地頭弁分・ 羽見村地頭職 | 比志島文書 | 兵糧料所 |
| 寄進状 | 正平十三・四・二十八 | 〃 | 諏訪社 | (薩) 鹿兒島郡伊敷村引田一町 (伊地知彦七跡) | 安養院文書 | |
| 宛行状 | 正平十三・五・一 | 〃 | 山田 忠経 | (薩) 鹿兒島郡上伊敷村地頭職 | 山田 文書 | 給 分 |
| 〃 | 正平十三・七・一 | 〃 | 〃 | (薩) 鹿兒島郡上伊敷・下田 両村地頭得分三分の二 | 〃 | 〃 |
| 寄進状 | 正平十四・八・三十 | 〃 | 諏訪社 | (日) 救仁郷永吉東方比志田内 地頭屋敷二所、藪一所 | 安養院文書 | |
| 〃 | 延文 六・八・二十四 | 〃 | 〃 | (日) 救仁郷益丸名田地四町 | 〃 | |

| | | | | | | |
|----|---------|----|-------|-------------------------|------|----------------------|
| 讓状 | 貞治二・四・十 | 貞久 | 氏久 | (薩) 鹿兒島郡地頭職 (除、永吉村) | 島津文書 | |
| 〃 | 〃 | 〃 | 氏忠 | (薩) 鹿兒島郡永吉村 | 〃 | |
| 〃 | 〃 | 〃 | 阿祢々女子 | (薩) 鹿兒島郡内中村・郡本両村 郡司職 | 〃 | 一期の後 は氏久知 行すべし |

一瞥して、当郡關係の処分は貞久べつ氏久によつてなされ、師久によつては全くなされていゝことがわかる。

貞久は、伊地知氏に「給分」として代官職を宛行つて、その被官化をはかつてゐる。これは、他所領における本田氏・東条氏に対すると同様に、地頭代官職といえよう。

貞久はしだいに薩摩国支配の基盤を中薩に移すべく、当郡に東福寺城を設置して、子息氏久をここにおいた。その結果、先述のように、一三四〇年代における郡司矢上氏一族の抵抗に会つたのである。

文和三年(正平九年・一三五四)五月、先掲のように、当郡郡司職等は闕所化され、鎮西管領一色範氏はそれを貞久に宛行つてゐる。これと同時に宛行われた当郡内中村・郡本村(各郡司庶子等跡)については、貞久の讓状によつて、氏久の妹あ祢々女に一期分として讓与され、一期の後は氏久に渡付するように記してゐる。あ祢々は、間もなく、その請取状も提出してゐる。⁽⁹⁵⁾ここに、鹿兒島郡の地頭職・郡司職はともに島津氏の兼帯となり、特に大隅国守護氏久の系統に讓与されていくのである。

氏久になると、当郡への処分權ならびに諏訪社への寄進、山田氏への「給分」宛行の事実などを指摘で

中本村

諏訪社
島津氏

きる。当国における諏訪社は、島津氏の氏神として、その信仰は深くなっている。先ず山門院にかんじょう勸請され、そして鹿児島郡にも設けられるなど、全国でも多く分布する方である。⁽⁹⁶⁾当社へ日向国救仁郷をも寄進している。この地は、以前は畠山直頭ちかひらの勢力の強いため島津氏の支配が及ぶ余地はなかったが、ここに氏久の段階になって大隅国に最も隣接しているために食い込みが試みられているのである。隣の谷山郡地頭山田氏も、「給分」宛行いによって、一族庶家として島津氏の被官化への傾向がみられる。

薩摩国守護師久は、貞久讓状の四年後、貞治六年（正平二十二年・一三六七）三月、嫡子伊久に当国守護職等を譲与している。⁽⁹⁷⁾しかし、鹿児島郡地頭職はその対象になっていないし、事実、伊久による当郡に対する土地処分もなされていない。

一方、氏久の子息は、元久である。彼は、氏久からの讓状はのこらないが、内乱末期の一三八五ところから特に大隅国に対して相当の守護的権限を發動していった。しだいに薩摩国支配も加えて、両国の守護職を再び統一して、領国形成の本格化に努めている。その傾向は一三八〇年後半から加冠状・段銭賦課などによって、薩摩国に対してもかなりみられる。⁽⁹⁸⁾

南北両朝合一後、元久は、応永元年（一三九四）に福昌寺（曹洞宗）を島津氏の菩提寺として創建し、その造営のために多くの所領を寄進している。また、寄進ばかりでなく、一般国人に「給分」（給恩）として宛行われ、彼らの被官化に努めている。対象としては、特に鹿児島郡・谷山郡が多い。これらは「元久重代相伝所領」とか「料所」とかみえるから、氏久から元久に地頭職として譲与され、島津氏の直轄領―守護領化されていたものと考えられる。⁽⁹⁹⁾

給分と被官
料所

島津元久

島津氏の拠
点は山門院
から鹿兒島
郡へ

顧るに、守護家島津氏が内乱中期に鹿兒島郡の地頭職・郡司職の兼帯を達成したことは、当国における政
治史の上で極めて重要な意義をもっている。すなわち、島津氏の薩摩国支配における拠点について、それま
で北薩の山門院にあつたが、この中薩の地頭職（ないし郡司職）が氏久から薩・隅両国守護職を統一する元
久に渡されることによつて、当地域は南九州における島津氏の領国形成の拠点となつていくのである。また
すでに当郡郡司の行動も不明瞭になり、その庶家長谷場氏も島津氏（氏久）の被官になつている（先述）。
だが、結局、「南北朝内乱期の鹿兒島」についても、農民の動き―特に政治史の上で―をみるには、史料
的に不足しているのである。

〔注〕

- (1) 比志島氏文書（旧記雑録前編一三―一三八九号）
以下、「旧記前」の略称を用う。号は九州史料叢書本
の文書番号
- (2) 伊奈健次氏「鎌倉時代に於ける薩摩国御家人比志島
氏の経済生活」（歴史学研究一二二）
- (3) 佐藤進一氏「南北朝の動乱」（中央公論社刊「日本
の歴史」一九）五九ページ
- (4) 佐藤三郎氏「建武元年の徳政に就いて」（歴史学研
究五〇）
- (5) 比志島氏文書（旧記前一二二―一二四三号）
- (6) 同（同―一二四二号）
- (7) 宝月圭吾氏「中世における売買と質」（信濃二〇〇）
- (8) 伊奈氏前掲論文
- (9) 山田文書九三号・一三五号・一五一号など。
- (10) 比志島氏文書（旧記前二二―二二八〇号）
- (11) 同（同―二二八一号・二二八二号）。良舜の奉じたこ
れら三通の文書（契状、請取状）には、いずれも袖判・奥判
などの上級権限者の花押が据えられている。良舜などに
ついては、つまびらかにできない。ただ永弘文書二〇〇号
（大分県史料三。増補訂正編年大友史料四―二〇七号）

元応二・一一・七 良舜奉書があり、宇佐公敦の袖判が据えてある。年代的に接近したものであるから、念のために注に記しておく。

(12) 群書類従二五輯(巻四五四)四八九ページ。赤松俊秀氏「室町幕府」(体系日本史叢書「政治史一」 山川出版社刊)三三三ページ

(13) 秩父氏文書(旧記前二二―二七六号)、比志島氏文書(同―二七七号)

(14) 本田氏文書(同―二八七号)

(15) 比志島氏文書(同―三三―三八九号)

(16) 畠山義頭は、足利政権開創期の一門探題・守護配置政策の一環である守護・大将併置方式として、新たに南九州に派遣されたものである。彼は、初め「義頭」であつたが、暦応三年(興国元年・一三四〇)八月から翌四年七月の間に、「直頭」と改名している。また官途も、文和四年(正平十年・一三五五)四月から翌延文二年(正平十二年・一三五七)三月の間に「修理亮」から「治部大輔」に改めている。特に彼は、康永四年(興国六年・一三四五)八月から十一月の間にそれま

での国大将から正式な「日向国守護」へ移行している。拙稿「南北朝期の日向国守護について 上」(豊日史学三四―二)参照

(17) 比志島氏文書(旧記前一三―一三六〇号)。この証判については、貞範着到状が案文のため実際にはみえないが、周囲の文書を蒐集すると、貞久の証判と判断できる。また、この着到状によつて、貞範は孫太郎であつたことがみえる。範平は、彦一丸とか彦太郎とか称され、文書を整理すると、当時の比志島氏の物領であつた。

(18) 長谷場氏文書(旧記前一四―一四二八号)

(19) 比志島氏文書(旧記前一三―一四〇〇号)

(20) 水上二久氏「南北朝内乱に関する歴史的考察―特に薩摩・大隅地方について―」(金沢大学法文学部論集哲史篇三)など参照

(21) 比志島氏文書(旧記前一四―一四一五号)、島津家文書―一五二四号

(22) 祢寝文書―二二五八号

(23) 尊卑分脈二(増補訂正国史大系五九)―一五三三ページ 杉本尚雄氏「菊池氏三代」―二二〇ページ

(24) 島津家文書―一五二四号

- (25) 比志島氏文書(旧記前一四―一四六六号・一四六七号)
- (26) 祢寝文書(二七八号)・二八〇号、出水氏文書(旧記前一五―一五七〇号)、阿久根氏文書(同―一五八三号)、野村氏文書(同―一六二六号)、権執印氏文書(同―一六三〇号・一六三三号)、比志島氏文書(同―一六三四号、同―一六五九号・一七四二号・一七四四号・一七四五号)、寺尾氏文書(同―一六九〇号)、水引宮内村武兵衛家藏文書(同―一六九一号)、岡本家文書六〇号(入来文書、「鹿児島県史」一―四六〇ページ以降参照)
- (27) 佐藤進一氏前掲書二〇三ページ
- (28) 岡元家文書六〇号・六二号。郡山氏文書(旧記前一六―一六六七号)、阿蘇文書二―一四ページ・九六ページ、水引宮内村武兵衛家藏文書(旧記前一六―一六九一号)、比志島氏文書(同―一七四二号・一七四五号・一七四六号)、加治木氏文書(同―一七四四号)。合戦の状況は、「鹿児島県史二」や、五味氏「薩摩国御家人鹿児島郡司について」(鹿児島大学文科報告一―史学編八)・「紫原雑想(史創七)などに詳しい。
- (29) 石田祐一氏「惣領制度と武士団」(中世の窓六)
- (30) 比志島氏について、軍勢催促状の宛名に「満家院一族(御)中(旧記前五―一六一八号、同―一六一七二〇号)・「満家院人々御中」(旧記前一六―一六六〇号)・「比志島一族御中」(同―一六五七号・一六七九号・一六八一号)・「比志島一族」(同―一六八四号)などとみえる。
- (31) 西俣氏文書(旧記前一六―一七〇八号)。比志島氏文書(同―一六五九号)
- (32) 比志島氏文書(同―一四―一四六七号)、西俣氏文書(同―一六―一六八四号)
- (33) 比志島氏文書(同―一五―一五六二号)
- (34) 権執印氏文書(同―二―一八六号・一一八七号)
- (35) 阿久根氏文書(同―一五―一五八三号)
- (36) 写在文庫(同―一六―一七〇五号)、西俣氏文書(同―一七〇八号)
- (37) 比志島氏文書(同―一七―一七一号)
- (38) 竜造寺家文書二五号(佐賀県史料集成三)
- (39) 比志島文書(旧記前一四―一四六七号、同―一五一―一六三四号)
- (40) 同(同―一四―一四五六号)

(41) 同(同三一四〇〇号)

(42) 西俣氏文書(同151—1527号)

(43) 同(同16—1739号・1754号)、比志島氏文書(同17—1771号)

(44) 比志島氏文書(同1766号)。なお詫磨氏は、大友三家の一として、しだいに肥後国に本拠を置くようになったものである。当時の詫磨宗直は、佐殿方の有力武将として行動しており、貞和五年(正平四年・一三四九)末にはその実効性はともかくとして直冬から筑後国守護職に補任されているほどである(詫磨文書Ⅱ大分県史料一)。

彼による戦功認定(証判)は、広くみられ、薩摩国についてもこの比志島氏や入来院渋谷氏(岡元家文書二七号)や同院豊田氏(豊田氏文書Ⅱ旧記前一七一—七六一号)などの場合がある。なお、このような当国の武士に対する証判については、多くの史料集の編者は未詳のままて宗直に比定していないが。

(45) 西俣氏文書(旧記前一七一—一八二三号)

(46) 比志島氏文書(同19—20—23号・20—24号)

二〇一六号)

(47) 西俣氏文書(同20—21号)

(48) 谷山氏文書(同1965号)

(49) 比志島氏文書(鹿児島大学法文学部日本史研究室所蔵写真、未刊)

(50) 五味氏「薩摩国御家人鹿児島郡司について」(前掲)

(51) 比志島氏文書(旧記前六—五三四号)。川添昭二氏「弘安八年筑前国岩門合戦について」(九州史学一六)参照

(52) 田尻家文書一号(佐賀県史料集成七)

(53) 太秦文書(鹿大図書館所蔵)

(54) なお、太秦文書には年月日欠の「征西府所領宛行注文」なるものが含まれ、「鹿児島院郡司分七百町」などとみえる。

(55) 島津家文書一—二五三三号

(56) 比志島氏文書(鹿大日本史写真、未刊) 年月日欠

鹿児島郡本村田園坪付注文。この注文に、これらの地は「凶徒中村彦五郎入道寛澄跡」とみえ、守護代酒匂久景の裏花押がある。

(57) 島津氏文書(旧記前一八一—九二四号)

(58) 本田氏文書(旧記前三五) 応永二・七・二五 鹿児島

島郡内宮地田島并得分注文に「二所 六百文 やかミ
とのの御せん」などとみえるが、矢上氏がなお郡と
関係あるとはいえても、必ずしも郡司としてではない。

- (59) 長谷場氏文書(旧記前一六一七三五号、同九一八
八二号)

- (60) 同(同二六一七三六号)

- (61) 同(同一九一〇五五号)

- (62) 工藤敬一氏「遠隔地荘園の支配構造―鎮西島津荘に
おける領家支配の変遷―」(史林四五―)

- (63) 長谷場氏文書(旧記前二〇一二〇九八号)

- (64) 池端氏文書(同―二二二六号)

- (65) 長谷場氏文書(同―二二四九号)

- (66) 同(同―二二五〇号)

- (67) 羽島氏文書(同―二二九七号)

- (68) 同(島津本、旧記前二八)

- (69) 羽島氏については、五味氏「薩摩国御家人羽島氏並
びに延時氏について」(鹿児島大学法文学部紀要文学

科論集二) 参照

- (70) 上山氏文書(旧記前二七一八〇七号、同一九一―

〇〇八号)

- (71) 五味氏「薩摩国御家人比志島氏について」(鹿大史学
八)・「大隅国御家人税所氏について」(同九)

- (72) 比志島氏文書(旧記前一三一一三八八号)

- (73) 五味氏「薩摩国守護島津氏の被官について」(鹿大史
学二) 参照

- (74) 比志島氏文書(旧記前一四一四七五号)。この文書

の発給者「散位」某について、これまで史料集の校訂者
は不明としており、また五味氏は〔注〕(71) 論文で鎮
西管領(一色範氏)によるものようにとらえてある。

しかし、内容・文書様式(奉書)からして、筆者の史料
蒐集によると決して鎮西管領のものではなく、幕府の安
堵方によるものと判断できる。実名については、現在の
段階では、なお明らかにできない。

- (75) 比志島氏文書(旧記前一六一七〇二号)

- (76) 同(同―一七一〇号)

- (77) 同(旧記前二二)

- (78) 同(同)

- (79) 同(島津本、旧記前三〇)

- (80) 向島については、若干史料があるが、叙述するには足りない。念のために、内乱期における当島関係の史料目録のみを掲げておこう。安養院文書(旧記前一二―一二四五号) 建武一・五・一七 領家某寄進状、同(同一七―一七七五号) 観応二・六・二五 某下文、藤崎氏文書(島津本、旧記前三〇) 明德四・六・二六 某袖判慶本奉宛行状
- (81) 水上氏前掲論文
- (82) 阿蘇文書一―九五号く九七号
- (83) 羽下徳彦氏「室町幕府侍所考―その一 初期の構成―」(白山史学一〇)
- (84) 阿蘇文書一―一〇二号・同二―六九ページ
- (85) 比志島氏文書(旧記前一八―一八七五号)
- (86) 同(鹿大日本史写真、未刊)
- (87) 鈴木鋭彦氏「中世における領主権確立をめぐる一考察―薩摩国谷山郡の場合―」(史淵五四)
- (88) 旧記前一九―二〇六二号
- (89) 広濟寺文書(旧記前二〇―二二一四号)
- (90) 円通庵文書(同二二)
- (91) 水上氏前掲論文
- (92) 拙稿「在地における守護被官と国御家人―薩摩国山門院の場合―」(鹿児島史学一三)
- (93) 島津家文書一―六四号
- (94) 同―一五〇号
- (95) 同―一五二号
- (96) 萩原竜夫氏「中世祭祀組織の研究」一二三頁、大田亮氏「島津氏の氏神」(神社協会雑誌二―一三)、藤森栄一氏「諏訪大社」(中央公論美術文化シリーズ) 参照
- (97) 島津家文書一―六一〇号
- (98) 拙稿「南北朝期の大隅国守護について」(九州史学三 五・三六・四一)
- (99) 拙稿「南北朝期の薩摩国守護について」(史学雑誌七 六一―六)

第三章 室町時代の鹿児島

I 城下町鹿児島島の誕生

領国形成への道 守護大名の領国形成には、一般に国衙領や庄園の名残りを徹底的に清掃して、古代以来の貴族や寺社の支配を消滅させると共に、領国内の在地領主^が 国人層を自己の家臣団に組み入れて、強豪領主の地域的な支配権を取り上げるといふ二つの課題が課せられていた。薩摩の国衙領は、初めから微々たるものであり、島津庄寄郡^{よりおぼ}からの得分の一部を受けとる程度であつたので、早くも南北朝動乱の初期において壊滅し、⁽¹⁾ 中期までには在庁職^{しほ}をもつ大前氏^{おおくま}や武光氏が姿を消して行つた。島津庄も一四六〇年代には自壊作用⁽²⁾を起こして、自然消滅の形になつたので、島津氏の領国形成にとつて、第一の課題に対する配慮の必要はな

滅 島津庄の自

かつた。この好条件に恵まれていたが、古代末期以来在地に根を張っている郡司系の国人層や独立した一族を家臣化する難事業が横たわつていた。

南北朝動乱の帰結として、室町幕府はある程度、反島津守護勢力の国人層、とくに終始反武家方であつた本宮方（谷山・揖宿・知覧・鮫島氏等）を地頭御家人として組織することには成功したが、その結合はきわめて弱く、一方島津守護勢力を打倒して、足利氏一族かその腹心をもつて守護に補任しようとする理想は達成できなかつた。そこで最も反島津的国人である薩摩の渋谷・牛屎^{うしそ}・和泉・谷山・阿多、大隅の税所・加治木・平山・祢寝氏^{ねね}を幕府の直属軍である小番衆（奉公衆）に編成して、⁽³⁾ 島津氏や国人層の動向を監視する政治的・軍事的拠点とした。従つて島津氏の当面の事業は、この幕府系の在地勢力を排除することであつた。

薩隅の小番衆

動乱期を通じて、庄園は内部からも変質しつつあった。收取単位であった名は分解して村となり、名の作人である在家は門かどに変わりつつあった時期において、在地領主にとって、この農村を再編成し、封建領主としての強力な支配権を打ち立てねばならない困難な問題がひかえていたが、一方では鎌倉から南北朝時代を通じて、分割相続や売却によって所領は細分化された上に、独立する庶流をどのように統制して他に対抗するかが、国人層に共通する悩みであった。九州探題今川了俊が「弓矢の將軍」を仰いで、身の保全を計るようにと呼びかけた⁽⁴⁾ところで、国人層は島津氏さえも打倒できない幕府の庇護力を信用したわけではなく、所領を格護するためには、国人同志の国一揆を結成するか、島津氏の支配下に屈服するか、いずれかの途を選ばねばならなかった。

一方、島津氏も庄園の自然消滅によって、知行地の給与等、領主権の行使は容易になったが、動乱期の最後の二〇年は反幕的態度をとっていたので、多くの国人を幕府陣営に走らせてしまった。これを独力で制圧して、一挙に被官化することは容易なわざでなく、守護としての支配権を強化し、合法化するためにも幕府に接近せざるをえない弱点をもっていた。

清水館の建設 島津氏の領国形成は、清水館の建設を中心とする鹿児島町の造りに始まり、鹿児島を中核として進展していったとすることができる。島津貞久は大隅進出と南薩の宮方制圧の拠点として鹿児島くさきの東福寺城を占領し、その子氏久は東方からの畠山直顕の勢力が衰えると、大隅半島中部の大始良くさきに楔を打ち込み、さらに日向への進出を予想して、志布志に移り、ほぼ大隅経営に成功すると、その子元久は鹿児島に復帰して、清水館の建設に着手した。まさに南北朝動乱の終末と新しい領国形成への起点を意味する事業であ

つた。山田聖栄自記によれば

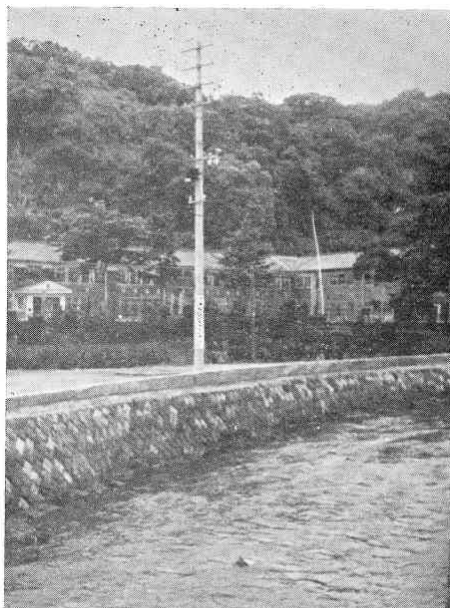
元久鹿兒島に志布志より御移、御座所に御談合あり、東福寺之城佳例目出度候得共、分内もせはし、つき山も不可然、脇之御座所も片はつれとて清水御座所へ定、先実方の橋之口城を召分、内も広し川之流も吉何事よりも更に相応之御城と而、急々に取誘、御親類宗との御内之人々御移、清水屋形作は麓に有、御

清水館の麓

福昌寺・諏訪社の門前

和泉崎

鹿兒島の近郷



清水城 (稲荷町)

一家国方之出仕も可輒と而、主殿十二間同御殿、雑賞所迄作揃、取分御前作御結構有而、廳而志布志之御台、移御申、上下万民に至迄御奔走奉仰也、

と述べているように、清水城は山城と山下の居館を中心とする典型的な初期の城下町の形態を備えていたようである。まず直臣団の居所である麓(上町方面)が造られ、福昌寺や諏訪社の門前から、現在の納屋方面へかけて商工漁業者の集落が従属し、武家屋敷は坂本村から和泉崎にかけて発展して行ったものようである。甲突川は現在の新上橋から柿本寺にかけてカーブして、清滝川の方向へ東流していたと言われている。和泉崎は甲突川がカーブする城山の山麓(麓)で、今の平之町から西千石町方面にかけての場所にあたる。さらに近郷には荒田・中村・郡本・田上・田毛・西田・

城下町として
の鹿児島

港町として
の鹿児島

清水城建設
の時期

沢牟田・原良・永吉・伊敷・皆房・小野・犬迫・河上・花棚・塚原・毛野・別府等が取りまいて、鹿児島島の発展をささえていた。具体的に城下町としての鹿児島島の発展の過程を知ることにはできないが、恐らく「鹿児島のおいたち」(二二二―二二六ページ)の述べるような町の様相であつただろう。重複をさけて、ここでは割愛したい。鹿児島は単に島津氏の城下町としてだけで発展したのでなく、領内の油津・志布志・山川・坊津・市来・阿久根等の諸港を触角として、国内貿易の二大中心地である博多や堺、遠く琉球・明・朝鮮に通ずる分国最大の港町であつたことも忘れてはならない。鹿児島が景観に恵まれ、領国支配に便利な交通の要地であつただけでなく、南方経済圏との接点にあたり、島津氏の軍事活動の財源としての機能を果たしながら、大きく発展していったことは、他の室町時代の都市の発達と同じコースをたどつたものである。

清水城建設の時期は明らかでないが、応永十一年(一四〇四)七月二十九日付の將軍義満の御教書を持つて、上使朝山師綱兄弟が下向した時は、元久はまだ志布志に居住していたので、清水館はこれ以後、元久が上落した^{ちく}応永十七年の間に建てられたものであろう。応永十一年は元久が日向・大隅守護に補任された記念すべき年であるから、或いはそれから間もない頃に築造されたのかもしれない。

島津氏幕府
へ接近す

永和元年(天授元年・一三七五)八月以来、探題今川了俊へ反抗を続けてきた氏久も嘉慶元年(元中四年・一三八七)五月に歿し、明德三年(元中九年・一三九二)閏十月に南北朝合一が行なわれ、応永二年(一三九五)八月には宿敵今川了俊が失脚したので、島津氏にとつて幕府へ接近する途が^{みち}開かれてきた。明德二年(元中八年)九月以来、幕府も島津氏の帰順工作を続けてきたが、一方では今川貞兼を大将として、応永二年日向国梶山城を攻撃するなど、軍事行動をやめなかつたので、今川氏を召還するまでは、島津氏は態度を

明らかにしなかった。そのため応永二年八月幕府は薩隅の地頭御家人に島津氏討伐を命じたが、了俊の解任により、実行に移されなかった。島津氏に対する武力工作を断念した幕府は、応永二年先述の小番衆を組織して、島津氏の領国支配を骨抜きにしようとした。当時島津氏も独力で領内の国人制圧の自信はなかったので、さしあたり幕府の権力を背景とする守護支配権の拡大を望んだ。

九州探題
川満頼島
津氏を招く

薩隅日守護職の統一 応永三年四月、新探題洪川満頼の招きに応じて、島津これひま伊久は次子忠朝を、元久は弟

洪谷重頼
谷山仏心
祢寝清平

久豊を送り、幕府へ服属することになった。幕府との問題を解決した島津氏にとつて、当面の難問は、幕府に直属し、守護の領国支配の障害である小番衆の処理であつた。小番衆の内、島津氏の脅威となる存在は、薩摩では洪谷重頼と谷山仏心(信か)、大隅では祢寝清平であつた。

伊集院頼久
を清敷に置
く

応永二年十二月、伊久は元久の勧めにより、市来忠家の同意をえて、洪谷氏の入来院領へ侵入し、翌三年一月には樋脇・市比野を攻略した。伊久は洪谷氏の本拠清敷(入来町)を衝かうとしたが、探題との渉外のため、一時中止し、応永四年元久と伊久の連合軍は清敷を攻略して、伊集院頼久をここに置いた。ひとまず入来院洪谷氏を抑えることに成功した。

谷山氏滅亡
島津久豊
頼久を領す

奥州家(大隅守護)の元久の薩摩における守護領は鹿児島郡と揖宿郡に過ぎなかったが、鹿児島に本拠地を移すためには、隣接する谷山氏の勢力を無視することはできなかった。元久の父氏久は、大隅経営に専念している間は、山北(川薩地方)の洪谷氏の南下に備えて、谷山仏心に鹿児島東福寺城を預けていたが、元久は洪谷氏の制圧に成功すると、谷山氏を滅ぼしてしまつた。この頃頼久(7)も元久に滅ぼされ、その跡には弟久豊を封じた。久豊は応永十年日向の穆佐院(むかしのいん)に移るまでここを支配したので、南殿と呼ばれた。島津氏に

南 殿

よつて、幕府の軍事力の外廓を構成する小番衆がつきつきに切り崩されていっても、幕府の干渉を見なかつたところからすれば、幕府と小番衆の結びつきは、案外名目だけのものであったのかもしれない。

島津伊久と元久不和となる

元久は応永七年二月、谷山氏の跡である谷山郡三〇町を伊作氏に宛行^{あてが}っている。この年には従来友好関係を続けてきた総州家（薩摩守護）の伊久と元久の間が不和となった。かねて伊久は嫡子守久と仲が悪く、明德四年（一三九三）守久は伊久の別居していた川辺城を攻めたので、元久の調停により、守久は山門院（野

伊久薩摩守護職を守久に譲らず北殿

田村）に退き、伊久は碓山城（川内市平佐町）に帰った。伊久は守久に薩摩守護職を譲らず、家宝と川辺郡を元久に譲った。元久の夫人は総州家の出であり、養子生黒丸（久照・北殿）は伊久の三男であった。元久

梅 寿

の世子梅寿は出家していたので、元久の後嗣は養子の北殿生黒丸か、実弟の南殿久豊が有力候補者であった。伊久は生黒丸に薩隅両国の守護職を継承させるつもりで、元久と友好関係を保っていたのであろうが、

伊久の与党

応永七年元久が夫人と養子を離縁すると、両者の関係はたちまち破れてしまった。⁽⁸⁾伊久は同年十二月、一度

市来忠家

放逐した渋谷重頼に谷山郡と給黎^{きいれ}郡半分を宛行^{あてが}って、自己陣営の強化に努めている。伊久には市来忠家と渋

渋谷四族元久の与党

谷四族（高城・東郷・入来院・祁答院）が与同し、元久には渋谷鶴田だけが応じた。この年元久も鹿屋・菱刈・伊作・樺山・二階堂諸氏に所領を安堵したり、宛行^{あてが}ったりして勢力の拡張に努めている。

元久鶴田で取る

応永八年九月、伊久とその与党が鶴田重成を攻めたので、元久は救援に赴いたが、敗退した。元久は勢力

元久伊作久義

の挽回を計り、応永十年九月には伊作久義に阿多郡田布施を与え、同年十一月には宿敵渋谷重頼に旧領の山

渋谷重頼を招く
鹿兒島郡武村

北回復までという条件で、鹿兒島郡武村と揖宿郡成河村（山川町）を預けた。⁽⁹⁾これに対して総州家の守久は同年十二月重頼へ山門院西方と薩摩郡荒川・羽島を宛行^{あてが}って、重頼の離脱を防ごうとしている。このように

島津守久も
 渋谷重頼を
 招く
 元久称寝清
 平に所領を
 宛行つ

総州家と奥州家の対立は、自ら努力することなく入来院渋谷氏を立ち直らせる結果となった。この年、元久は大隅最大の小番衆である称寝清平に下大隅（木谷村を除く）と大称寝（郡本村を除く）を与えて、本拠の大隅国を固めている。

この段階の島津守護政権は室町幕府と相似の構造をとり、直参の御内人（家臣団）を中核とし、半独立の一家と国方（国人）の支持による連合政権であつて、不安定な、国方の古代以来の支配権を否定しきらない未完成の封建権力であつた。守護による国方への所領給与の乱発は、ただちに彼らの家臣化を意味するものでなく、島津本宗の分裂と対立における与党誘致の好餌であつた場合が多いのであつて、国方の中には没落するもののある半面、これを利用して所領の拡大を計るものもあつた。所領の加増と支配権の容認が、国方勢力を温存させる好条件となり、守護の領国形成における最大の矛盾であると共に、領国支配の完成を長びかせる要因となつた。

將軍義満両
 島津氏の和
 解を計る
 幕府元久を
 日隅守護職
 に補す
 二階堂氏没
 落

幕府は応永九年八月伊久に書を送り、海賊の明国侵寇を取り締まらせる等、守護への統制を強化していったが、両島津氏の対立は薩隅を大きく二分させ、再び大乱誘発の恐れがあると共に、守護職の動揺は守護を介する幕府の全国支配を脅かすことになるので、先述のように義満は、⁽¹⁰⁾ 応永十一年上使朝山師綱兄弟を下向させて、⁽¹¹⁾ 両島津氏の和解をあっせんした。その条件として六月二十九日付で、元久を日向・大隅両国守護職に補任した。応永十二年元久は伊作氏を助けて二階堂行貞を放逐した。翌十三年（一四〇六）七月、元久は伊作勝久に田布施（五代・高橋を除く）を、九月には敗走した二階堂行貞に阿多郡観音寺と水田一〇町を宛行っている。これは鎌倉以来の地頭系領主の守護への服属を意味するものである。

幕府元久を
薩摩守護職
に補す
元久上京す

渋谷重頼再
び反す

重頼清敷を
奪回す

元久死す

応永十四年四月伊久が平佐城で死去すると、島津氏の嫡流である総州家衰退のきざしが濃くなり、守久が山門院、忠朝が平佐城にあつて、北薩の一部を支配するにすぎなかった。これまで幕府はしばしば元久の上京を促したが、この年伊集院頼久を代理として上京させた。応永十六年九月十日幕府は元久を薩摩国守護職に補任したので、翌年お礼言上のため上京することになった。その留守を固めるために、北郷且久・新納久臣(13)・佐多氏義・樺山音久・山田久興・本田元親・平田親宗・上井善了等の一門や老名おとなと盟約を結び、(14)十七年油津から堺を経て上京し、六月將軍義持に見参した。この時、北郷知久・樺山教宗・加治木忠平・野辺盛仁・北原重兼・蒲生清寛・肝付兼元・飢肥伊豆守・阿多加賀守・平田重宗等を同伴しているが、当時元久を支持する勢力は、主として大隅から日向にかけての一門と国方であつたことがわかる。この時、元久が將軍や幕府の重臣へ多くの舶来品や銭貨を贈っているのは有名な話であるが、貿易の項で後述したい。

元久の留守中、渋谷重頼は同族の高城・東郷・祁答院氏と総州家の忠朝・久世と謀つて、旧領清敷の奪回と元久の打倒を策したので、応永十八年元久は久豊と共に、清敷の伊集院頼久の救援に赴いたが、病気のため、鹿兒島へ帰つた。このため重頼は相伝の所領である清敷を回復することができた。元久は同年八月六日清水城で死んだ。時に元久は四九歳であつた。当時奥州家の領国形成にとって、薩摩で警戒を要する存在は総州家の残存勢力と渋谷一族・伊集院氏・市来氏だけであつた。

元久が薩隅日三州の守護職を一元化し、その本拠としての清水城を築造したことは、鹿兒島のその後の発展にとって画期的事業であつた。これと共に、島津氏の菩提寺である玉竜山福昌寺の創建も、鹿兒島を島津氏の領国支配の中心地たらしめた意義深い出来事であつた。応永元年(一二三九四)元久は鹿兒島郡長谷場村

福昌寺の建
立 石屋真
梁 鹿兒島郡長
開山 鹿兒島郡長
鹿兒島郡長
坂本村門前
谷山郡宇宿
村の田島を
福昌寺に寄
進す
仲翁守邦

島津久豊の
襲封

に福昌寺を建立し、石屋真梁を開山とした。翌二年長谷場村門前を寺地とし、鹿兒島郡坂下内池上田島を寺領として寄進した。さらに応永四年四月には福昌寺制規を定め、同六年二月には老母崇欽すうきんぜんに禪尼の菩提料所として、谷山郡宇宿村内水田八町、氏久のために同宇宿村内に三町、元久自身のために同村を寄進した。元久は一子梅寿を真梁の弟子とし、福昌寺第三世の法燈を嗣がせた。これが仲翁守邦である。元久に後継者のなかつたことが、晩年総州家との対立を深め、死後は家督相続をめぐる紛争をまき起こす原因となつた。

II 領国形成の起点

守護職の争奪 元久(母は伊集院忠国の女と親戚であつた実力者の伊集院頼久は、その子初犬千代丸(母は氏久の女)が奥州家の血脈をひいている上に、元久の遺志と称して、これを守護の後継者にしようとしたが、元久の弟久豊は急いで穆佐から鹿兒島に帰り、自立して元久の家督を嗣いだ。父氏久は新しく獲得した大隅守護職を打ち立てるために、鹿兒島を拠点として東進し、自力で大隅経営にあたり、ほぼ成功を収めることができた。兄元久は薩摩と大隅に分裂した守護職を再び統合するためには、志布志から逆転して西方薩摩を指向しなければならなかつた。その晩年薩摩日三州の守護職を獲得して、島津氏歴代の宿望を達成したものが、その拠点としての鹿兒島に取りついた段階で終わりを告げた。従つて薩摩と日向の守護職は名目だけのものに過ぎなかつた。そのため久豊に残された課題は、薩摩における反対分子を制圧して、大隅守護系の手で新分国薩摩に実質的な支配権を樹立することにあつた。さらに、できたら、日向における領国支配を実現することにあつた。

奥州家の勢力範囲

総州家の所領
伊集院頼久

国一揆の結成
山田久興

比志島久範
伊東祐安
山東を占領す

高木匡家戦死
肝付兼元鹿

久豊の家督相続は、一門や老名の推戴たいによるものでなく、薩摩側の領主層の意志は全然無視する強引さが見られた。その結果、幕府権力に連なる新しい守護支配の浸透を反発するために、伊集院頼久を盟主として、守護職を失った総州家をはじめ、薩摩の大部分の国方が反守護勢力として結集した。当初における久豊・

頼久・総州家の勢力範囲は次のようであった。久豊の支持勢力は、御内(直領の家臣団)には鹿兒島・谷山・
揖宿・本田・溝辺・田万理・敷根・廻、近くの国方半独立の旧族、国人では吉田氏・蒲生氏・税所氏、「坂より上」

日向の青井岳以西の諸(15) 県郡一帯と大隅地方 では、御内に末吉・垣吉・市成・平房・百引・高隈・鹿屋・大始良・下大隅・財部等

があり、国方に日向の和田氏・高木氏、一家に北郷氏・樺山氏がいるだけであった。これに対して薩摩の反

対勢力は、総州家の守久が山門院、隈之城には弟忠朝がいて碓山・羽島・荒川等薩摩郡一帯を支配していた。伊集院頼久は伊集院・川辺・給黎を領有していたが、総州家との間を緊密にするために、川辺郡を久世(守久の子)に譲った。南方の頼娃・知覧・山田・別府・阿多・田布施・伊作・伊集院・市来から山北四カ所(渋谷一族)に至るまで、一大「国一揆」を結成していた。(16)

はじめ久豊は本拠地の大隅を固めるために、応永十八年(二四一一)十月祢寝清平に揖宿郡鳴河村を、同

年十一月山田久興に市成・南持留を、十二月清平に大祢寝院神田名主職を、同十九年二月比志島久範に油須木村(郡山町)(18)を宛行っている。同年九月、日向国都於郡にあつた伊東祐安は、薩隅の内紛に乗じて穆佐院

に侵入した。北郷知久・高木匡家・佐多・樺山・和田諸氏が防戦に努めたが、戦況は不利で、救援に向かっ

た久豊も末吉へ敗退した。山東(日向国青井岳以東)の川北・川南は悉く伊東氏の領有となった。久豊は戦死した匡家の戦功を賞して、次子二郎三郎に鹿兒島郡永吉村一二町を与えた。同年肝付兼元が久豊の御内鹿

屋忠兼の領地を侵す

屋忠兼の領地を侵したので、久豊は吉田・蒲生・敷根・廻（福山町）の兵を以って肝付氏を撃退した。久豊の薩摩経営のためには、大隅の二大勢力である肝付氏と祢寝氏を招致することが急務であった。

伊集院頼久
東福寺城を
攻略す

久豊と頼久の直接の衝突は応永二十年九月にはいつてからである。久豊が菱刈出兵のため吉田に行った留守に、頼久は鹿兒島を襲った。鹿兒島の麓衆・一家の佐多・川上氏の一族・御内の大寺・長野の侍殿原から地下・町の者に至るまで東福寺の古城に拠って防戦したが、落城した。⁽¹⁹⁾九月十二日久豊は小野・原良に陣す

久豊頼久と
原良に戦つ
て撃退す

る頼久を破つて鹿兒島を奪回した。頼久は十二月から翌年正月にかけて満家院に侵入し、久豊の与党である比志島久範・小山田範清と戦つたが、小山田城を抜くことはできなかった。応永二十一年七月、久豊は頼久

久豊給黎を
攻略して、
和泉、大寺
長野氏に宛
行う

の給黎を攻めたが、頼久方は島津久世と伊作勝久の応援を得て抵抗したので、苦戦となり、球磨の来援によつて、頼久を追放することができた。給黎の下永吉二〇町は和泉島津氏に、上永吉二〇町は重臣大寺美作守と長野左京亮に与えた。このため久豊の領地は鹿兒島から揖宿まで連続することになった。頼久の形勢が悪

島津久世鹿
児島千手堂
坊で自刃す

くなつたので、応永二十二年伊作勝久は謝罪のため来鹿し、歳末には久世も鹿兒島へ出てきた。久豊はこれを囲んで、川辺を渡すか自刃するかを要求したが、川辺の宿老等が開城を拒否したので、久世は進退に窮して、⁽²⁰⁾応永二十三年正月十三日宿舎の鹿兒島の千手堂坊で自刃した。久豊も総州家の惣領を殺したことのために剃髪して法名を存忠と号した。

川辺を狙つていた久豊は、密かに川辺の松尾城に守兵を入れていたが、応永二十四年九月、頼久は別府・山田・阿多・田布施・伊作の兵と共に、これを攻めたので、久豊は鹿兒島・谷山の兵を率いて救援に赴いた。国方や一家の領主級（吉田・蒲生・北郷・樺山・新納・飢肥・櫛間・肝付・祢寝等）も多数来援したが

久豊川辺で
大敗す

久豊頼久を
谷山で破る
伊集院頼久
の帰順

伊藤祐立と
盟約

伊作勝久に
所領を宛行
う

伊作氏阿多
氏と争う
久豊伊作氏
を援く
南方の国方
阿多氏に与
同す
久豊揖宿よ
り奈良兄弟
を追放す

島津忠朝と

久豊の大敗に終わった。一家では和泉直久兄弟、国方では杯寝清平兄弟・田代久助・蒲生清寛等の領主が戦死した。⁽²¹⁾久豊は谷山と給黎を割いて頼久と講和を結んだ。参戦した領主層からすると、大隅・日向方面に対する久豊の支配力がかなり伸展し、多くの支持を得ていたことがわかる。頼久は鹿児島も要求していたので、両者の和平は間もなく破れて、久豊は頼久の居城谷山を攻めた。合戦は頼久の惨敗に終わり、伊集院の石谷三〇町を割譲する条件で和を請うた。これから以後、頼久は久豊に協力的であった。⁽²²⁾

薩摩国方の被官化

「薩州之弓矢の柱」⁽²³⁾と言われた主導者の頼久を降したことは、久豊の薩摩制圧の大きな突破口となった。久豊は薩摩経略に専念するために、応永二十五年正月伊藤祐立と盟約を結んで、東方からの侵略を一時抑えることにした。⁽²⁴⁾

主導者頼久を失った南方の国一揆は、早くも動揺と分裂の兆が現われてきた。久豊も応永二十四年十一月には伊作勝久に阿多・日置・南郷・高橋・川辺郡田部田村・別府半分・谷山郡福本村・中村等の地を宛行つて、⁽²⁵⁾積極的な離間策を講じている。この結果、伊作氏は守護方となったので阿多忠清(町田氏)と対立することとなり、⁽²⁵⁾応永二十五年二月、両者は阿多の具柄崎で戦を交えたが、伊作

氏の敗北に終わった。この時久豊は伊作氏のために出兵し、市来氏の来援も促している。阿多氏に味方したものは、頼娃・揖宿・知覧・川辺・別府・鮫島諸氏であった。これ以後、伊作氏は久豊に臣属するようになった。この頃、揖宿を預けられていた久豊の家臣奈良兄弟が反したので、久豊と頼久はこれを降した。兄は頼娃に逃亡し、弟は鹿児島に置かれることになった。久豊の揖宿出兵は、伊作にあった南方諸氏の後方を衝く姿勢を示したので、各自自領へ引き揚げてしまった。

応永二十六年になると、山北方面にも分裂が起こつてきた。かねて総州家の忠朝と不和であった市来家親は

市来家親・
 入来院重長
 対立
 入来院重長
 久豊に援を
 請う
 久豊永利を
 攻略して重
 長に与う
 入来院氏久
 豊に帰服す
 久豊頼娃氏
 をほろぼし
 て肝付兼政
 に宛行う
 別府氏久豊
 川辺の開城
 を給黎久俊
 今給黎久俊
 覽を収む
 知覽を佐多
 大寺氏に宛
 行う
 氏所領を献
 じて降る

正月入来院重長を誘って、忠朝の永利城を攻めようとして、薩摩郡山田に陣したが、忠朝のために撃退された。そこで重長は久豊の支援を求めたが、久豊の老名等は、渋谷氏が元久以来の宿敵であることを理由に反対した。しかし渋谷四族の結束を切り崩し、総州家との関係を断たせるためには好機であったので、この申し入れを受諾し、八月には自ら永利城を攻略し、忠朝は隈之城に後退した。永利は重長に与えて懐柔したので、以後入来院氏は守護方に協力的になった。

応永二十七年には頼娃氏(小牧氏)が反したので、これをほろぼして肝付兼政(兼元の二男)を封じた。別府氏は若年であったので、久豊の養女(佐多氏の女)を嫁がせて、鹿児島に居住させることにし、戦わずして帰順した。頼娃討伐のついでに、頼久と共に南方平定の策を計った。まず、川辺の犬太郎(久世の子)は開

城して、山門院に退いた。次に知覽に至り、これまで南方の中心人物である今給黎久俊を追放した。久俊は

頼久の叔父であったので、頼久の助命運動によって、知覽の長里にわずかの馬飼所が与えられ、その跡は佐多氏(二〇町)と老名の大寺氏(一八町)の所領となった。鮫島氏と阿多氏は領地を献上して、御内人となった。阿多氏は旧領に置き、鮫島氏は鹿児島に移した。ついでに久豊は坊之津・泊之津を一巡して鹿児島へ帰った。⁽²⁶⁾南方の国一揆は主導者頼久を擁立して、守護久豊を打倒する計画であったが、盟主を失ってからは

個々の力は全く無力であったので、何程の抵抗もなく、あるいはほろぼされ、あるいは降伏して守護の被官となった。久豊は頼久の帰服を多として、頼久の女を夫人に迎え、川辺を頼久に与えた。このようにして薩摩南方の国方の支配権はことごとく奪われて、守護方の家臣団に編入されてしまった。久豊は占領地を一家や御内に分与して、権力を強化していった。

久豊島津忠朝を降して鹿兒島へ移す
高城氏の分裂
東郷氏を討つ

総州家の本宗没落
伊作氏の分裂
伊作を没収す

久豊日向に向かう

二十八年八月、久豊はその子忠国を遣わして、隈之城の忠朝を攻めたが、忠朝は降伏したので、鹿兒島の和泉崎の佐多氏の近所に屋敷が与えられた。このように鹿兒島の麓は一家や新参の国方の屋敷がふえてきた。山北四方所の内、入来院氏と祁答院氏は守護に服属していたが、高城氏は分裂して弟は守護方、兄大川方は東郷氏・国分氏・執印氏と結んで守護と敵対関係にあった。このため久豊は同月東郷氏を討たせた。薩摩で従わないものは山門院にある総州家の本宗守久だけとなったので、二十九年十二月、忠国を将としてこれを討たせたが、孤立した守久は山門院を棄てて肥前に逃れた。山門院は一時相良氏に預けられ、その後薩州家忠国の弟持久祖の所領となった。⁽²⁷⁾伊作勝久もこれに従軍していたが、その留守中、伊作も二分し、叔父十忠は勝久の父久義を殺し、勝久の追放を請うた。久豊は勝久に宿怨をもっていたので、伊作を没収する条件でこれを許した。国方の中には、高城氏や伊作氏のごとく、家督をめぐる分裂によって自壊作用を起こすものもあり、守護の利用するところとなった。久豊は応永十八年八月に自立してから、二二年の歳月を経て、ほぼ薩摩一国の制圧に成功を収めることができた。久豊の事業は大隅が薩摩を征服した歴史と言ってもよい。久豊の最終的な宿望は日向に守護の支配権を確立することであった。

山東にこそやがても御発向有へく候処、先南方一向に退治有りて、伊東に取向候はば、年月も経、彼方退散候する、其旨を思食、薩州に心置く事無く、又三郎殿さしをき御申候て、^(久豊)存忠は御座あるへき之由を内々御心中之由、時之人々申され候しか

鹿大本
山田聖栄自記

応永三十年久豊は油津で軍勢を集め、当時の老名平田重宗・伊地知季豊・鹿屋忠兼・大寺美作守と戦略を計った。一家・御内・有足・無足・寺の者まで出陣し、この年は越年した。翌三十一年正月に伊東方の加江

久豊加江田城を攻略す
伊東祐立と和す

菊池氏久豊に使者を送る

久豊死す

島津忠国三州の守護となる

島津久林を徳満城で亡す

忠国末吉へ移る

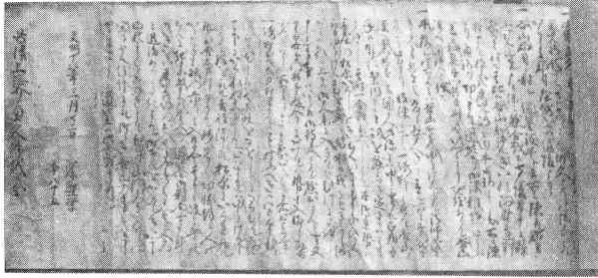
田城を攻略し、清武以南は久豊の支配下に収めた。一家・御内・国方の国替（移封）も決まって、忠国は加江田にとどまり、城は奈良氏に預けた。大友氏が仲介となり、その使僧と伊東祐立が加江田に来て、忠国に

和平を申し入れたので、しばらく山東は平静を保つことになった。その頃肥後の菊池玄朝も久豊の勢威を聞いて使者立田氏を送ったので、志布志の新納忠臣に接待させた。ほぼ領国を平定したので、久豊は老名と上洛を計ったが、応永三十二年（一四二五）正月二十一日、五一歳で病死した。久豊は西方薩摩に守護の支配権を樹立し、反転して東方日向の一部に侵入する段階でその生涯を終わった。

III 国一揆の制圧

守護職の動搖

応永三十二年八月二十八日、前將軍義持は忠国を薩隅日三州の守護職に補任した。⁽²⁸⁾ 永享四年（一四三二）までの忠国の動靜は明確でない。永享二年十一月、肥前国高来から帰っていた総州家の久林を真幸院徳満城（加久藤の川北）⁽²⁹⁾ で攻め滅したことを記すだけである。島津国史によれば、この頃三州では反乱が蜂起し、国一揆と称し、山東の各地は陥落



山田聖榮自記（鹿兒島大学図書館所蔵）

したが、⁽³⁰⁾ 忠国は討伐できなかったので、弟好久（薩州家祖、持久・用久）に守護職を代行させて、自らは鹿兒島から末吉に移ったとあるだけであって、何ら具体的な史実を知ることができない。久豊は薩隅と日向の一部を一応平

定した地ならしの段階で終わり、これから守護の支配権を末端まで浸透させていく建設の事業が残されていた。久豊の段階では、必ずしも一家や残存国方勢力の半独立的支配権を完全に奪取したとは言えなかったから、忠国以後、守護の領国支配を徹底させるためには、在地領主層に久豊以上の圧力が加重され、当然彼らが国一揆を結んで反発したことは考えられるが、その間の動向を明らかにすることはできない。永享四年以降の忠国と好久の動きから見ると、両者は別々に所領を宛行っており、連絡がとれていたとは思われない。むしろ両者は各自の勢力拡張に努力しているふしが見うけられる。しかも嘉吉元年（一四四一）、忠国は突然鹿兒島に帰って持久（好久）を追放している。忠国の末吉への逃避行と守護職を好久へ代行させたことは国一揆への対策もさることながら、守護職をめぐる家督相続の紛争から、好久を支持する一家・御内の勢力

が優勢で、忠国を鹿兒島から追放したのではなからうか。永享四年八月、好久は一家中で最強の実力者であった樺山孝久（教宗の子）に盟書を与え、十月には伊作安鶴丸（勝久の子）に旧領伊作庄北方と西城を与えていた。同年十一月に忠国が阿多氏に川辺郡泊津を与える⁽³¹⁾と、同月好久は山田忠尚（久興の子）に谷山の山田村を安堵し、大隅国恒吉三町を宛行⁽³¹⁾している。同年十二月には、好久は阿多氏に伊作の和田・大野・田布施・高橋、川辺の田辺田・田上・野間・今田・泊津を与え、さらにこれには盟書も送っている。まさに忠国と好久の

島津持久慧
燈院と諏訪
郡の鹿兒島
社へ水田を
寄進す

給与競争を見るようである。この競争は嘉吉元年まで続くのであるが、島津国史や鹿兒島県史に譲って、ここでは省略したい。この間の鹿兒島関係の事項は、永享十一年二月、持久は鹿兒島郡坂本山下水田三段を母の菩提料として慧燈院^{えいとういん}に、六月には鹿兒島郡上伊敷流田三段を諏訪大明神に寄進⁽³²⁾していることである。この頃將軍義教は弟大覚寺門跡義昭僧正尊有^{そんゆう}と不和となり、尊有は日向に逃げて策動を続けていたので、

忠国大覚寺
門跡義昭を
討つ

將軍義教忠
国の功を賞
す

忠国鹿兒島
に帰り弟持
久を追う
持久谷山に
反す
高木氏市來
氏持久に
幕府忠国を
支持す

幕府は忠国に討伐を命じた。忠国は、嘉吉元年三月、樺山孝久・新納忠統・肝付兼忠・本田重恒・北郷持久に命じて、これを討たせた。尊宥は櫛間永福寺で自刃したので、四月その首級を京都に送つたところ、義教は自筆の御内書と太刀その他を忠国以下の諸將に贈つて、その功を賞した。⁽³³⁾この時、幕府は忠国に琉球を分国として与えたと伝えられている。忠国はさきに永享五年閏七月、守護補任の謝礼として將軍義教へ金襴五端・沈二本・酒器一箇・鉢一對・錢二万匹を贈つており、この度のこともあつて、幕府の權威を最大に利用したようである。忠国一代はその前後に例を見ない程、幕府と緊密な關係を保持していた。この年、忠国が鹿兒島に帰つて、持久を追放しているのも、幕威を背景とする巻き返し運動と見ることが出来る。持久は谷山に奔つて、叛旗をひるがえしたが、高木孫三郎や市來久家（家親の子）がこれに応じた。同年九月持久とその与党和田生存と高木殖家^{たわいえ}は樺山孝久に盟書を送つて、その支援を求めている。同年十二月管領細川持之は樺山孝久・祢寝重清・吉田是兼・野辺盛仁に持久とその与党の討伐を命じている。⁽³⁵⁾翌二年三月持久も本田氏に溝辺六町と向島（桜島）の有村を、山田忠尚に小川院百引六町を宛行う等、勢力の拡張に努めている。同年再び幕府は管領畠山徳本（持国）を通じて、入来院重長・祢寝重清・吉田是兼に持久とその与党の討伐を命じている。⁽³⁶⁾この頃が最も幕府が薩隅の内政に干渉した時期であるが、その効果はなかつたようである。このため忠国は独力で領国経営にあたらねばならなかつた。

文安元年（一四四四）伊東祐堯^{すけたか}も樺山孝久に盟書を送り、同月高木殖家と和田正存は再び孝久に盟書を送っている。持久は伊東氏と結んで、忠国を挾撃する意図のようであつたが、孝久の向背が成功の鍵をにぎつていたようである。同二年十月には忠国は祢寝重清に盟書を送つて、その支持を得ている。⁽³⁷⁾同三年九月祢寝

新寢重清・
新納忠治・
肝付兼忠・
樺山孝久と
盟書を交換
し、忠国へ
忠誠を誓う

忠国高木氏
を亡す
本田重経を
追放す
忠国伊東祐
堯と和す
忠国用久と
和解す
用久の与党
悉く忠国に
降る

伊集院氏の
没落
新納忠統を
飢肥に移す

重清は新納忠治・肝付兼忠と連署の盟書を孝久に送り、守護忠国への忠誠を誓っているが、孝久もこれに返書を送っているところからすれば、孝久も忠国に対する態度を決定したものである。同月忠国も孝久へ盟書を送っている。⁽³⁸⁾一家中最大の实力者孝久が忠国に加担したことは、忠国の優位を決定したものにした。情勢が有利に展開してきたので、文安五年の初め、忠国は三俣院に赴き、密かに和田正存を誘って、高木殖家とその父是家をほろぼした。ついで税所氏と結んで大隅守護代本田重経を放逐し、同年九月には伊東祐堯と会盟して、東方からの脅威を除くことに成功した。日向における持久の与党は崩壊したので、十月忠国は用久（持久）の本拠谷山城を攻めるつもりであったが、新納忠臣の仲介によって和平にもちこむことができた。市来久家等用久の与党もことごとく忠国に降った。忠国は応永三十二年（一四二五）の襲封以来、文安五年（一四四八）まで国一揆に悩まされ続けてきたので、この後の一家や国方に対する忠国の態度はきわめて高圧的になっていった。容赦なく国替を断行し、一族や国方の旧領に対する支配権を断ちきって、新恩の地へ移す半面、子弟を分封して領国を固めた。

守護支配権の進展

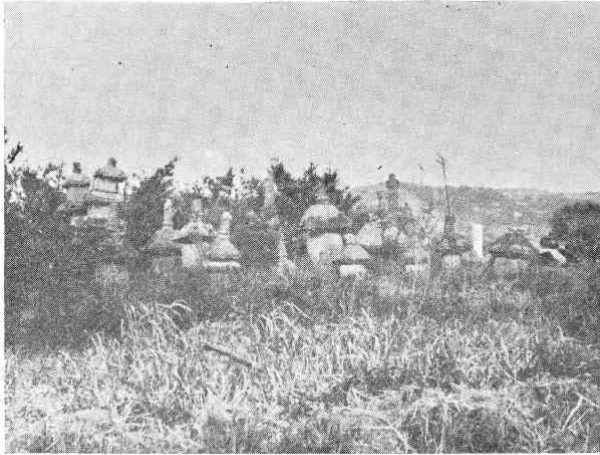
伊集院熙久は父頼久以来の海外貿易による富力を頼んで、守護に協力的でなかったが、たまたま石谷高久を殺して石谷村を奪ってしまったので、宝徳二年（一四五〇）二月、忠国は伊集院を攻めて、熙久を肥後に奔らせた。⁽³⁹⁾伊集院氏は忠国・久氏・頼久・熙久の四代にわたって島津氏の本宗に反抗し、領国支配の癌となっていたが、伊集院氏の没落によって鹿児島は安泰となった。長祿二年（一四五八）忠国は新納忠統を飢肥に移して伊東氏に備えさせ、旧領救仁院（志布志町）と共に支配させた。享徳中（一四五一―一四五四）忠国の弟季久（豊州家祖）は帖佐郷平山城を降して、帖佐を知行していたが、長祿三年二月平山

蒲生宣清を
藜へ移す
忠国その子
立久と不和
になり、加
世田へ移る

立久野辺寛
柔と入来院
重豊の旧領
を安堵す

立久諏訪社
地に別府村
を寄進す

市来氏の滅



市来氏代々の墓 (市来町)

氏が反したので、忠国の子立久は比志島義重(義清の子)にこれを討させた。同年蒲生宣清を相伝の地である蒲生から給藜に移した。⁽⁴⁰⁾この頃、忠国は和泉光珍と野辺盛仁の領地を奪って、勝手に他に与えてしまったので、立久と用久がこれを諫めたが、聞き入れなかったので、忠国と立久は不和となった。忠国は再び別府(加世田)に逃避したので、忠国が死ぬ文明二年(一四七〇)までの一〇年間は、実質的には立久が領国を

支配していた。

先述のような忠国の高圧政策は、再び国方の離反をまねく恐れがあったので、立久は多少その緩和策をとっている。長祿三年立久は野辺寛柔の旧領を安堵し、寛正三年(一四六二)三月には入来院重豊の所領火同・永利・山田村を安堵して、彼等の動揺を抑えている。これより先、寛正元年四月、立久は別府村河俣名高倉門八段を鹿兒島諏訪社に寄進した。⁽⁴¹⁾同年伊集院氏と並んで島津氏の宿敵であった市来久家が再びそむいたので、これを討って追放した。市来氏は忠家の時、伊久に味方して元久に反抗していた。その子家親は総州家と反目の関係にあったから、久豊に接近し、その子久家は島津好久に加担して忠国に抵抗していたが、ここに再び反したので、ついに没落することになった。同年十

北郷持久を安永古江村に移す

忠国加世田で死す
島津立久の襲封

守護国方間における封建的関係の成立

幕府の威令が薩隅に及ばず
幕府忠国に段銭の完納を催促す

一月市来に法城山竜雲寺を建立した。同五年四月立久は伊東祐堯と和し、同六年北郷持久を安永古江村薩摩に移した。文正元年（一四六六）二月、立久は伊東祐国（祐堯の子）と櫛間で犬追物を講ずる等、しばらく平穏な時期が続いた。文明二年忠国が加世田別府で死んだので（六八歳）、立久が正式に守護職を嗣いだ。文安（一四四四—一四四八）年間を画期として、忠国の領国支配は質的に大きく変化したことを指摘したが、永伝元年（延徳二年（一四九〇））の入院院重豊の讓状によれば、

先々は京都直の公役（ちき）に依り、親類中にも其忠に依り、私領として閣護有るの所、当代は守護役、院内の田數残らずかかり候上は、前々の私領も入る可らず、各給分と同じかるべし（格） 入院院文書 四七号

と記している。これは同族間の私領を否定して、惣領の単独相続となり、庶流の私領は給分同然となつてその被官となつたことを意味するものであるが、その前提として、入院院氏の本宗自身が従来の独立性を失つて、守護の支配下に服したことを認めている。守護と国方、国方とその庶流の間にそれぞれ封建的關係が成立してきた時期である。従来、幕府に直屬して、独自の領有権を保持していたが、当代すなわち重豊が相続した嘉吉元年（一四四二）以降は、守護の課役を負担するようになった。この段階はまさに忠国の治世の後半に当たるわけである。嘉吉元年は將軍義教が赤松滿祐に殺され、幕政が傾いて行く画期であるが、反対にこの頃が島津氏の領国支配が質的に發展し、下部まで浸透して行く始まりであることを忘れてはならない。しかも守護は統制力の弱まった幕府の命令に必ずしも忠実でない態度を示しはじめている。

宝徳二年（一四五〇）四月、將軍義政は畠山徳本（持国）に命じ、三州に課せられた造内裏料段銭の完納について忠国を催促し、立久が襲封した頃は応仁の乱の最中であつて、応仁二年（一四六八）東軍の細川勝

細川勝元立
久を招く
島山政長立
久を招く
立久浦上則
宗に国役免
除を依頼し
て成功す

向島黒神村
の大噴火
の国諏訪社
の祭法を定
む

立久死す

元は西軍の大内政弘を討たせようとしたが、島津氏は動かなかつた。さらに文明元年島山政長は立久の上洛を促したが、⁽⁴⁴⁾形勢を傍観するだけであつた。文明三年十月、立久は五代友平を上京させ、所司代浦上則宗に運動して、国役の免除と伊東氏の日向守護職に対する競望を阻止することに成功した。⁽⁴⁵⁾守護が幕命を奉じないばかりか、幕府側の汚職も自らの崩壊を促進したものと言ふことができる。

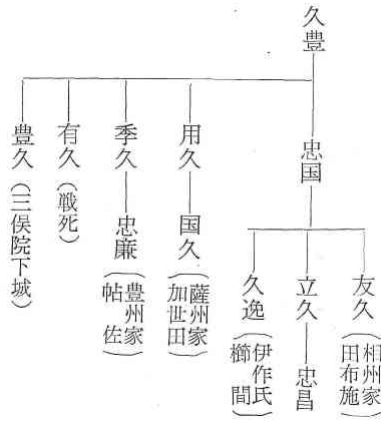
この年の九月、大隅国向島黒神村に大噴火が起こり、大きな被害を与えた。さきに忠国は鹿児島諏訪社の祭法として、信州諏訪社の七月祭の例にならつて御佐山祭と称し、大祭は毎年七月一日から二十八日に行なわれ、奉幣使頭殿・居頭の次第を定めた。立久は寛正六年に御佐山祭の夫役として鹿児島・谷山二四村を七番に分け結番をもつて七年間の奉仕を決めた。⁽⁴⁶⁾中央は応仁の乱の最中であつたが、立久の晩年は比較的平和な年が続き、文明六年(一四七四)四月、四三歳で死んだので、忠昌が一二歳の若年で跡を嗣ぐことになった。

IV 下 剋 上 の 世

島津忠昌の
襲封

島津一門の反抗 忠国と立久の間に一家と国方の移封が強行され、守護の封建的な領国支配は進展していったが、それだけに一族間の勢力調整と統制問題を残すこととなった。幼主忠昌を擁立した守護代村田経安平田重宗等の苦心もこの点にあつた。襲封の初め、文明六年末から翌七年八月にかけて帖佐(季久)・別府(国久)・田布施(友久)・櫛間(伊作久逸)・飢肥(新納忠統)・知覧(佐多忠山)・給黎(蒲生宣清)を歴訪しているのも、彼等の支持を求めためであつた。⁽⁴⁷⁾守護の領国支配が強力な封建的支配体制をもたない未熟な段階では、一族や家臣団の統制は、守護個人の力量にかかるところが大きく、一方重臣層の向背が守護

の運命を決する重大な鍵となっていた。このように守護の権力構造が不安定で未熟な時に、幼主忠昌を擁立することは、家督や領国支配の主導的地位を狙う一族の下剋上の運動の好餌であった。一族の所領配置は次のようになっていた。



島津国久・季久の反乱
島津豊久・菱刈氏・平山氏季久に
忠昌伊集院内城へ移る
新納忠統・伊作久逸・鹿島守る
島津友久・国久の加世田城を降す
友久・国久と共に反す

向島の大噴火
島津国久・季久の党悉く忠昌に降る
島津一門連

を併合し、同月友久は国久を誘って反乱を起こした。九月国久を季久は再び牛山方面に侵入し、北原貴兼等の兵と戦った。この九月には向島がまた大噴火を起こし、大隅の東南の海中二里余を埋めた。文明九年正月、加

治木にあつた季久の子満久は宮内に侵入し、季久は吉田から比志島城を囲んだ。同年四月国久は忠昌に降り国久の勧めによつて季久も鹿兒島に同行して、忠昌に謝罪した。同月北郷義久・樺山長久・島津満久・新納忠統・島津忠徳・佐多忠山・島津忠廉・島津国久・島津友久・伊作久逸は連署の起請文を出して忠昌に異心

署して忠昌に忠誠を誓う

のないことを誓った。⁽⁴⁹⁾この反乱の特色は近親中の有力者によつて起こされたが、同族間の勢力均衡から、守護方につくものが多く、失敗に終わった。この年、中央でも応仁の乱が終わった。

これから文明十五年末伊作久逸が櫛間で反するまでは平穏な年が続いた。当時の守護権力は、忠昌を頂点とする同族の連合政権であり、同族・国方を問わず求心的に守護の周辺に結合して所領の保全を計った。十二年四月、久逸は守護代平田兼宗と村田経安に盟書を送り、忠昌への補佐を誓い、同年十月には忠統・久逸・国久・友久等六名が忠昌と盟書を交換しているのは、忠昌への忠誠だけでなく、相互間の牽制の意味もあつた。守護の立ち場も同じであつて、忠昌は同年十一月東郷重香と、十三年六月入来院重豊と、同年八月には入来院重聡・肝付兼連と盟書の交換を行なつてゐる。⁽⁵¹⁾入来院や肝付氏が外様の国方として、まだ多少の独立性を保持していたからであらう。

外様勢力の反撥^{はんぱつ}

餼肥の新納忠統と櫛間の伊作久逸は、境を接して紛争が絶えなかつたが、忠統が忠昌に久逸の移封を要請して成功した。久逸は伊作に復帰することを拒み、文明十六年十月、伊東祐国と通謀して餼肥を挾撃することにした。⁽⁵²⁾十一月祐国は南下して、餼肥の本城に迫つた。十二月久逸も本城に迫つたので

新納忠統、伊作久逸と対立、久逸伊東祐国と共に反す

餼肥の陥落は時間の問題であつたが、援軍によつて一時撃退することができた。久逸の与党は祁答院重度・北原立益・入来院重豊・東郷重理・吉田泰清・菱刈道秀等であつた。文明十七年正月、渋谷一族の南下に備えて、忠昌の夫人を鹿兒島から伊集院に移した。先の文明八・九年の反乱は一族相互の勢力争いと守護への反抗であつたが、今度の場合は外様の国方が総力を結集して、守護の支配を排除しようとする下剋上の性格をおびた反乱である。帖佐の忠廉は久逸と忠統の和平を計ろうとしたが、目的を達せず、末吉から帰つた。

祁答院氏・北原氏・入来院氏・東郷氏・吉田氏・菱刈氏・久逸に党す

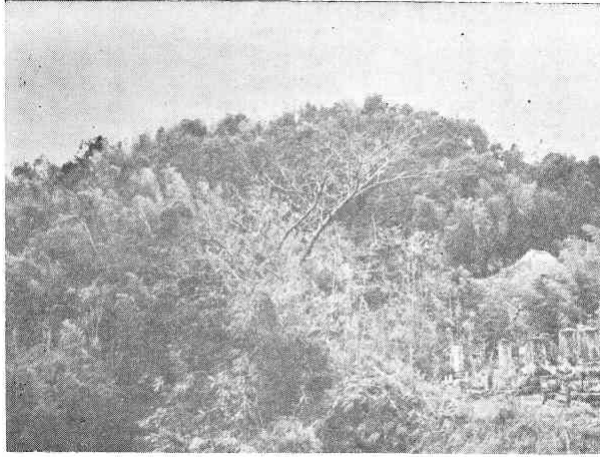
忠昌東郷重香・入来院重聡・肝付兼連に盟書を送る

島津忠廉反す

忠廉相良氏と結ぶ

忠廉与党と共に忠昌に降る

鹿兒島では専ら忠廉は久逸に与力するものという風説が起り、忠廉の弁明も入れられなかったので、遂に同年二月反乱にふみきつた。⁽⁵³⁾その後の忠廉の活動はめざましいものがあつた。同月川田立昌の川田城を攻め、



川田城（郡山町）

さらに郡山郷上之原で村田経安を破り、忠昌に降つた祁答院重度の祁答院に侵入した。三月には国分の上井城を攻略し、閏三月には北進して菱刈氏重と盟約を結んだ。さらに氏重と共に、牛屎（大口）に至り、相良長輔と当時相良氏に服属していた牛屎氏と結ぶことに成功した。国久は忠廉と相良氏、久逸と伊東氏が同盟していることが、島津氏の領国支配に重大な結果をもたらすことを心配して、四月自ら水俣に行つて、相良為統を説き、為統と共に牛屎に行つて忠廉を説得することに成功した。五月忠廉は国久と鹿兒島に行き、加治木忠敏・入来院重豊・東郷重理・吉田孝清・菱刈忠氏等と共に忠昌に降つた。⁽⁵⁴⁾先述のように国方の各自は守護を打倒して、それに代わるだけの実力はなく、自己の推挙する島津一族を守護とし、その被護の下に保身の策

を講じたのであつて、主導者を失うことによつてたちまちに崩壊する結束力の弱い一揆であり、相互間の利害も必ずしも一致していなかつた。先の入来院重豊の讓状に見えるように、忠国以来守護へ服属してきたも

の、忠昌の段階になると、より一層国人統制が強化されつつあることを自覚しており、その巻き返し運動が、これまで相伝の地から移されたことのない国方を挙げて反守護陣営に追い込んだものである。久逸のごとく伊作から櫛間、櫛間から伊作というように、守護の意志のままに動かされるのが、彼等の明日の運命であることを感得したからの反乱であった。つまり国方からすれば、相伝の領主権の喪失に対する最後の防衛戦でもあった。

北方からの脅威がなくなると、忠昌は同年六月、自ら櫛間へ出兵して久逸を降し、伊作の旧領へ移すことにした。七月忠昌は鹿兒島に帰り、山北のうち最強の祁答院重度を討つことに決し、九月国久・忠廉・経安等を遣わして、祁答院氏を降した。⁽⁵⁵⁾ 文明十八年忠昌は戦後処理として、新納忠統を飢肥から志布志へ移し、末吉・財部・救仁郷を増した。忠廉には櫛間と飢肥を与えて、厚くその戦功を賞した。その後も忠昌は領主層に対する統制の手をゆるめることなく、明応四年（一四九五）閏二月には蒲生宣清を給黎から旧領蒲生に復帰させ、同年七月には国老村田経安を殺し、翌五年二月には加治木久平（忠敏の子）を阿多に移した。大隅における平安以来の名門肝付兼連も明応中から、勢威を頼んで反意を見せていた。永正三年（一五〇六）その子兼久が高山で反したので、八月忠昌はこれを討ったが、勝利を得ないで、十月鹿兒島に帰った。肝付兼久、高山で反す
忠昌自刃す

対策も解決を見ないままに、永正五年二月突然忠昌は自刃して、四六歳の生涯を終わらせた。忠昌は弱年で襲封し、文明十五年夏ごろから病患の身をもって、よく一門と国人の二大反乱を制圧したが、多くの領主層を反乱の窮地に追い込んだのは、彼等の支配権を根こそぎ奪って被官化しようとする守護の統制力の徹底を意味するものである。忠昌の治世における文化活動も鹿兒島文化史上特筆すべきものであるが、項を改めて詳述

したい。

V 鹿兒島の郷村制と海外貿易

庄園制の崩壊

鹿兒島の郷村制 これまで主として戦乱の歴史を述べたが、封建制完成への途は南北朝動乱の終息によって解決されたのではなく、その後約一世紀にわたって、国方のもつ相伝の支配権を奪取してこれを家臣化し、単なる分国から完全な支配権をもつ領国化をめざす守護島津氏の上からの動きに対して、これを下から防衛しようとする血みどろの合戦が展開されてきたのである。つまり島津氏が守護大名から純粹封建領主としての戦国大名へ成長していく過程を述べたものである。在地領主層は、南北朝動乱の初期までは、島津庄の領主的名主として所領を領掌しながら、国衙に対しては郡司、領家に対しては弁済使・下司の所職を兼帯する徴税の責任者でもあった。しかも一方では鎌倉幕府の地頭・御家人として奉公しなければならなかったが、南北朝動乱の進展にもなつて、これらすべての上級支配者との関係が断絶してしまつたので、自ら領主として、独力で所領の経営と防衛に当たらねばならなくなつた。庄園の庄官であつた彼等が封建領主として成長しつつある間に、農村はどのように変質していったか。

庄園の収取単位は名であつたが、名は各地に散在し、一カ所にかたまっているとは限らなかつた。従つて自然村落とは一致していなかつた。この名が一四世紀の中頃までには、売却や分割相続などのために、分解していった。もとのままの名単位の支配は困難となつてきたから、現地の領主等にとつて、変貌した農村をどのように編成して支配するかが問題となつてきた。自然の地形・水利・田畑の分布、農業経営における共

鹿兒島の郷
村

同体的關係等から發生した自然村落を村として編成し、数力村が集まつて郷をなしていた。このような農村の構成と支配を郷村制というが、郷村制が生まれてくるのは一四世紀後半から一五世紀前期にかけての頃、つまり南北朝動亂の末期から室町初期、薩隅でいえば元久から久豊の治世の頃である。室町時代の鹿兒島近郊の郷村を伝える貴重な史料が残っている。寛正六年乙酉（一四六五）立久が諏訪社御佐山祭の夫役を鹿兒島・谷山二四村に課した結番注文⁽⁵⁷⁾によれば、

| | | | | | | | | |
|-----|------|-----|-----|------|-----|-------|------|-------|
| 乙酉年 | 中村郡本 | 丙戌年 | 河上 | 下伊敷 | 丁亥年 | 坂本 | 戊子年 | 田上 |
| 一番 | 田毛 | 二番 | 谷山之 | 中村 | 三番 | 谷山之福本 | 四番 | 永吉 |
| | | | | | | | | 谷山之和田 |
| 己丑年 | 花棚 | 西田 | 谷山之 | 五ヶ別府 | 庚寅年 | 沢牟田 | 西之別府 | 原良 |
| 五番 | 東之別府 | 谷山之 | 山田 | | 六番 | 塚原 | 毛野 | 小野 |
| | | | | | | | | 七番 |
| | | | | | | | | 犬迫 |

沢牟田は草牟田、塚原は岡原と思われる。当時の村が後世の大字に当たるわけであるが、その後大きな変化もなく今日に至っていることがわかる。

庄園の変質

庄園の単位である名の耕作者を在家（作人）、その居住地を菌または屋敷と言ったが、名の分解にともなつて在家Ⅱ菌にも分化が起こってきた。菌の中には在家の住居と農業關係の小屋があり、それに数倍する広さの菌島を包含するのが普通であつた。この内菌^{ほかさの}に対して、周辺に外菌^{こば}を付属させていることが多かった。在家の農業経営は水田の他に、屋敷内外の菌島と原野や山林を開いた野島・木場の経営からなつて

いた。水田は律令制以来貢租の対象となり、嚴重に丈量して檢注（登記）されていたので、在家の生産の余剰は主として課税対象とならない菌島と野島に依存するところが大きかつたようである。従つて薩隅の菌Ⅱ在家の屋敷は、水田耕作には不便と思われる台地上か、山や谷等傾斜地の中腹を選び、日常生活に不可欠の

在家・菌・
屋敷
内菌と外菌
野島と木場

飲料水の入手に困難な高めの場所であっても、藪島を含む屋敷と野島経営に適する荒野をもつ開広部があれば、そこに集住する傾向が認められる。鹿兒島をとりまく近郷の集落もその例外ではない。野島は随時開かれていったが、一三世紀鎌倉中期までは、丈量して課税されることはなかった。恐らく明治初年まで屋久島に生き続けていた切替島の慣行が行なわれていたのではなからうか。個人で開墾した木場は個人所有であっても、一般の野島は共有視され、絶えず開墾が繰り返されていたから、丈量するにも、つかみどころのない浮動性をもっていたようである。これが鎌倉中期頃から定島化してくると、検島が行なわれて、課税されるようになった。

(二二八八)

凡そ正応元年検島の事、検島を遂ぐと雖も、所当を取らざるの間、返抄を出さざる処、郡司掠め申すの由陳狀に戴せ畢んぬ。……此の如き荒野の島地は定島の儀に非ざるの間、時に随つて開作の条、島地の習い

也 旧記卷八、山田文書
正安二・七・二閏東下知状

野島の定島化

この定島化と検島は鎌倉中期以降の貨幣経済の浸透と無関係ではない。島地に商品作物の栽培が盛んになつてきたこと、従来水田だけを所領の基礎としていた領主的名主が、自己の窮乏を補うために、経済的価値の高まつた島地に着目して、増税を計つたことと深い関係をもつものである。このような経済変動にともなつて、名主の名経営に変化が起きたように、在家にも階層の分化が認められる。南北朝動乱期には、名主を従える名主的在家、血縁者だけの労働力を根幹とする標準型の在家、下人・所従から上昇した零細な在家の三階層に分かれ、田島の経営規模にも格差が見られる。これらの在家が、庄園制の崩壊と共に、封建的な新領主から再編成されていくのである。

在家の階層分化

百姓と給人
の経営

薩隅における庄園制末期（一四世紀前半）の領主の田畠は、在家百姓だけが耕作していたのではなく、全体の約半分は領主の用作（自作地）・人給分（領主の一族や家臣の給地）や神田寺田から構成されている。給人の大部分は直接耕作者であって、近世の郷士に連なるものである。

当時、在家に課する所当（年貢）は水田一段別（三六〇歩）に二斗から五斗位の斗代（税率）がかけられ、絹・麻布・綿・苧・糸・紙等の現物地代である万雑公事や夫役を負担した。畠にも畠地子がかけられるようになると桑代・苧代などと言って、銭納の傾向が著しくなってくる。

門の出現

門体制の成立

先述のように島津庄の領家支配が断絶し、現地の名主や在家に分解が見られる南北朝動乱の後期になると、領主層の議状や宛行状等に門が現われてくる。文和三年（正平九年・一三五四）の島津貞久宛行状の「黒鳥門」、貞治六年（正平二十二年・一三六七）の島津師久所領処分目録の「あかさうつの門」⁽⁵⁸⁾⁽⁵⁹⁾

永和四年（天授四年・一三七八）の島津伊久議状に見える「惣領門六内山下門二」⁽⁶⁰⁾等が早い頃の例である。

鹿児島関係のものとしては、先にあげた応永六年（一三九九）二月に、島津元久は福昌寺へ谷山郡宇宿村の水田を寄進しているが、その寄進状に「門六之内水田八町」と記されている。⁽⁶¹⁾ 応永十三年まで薩摩東郷の鳥丸村で「ヲクノ菌」と称していたものが、応永二十八年には「おくの門」⁽⁶²⁾に変わっているから、ほぼ応

東郷鳥丸村
の奥の菌と
奥の門
期門成立の時

屋敷への賦
課

永の末年頃までには、全面的にかつての菌が門へ転化したものと言うことができる。つまり庄園の名残りが姿を消していった時期である。これは久豊が一応薩隅を制圧して、両国に守護権を打ち立てるのに成功した時期でもあった。⁽⁶⁴⁾ この頃になると、鎌倉中期以降、田畠だけに賦課されていたものが、屋敷まで課税の対象となってきた。領国内に寸土の私地も許さぬ封建領主等の理想が貫かれたわけである。古代以来貴族の

封建的土地
所有の画期

土地所有は水田だけであつたものが、鎌倉中期に畠地を加え、さらに屋敷まで掌握されるようになった。武力を背景とする政治権力の進展と土地所有の両面から見て、薩隅における封建制形成の画期は、一応応永年間とすることができると言ふことができる。

門成立の事情

在家・菌の分化について先に述べたが、これが門という封建領主の收取単位となつたのは、どんな事情によつたものであるか。すでに鎌倉末期の嘉暦三年（一二三二）、入来院塔之原（樋脇町）では、在家が無作人となつている記録が見られるが、在家の転落や逃亡は、生産の維持と貢租の確保の点から、領主にとつて大きな悩みであつた。さらに南北朝動乱期になると、多数の兵員を要するところから、在家は中間・雑兵の補給源でもあつたので、ますます在家の掌握が必要となつてきた。庄園制の崩壊にともなつて、名主から領主へ昇格した封建領主等が、管内の百姓を收取単位として再編成したのが門である。在家自身も在家の細分化が労働力の分解をひき起こすことを恐れており、武家社会における分割相続から一括相続への移行に対応して、労働力の結集の必要から、ある程度共同体の維持を望んだものと思われる。領主と在家の希望の結びつくところから門は生まれたものであろう。この際、強制的な在家の交換分合が行なわれたのでなく、当時の在家の族縁共同体をそのまま門へ編成していったもので、独立の傾向が見えていた名子も門の成員として、独立の途を閉ざされてしまった。門への移行に際して、在家百姓はすべて門に編成されたのでなく、すでに分立していた新屋敷や脇菌はそのまま残されている。（寛正二年の誤）長祿五年（一二四六）の萩野某宛知行目録によれば、

門・屋敷・
菌の混在

谷山中村の内

第三章 室町時代の鹿児島

一三九

第三編 中 世 編

山ノ藪ノ門

四反 西田ふる川

二反 こくれうのうと

四反 めくり町

五反 ほしく田

一反 出き田

ほり町 藪田 五反

浮免 三反 まへ田

以上二町四反

荒田名之内

よこて屋しき

五反 ほしく

梅か谷屋しき

二反 わき田

畠地 なたうち

中島ノ屋しき

二反卅 中島田

門主と名頭
 屋敷者と作
 子室町期の百
 姓の汎称も
 在家という
 守護の御料
 所一家と国方
 御内下人
 有足と無足
 中足無足
 雑夫・持夫
 仮屋
 おと
 沙汰人・検
 校
 べんざし
 貫高
 高
 時高

三反 浮免
 竹ノ下

一反 たかノつくり

以上八反卅

右によつてわかるように門の経営規模は二町前後、屋敷は一町以下が普通である。門の責任者を門主又は名頭と言うが、かつて庄園の納税責任者が名主であったところから、新納税責任者の門主も名頭＝名主という歴史的名称をもつて呼ばれたものである。門体制下の屋敷や藪の百姓は屋敷者又は作子と呼ばれている⁽⁶⁷⁾。門百姓を含めて、百姓の総称は依然として在家という歴史的名称で呼ばれていた。

守護の直轄領は御料所と呼ばれ、一家や国方の所領は郡院単位で、多くの御内人には郷・村・門・屋敷単位で知行地が宛行われている。その他、地下と呼ばれる給人は自ら給地を耕作していた。地下は給地をもつ有足と給地をもたない中間級の無足からなっていた。戦時には百姓からも雑夫・持夫・馬引として動員された⁽⁶⁸⁾。この頃の給地と百姓分の比率も大体半分ずつになっている。

郷村には仮屋が設けられ、代官や地頭が派遣されて村政に当たり、村には「おとな」⁽⁶⁹⁾や「沙汰人」・「検校」・浦では「べんざし」⁽⁷¹⁾（弁済使の転訛）が支配機構の末端に連なっていた。百姓の負担は、年貢や夫役の他はますます銭納化がすすみ、一六世紀には知行地を貫高で表示しているところもある。この頃、田積を時高で計算しているものもあるが、大体一斗時是一段（三六〇歩）、一升時はその十分一に当たるようである⁽⁷²⁾。

薩摩の海外貿易 貨幣経済の浸透がこの地方の領主や農民の生活に大きな変化を与えたことは先述したが、薩隅の経済と文化に深いつながりをもつ海外貿易について述べたい。南北朝合一から約一世紀の間に、村

落構造と政治体制に大きな変化が見られ、島津氏の領国支配が一応整備されるまでには、幾多の戦乱を勝ち抜かねばならなかった。農業の低生産地において、島津氏やこれに最後まで抵抗し続けてきた伊集院氏や市来氏の戦力は何によって蓄積されたのであろうか。時代は米の経済から銭の経済へ大きく転換していく段階にあった。銭は洪武・永楽・宣徳銭等明銭がおもなるものであった。日本の経済は中国を中核とする東アジア経済圏に巻き込まれて行つたのである。むしろ日本側から、その広域経済の中に飛び込んで、銭貨を持ち出してきたから、経済の転換も可能であったと言つてよい。名実ともに日本国王であつた將軍足利義満も銭貨獲得のためには、あえて明朝に臣下の札をとり、経済的属国の地位に甘んじたことは周知のところである。島津氏や三州の海岸地帯の領主等も、銭貨の流入を傍観してはいたのでなく、自ら海外市場へ飛び込んでこれを獲得しようという積極的姿勢を示している。彼等は単なる武将でなく、時代の経済の先端を行くすぐれた貿易業者でもあつた。膨大な消耗を強いる戦乱の連続において、銭貨は戦果に通じ、銭貨なくして権力の保持は不可能であることを身をもって体験した者たちであつた。

明の統制貿易

明王朝の成立と共に、中国の対外貿易には大きな変化が起こつた。明は自国民の海外渡航を禁止し、海外諸国には進貢方式をとらせ、市舶司を通ずる独占的な国営貿易にふみきつたことである。明自身も自由に海外物資の入手は困難になつたが、それ以上に東アジア最大の市場であり、最高の生産力と文化をもつ中国と遮断されることは、後進各国にとつても最大の痛手であつた。このため、各国の方から中国へ向かつて吸引されていった。日本は倭寇の禁圧を条件に、勘合貿易が許されたが、室町幕府は対明貿易の独占を意図していたので、少数の寺社や側近の有力者だけに勘合貿易への参加を許した。中国との直接交渉が許されない場合

対外貿易に
おける薩隅
領主層の課
題

島津元久の
対明交渉

島津元久の
献上品

前期倭寇と
薩摩
幕府薩隅へ
倭寇の禁圧
を命ず

中国の銭貨や唐物・南蛮物（東南アジア物産）等を獲得するために、薩隅の領主層に残された途は、第一は勘合貿易と間接的にでもつながりをもつこと、第二は比較的自由に通航が許されていた琉球及び朝鮮と直接交渉をもつこと、第三は国内市場の二大中心地である博多や兵庫・堺と連結をもつことであつた。さらに島津氏に残された課題は、領国における政治的・軍事的な最高権力に成長する過程において、群小領主層のもつ対外貿易権を吸収して、経済面からも、領国内の最高唯一の独占的な統制者となることであつた。

島津氏と明の関係は、文中三年（応安七年・一三七四）三月、氏久が馬・茶・布・扇などを僧道幸に持参させて、通航を求めているが、⁽⁷³⁾一國単位の進貢を希望する明はこれを許さなかつた。その子元久は明徳四年（一三九三）六月、幕府から上洛を促された際、酒匂新左衛門入道を代理として、幕府へ虎皮三枚・豹皮二枚・梅画四幅・料足一万匹を献上し、応永十七年（一四一〇）七月、元久は薩隅日守護職補任のあいさつに上京し、將軍義持へ料足二〇〇〇貫の他に、唐物・麝香・虎皮・人參・蛮酒・砂糖・毛氈等の舶来品を献上している。これらは中国・朝鮮・南海産であるが、これまでに、少なくとも朝鮮や琉球と通航が開かれ、薩摩に対し、中国の銭貨をはじめ、膨大な海外物資が流入していたことがわかる。

前期倭寇の全盛期は南北朝時代の中期から応永の初期にかけてであるが、高麗史・李朝実録等の朝鮮関係や明の文献に、倭寇の根拠地の一つに薩摩州が挙げられており、永徳元年（弘和元年・一三八二）八月、斯波義将が大隅守護に朝鮮に対する海賊の禁圧を命じていること⁽⁷⁴⁾、応永九年義満が伊久に渡唐の賊船を取り締まらせていること⁽⁷⁵⁾、応永の初年に多数の被虜鮮人がおり、島津伊久・伊集院頼久・市来⁽⁷⁶⁾家親⁽⁷⁷⁾等が朝鮮人送還を口実に、対鮮貿易の糸口をつくつた事実などからすれば、当地方の者たちが倭寇として活動していたこ

とが推測されるが、確実な証拠は残っていない。南北朝動乱期における兵員の遠距離移動は海路により、海賊衆が利用されていたことは明らかであるが、島津氏とこれらとのつながりも明確でない。いずれにしても最初に琉球・中国・朝鮮という東シナ海周辺の海外市場への突破口を開き、市況に関する新知識をもたらしたものは倭寇であり、応永以後領主級の使送船貿易や商人の私貿易に落ち着いていった。倭寇はそれなりに歴史的役割りを果たしたのである。薩隅の領主層の貿易活動が、倭寇によって開眼され、これを継承するものであり、さらに新興王国琉球のめざましい貿易活動に刺激されて動き始めたと言いうことができる。しかも薩摩は中国・朝鮮・琉球のいずれの市場でも歓迎される硫黄を特産物として独占していた。硫黄島はまさに無尽の宝庫であった。薩摩の切り札であった硫黄の動きを追跡することによって、一五世紀室町時代における薩摩の貿易の特色をつかむことにしたい。

琉球の統一
と対明貿易

琉球三山を統一した中山王は明と正式な国交を結ぶことによつて、明から唐物・銅銭・船舶等を回賜品として受け取り、それを資本として南海物産を入手した。薩摩は硫黄をもつてこれらの商品と交易した。琉球は南蛮物と硫黄等を明へ進貢し、再び南方及び薩摩・博多・朝鮮向けの商品を受けとる方式をくり返している。明へ進貢した諸外国の中で、琉球が七一一回という最高記録をもっているのは、⁽⁷⁸⁾明が琉球に出資して、海外物資を買い集めるバイヤーの役割りを負わせていたと見ることもできる。薩摩は琉球から入手した商品と硫黄を朝鮮に送り、正布(麻布)・綿布・人参・虎皮等を獲得して博多等の国内市場で売却した。さらに薩摩は余剰の物資を勘合船の参加者へ売りつけて、銅銭を獲得する方法もとっている。

この硫黄を独占していることが、応仁以前の勘合貿易に対して島津氏が大きな発言権をもつことになつ

將軍義満島津氏へ硫黄の上納を命ず
將軍義教忠國へ硫黄の上納を命ず
永享四年の遣明船

硫黄は將軍の専売品

永享六年の遣明船

宝徳三年の遣明船

薩摩船の参加

硫黄相場の下落

硫黄の輸入制限

た。足利義満は元久から硫黄二万五〇〇〇斤を受領し、伊久には先着の硫黄が石交りの下等品であったのでさらに一万斤の追加を命じている。⁽⁸⁰⁾勘合貿易の復活に当たり、將軍義教は永享三年（一四三二）忠國へ硫黄一五万斤の調達を命じているが、当時忠國は弟好久や伊集院氏と対立していた時であるから、永享四年七月幕府は禅僧瑞書記を使いとして両方に硫黄の上納を督促している。⁽⁸¹⁾同年八月堺を出発した遣明船は五隻からなり、公方物だけで二〇万斤の硫黄を積載していったが、実際に明朝が買い上げたのは二万二〇〇〇斤であった。当時硫黄と刀剣は將軍の専売品⁽⁸²⁾で、他の参加者には取り引きを許さなかった。明朝の買い上げ以外の商品は寧波や途中の私貿易によつて処分した。この時、一〇年一貢・三隻・三〇〇〇人の条約を結んだが、これを無視して、永享六年九月には再び遣明船六隻が派遣された。義教が送った二回の遣明船は巨額の銅銭をもたらして、巨利を博したので、將軍義政もこれにならつて、宝徳三年（一四五二）十月九隻を兵庫から送つたが、かつてない大規模なものであった。最初の計画は一〇隻であり、五号船の島津船は参加しなかつたが、翌享徳元年八月に一号船が平戸に着いた時、薩摩船も硫黄を積んで類船として参加した。今次の遣明計画に当たつて、宝徳二年十月幕府は忠國に硫黄の納入を命じているが、さすがに島津氏の歛心をかうためか、勘合船への参加を認めている。この時、明にもたらした硫黄は実に三九万七五〇〇斤の巨額にのぼり、その内三六万四四〇〇斤が買い上げられたが、価格は永享度の二十分の一にも当たらなかつたと言われている。これは琉球からおびただしい硫黄が明に流入していたからである。⁽⁸³⁾いずれにしても二つのルートを通じて、薩摩の硫黄が明の相場を下落させる程輸入されていたわけである。この時、明朝はこれから以後正貢の硫黄は三万斤を越えないことを命じた。

応仁二年の
 遣明船
 島津氏硫黄
 を幕府に売
 る
 副使桂庵玄
 樹歸路は薩
 摩を経由す
 二号船は薩
 摩を経由す
 文八・十
 五年の遣明
 船は南海路
 をとり、薩
 摩に寄港す
 幕府島津氏
 に遣明船の
 警固を命ず
 堺商人によ
 る勘合貿易
 の請け負い
 細川氏負
 立久に琉球
 貿易の統制
 を命ず
 堺商人の琉
 球渡海
 応仁の乱に
 より琉球船
 の来航絶ゆ

義政は寛正元年（一四六〇）公方・細川・大内船の三隻の派遣を計画して、翌二年三月島津氏に硫黄を求めたが、応仁二年（一四六八）島津氏は幕府に一万斤を売りつけている。⁽⁸⁴⁾時はまさに応仁の乱の最中であり、將軍の威令も行なわれなくなった時である。三号船の大内船には副使として桂庵玄樹が便乗し、明において涉外の手腕を発揮した。⁽⁸⁵⁾文明元年の帰路の際は、一・二号船は大内氏の瀬戸内海を避けて、五島から薩摩・土佐經由で堺に帰った。この後、文明八年と同十五年の遣明船の場合もすべて薩摩經由の南海路をとり、その都度島津氏に遣明使の保護と警備が命ぜられている。⁽⁸⁶⁾これから坊津・山川・油津等の諸港が遣明船の寄港地として重要性をおびてくる。

文明八年の遣明船からは、細川氏の統制下にある堺商人が抽分錢（貨物の価格の十分の一、一隻三千貫から四千貫）を前払いする請け負い経営に代わった。この時は三隻とも堺の湯川宣阿^{せんあ}が請け負った。先に文明三年十一月細川氏は島津立久に琉球渡海船で、印判のないものの通過を許さず、錢を載せているものは没収して京進することを命じた。⁽⁸⁷⁾一種の朱印船貿易であって、琉球貿易における島津氏の統制権を公認したものである。文明六年九月には幕府は島津氏に堺の湯川宣阿・小島三郎左衛門等が渡明用の商品購入のため琉球渡航するのを妨害しないことを命じ、⁽⁸⁸⁾遣明船に船載する硫黄を坊津に準備しておくことを依頼している。琉球は応永から寛正・文正頃までは、薩摩・博多から瀬戸内海を経て兵庫に至り、幕府へ進貢形式をとっていたが、応仁の乱が始まると瀬戸内海航路の危険を感じて来航しなくなったから、畿内方面に大打撃を与えることになった。南蛮物入手のルートが断たれることになるので、堺商人等の琉球渡航がにわか増加するようになった。これを契機として日本人の南方進出の途が開かれるようになった。文明三年の細川氏の措置は、細川・

幕府島津忠昌に琉球船の来航あつせんを命ず

使送船と興利船
富山浦・乃而浦・塩浦

受図書人制

書契の発給権島津氏等に分散す
宗氏による文引の発給

島津の線で琉球貿易の独占と統制を計つたものである。この時の明への貢品の中には、硫黄一万斤だけで、蘇木などの南海産の商品が見えないのは、琉球から入手できなかったからであろうか。文明十二年二月に幕府は島津忠昌に応仁の乱も終わつたから、琉球が再び来航することをあつせんするように命じている。⁽⁸⁹⁾このことは琉球貿易の中絶が畿内地方に多大の影響を与え、経済面でも幕府の威令が傾きつつある一方では、島津氏の琉球貿易における統制力が強化されてきたことを意味するものである。文明十五年の遣明船も三隻からなり、二隻は堺商人が一隻四〇〇〇貫という巨額の抽分銭で請け負つたものである。この時も同年四月島津一族に寄航地や航路における警固を命じている。先述のように硫黄を通じて島津氏は勘合貿易と深い関係をもつていたが、直接明から銭貨の獲得はできなかったから、島津氏の海外貿易の比重は朝鮮と琉球にかかつていた。

対鮮貿易

応永度の李朝鮮にとって最大の関心は、倭寇の禁庄と日本に引致されて売却されている朝鮮人の送還問題であつた。これを実現できる者は九州の守護級の領主層であつたから、彼等の使送船と民間の平和な興利船の来航を歓迎した。しかし朝鮮の経済を圧迫する恐れがあつたので、興利船の交易は富山浦と乃而浦に限定し、さらに塩浦を加えた。応永二十六年(一四一九)の対馬に対する外寇以後、倭寇の勢力は急速に衰え、一時両国間の貿易も中絶していたが、世宗の平和外交により貿易は再開されたが、世宗は受図書人制をとつて貿易の制限を計つた。図書は李朝が与えた銅製の日本側の領主の私印であつて、これを押印した書契(証明書)をもつ者だけに貿易を許可した。はじめ書契の発給権は九州探題が握つていたが、探題の無力化と共に、島津氏や大友氏等の有力守護大名の手に分散してしまつた。⁽⁹⁰⁾この結果、統制の一元化のため、応永三十二年宗氏の発行する文引(路引・吹挙)を持たない者の渡航を禁止するようにした。宗氏の手

島津氏等は
制限外
歳遣船制

にあまる大内氏・菊池氏・島津氏等は制限外であった。さらに受図書人の船数を制限するようになったのが嘉吉三年（一四四三）に結ばれた癸亥条約による歳遣船制である。この措置は受図書人の使送船の滞在費はすべて李朝の負担であったので、その財政を圧迫するようになったからである。いずれの場合も島津氏は最惠待遇をうけた。

薩摩の対鮮
貿易
島津伊久
伊集院頼久
市来家親

李朝実録によれば、薩摩からは毎年使送船を送り、応永十三年（一四〇六）十一月から永正元年（一五〇四）三月の間に、正式に記録されているものだけでも一二六回に及んでおり、宗氏を除けば断然他を圧するものである。薩摩が正式に朝鮮と交渉をもつようになったのは、応永二年四月島津伊久と伊集院頼久が被虜鮮人の送還を名目として交易を開始してからである。応永十二年に頼久、同十七年七月に市来家親が被虜若干名を送還しているように最初は専ら李朝の要請にこたえる方式をとっていた。貿易が活発になるのは、世宗の書契貿易以後のことである。薩摩からの輸出品はどんなものであったか。一例を挙げることにする。

島津久豊の
交易

応永三十年正月、日向大隅薩摩州太守島津久豊は硫黄三〇〇〇斤、蘇木一〇〇〇斤、沈香一〇斤、白銳一〇斤、白檀香一〇斤、犀角二本等を贈り、同年十月にも久豊は左右大政丞に書を送り、硫黄八〇〇〇斤、金欄二段、蘇木七〇〇〇斤、砂糖一〇〇斤、胡椒一〇〇斤、鹿皮五〇領、白銳一〇〇斤、白檀香五〇斤、柔鹿皮一〇個、鬼魚皮一〇個、水牛角三個、宝砂半斤、紙彩四員、酒樽五個等を贈り、礼曹（外相）には硫黄一〇〇〇斤、白銀扇三〇個、朱長槍二個、蘇木一〇〇斤を贈ると共に鮮人一〇名を送還し、正布（麻布）一五一六匹（一匹は三五尺）⁽⁹¹⁾を受けている。正布は李朝のおもなる貢租であり、一般には代用貨幣として通用していた。これより先、同年三月に英宗は肥前の帰化鮮人金源珍から三州に被虜鮮人の多いことを聞いて、島津

金源珍

硫黄・蘇木
胡椒

洪川満頼
洪川義俊

薩隅の受図
書人

氏にその送還を要請したが、⁽⁹²⁾久豊はこれを貿易に利用したものであろう。金源珍は松浦氏・島津氏・琉球等の使者となつて活躍した国際貿易業者であるが、島津氏等の海外貿易にこの種の国際人が利用されていたことがわかる。朝鮮で最も歓迎されたものは硫黄（医療用と火薬の原料）・蘇木（丹木・蘇芳、^{そぼう}貴族の礼服用染料）・胡椒（調味料）等であつた。田中健夫氏によれば、応永三十年だけで、朝鮮に輸出した硫黄は、洪川満頼の使船が七回合計二九〇〇斤、同義俊が八回合計二万三七〇〇斤、島津久豊が三回合計一万二〇〇〇斤、その他一〇氏の使船が七万数千斤を輸出し、硫黄は銅より高価に取り引きされたと言われている。⁽⁹³⁾硫黄の特産地が薩摩であり、島津氏がこれを切り札として、琉球と朝鮮から商品をかき集めており、その富強の源泉が国際貿易にあつたことを見のがしてはならない。

李朝実録や海東諸国紀に見える薩摩州関係の交易者を整理すれば、島津氏の本宗では総州家の伊久、奥州家の久豊・忠国（貴久）・立久・忠昌（武久）、一家では薩州家の持久・国久、伊集院頼久・熙久、国方では市来家親・野边盛久、御内人では村田経安等である。これらは受図書人であり、守護島津氏が書契の発給権をにぎつていた。文明三年（一四七一）に選修された海東諸国紀には、歳遣船約定者の中に宗氏の文引を要しない巨酋使^{きしゆし}として盛久・熙久（二名は毎年一―二隻）、持久・忠国（各一隻）をあげ、宗氏の文引を要するものに市来太守国久・甌島代官・坊泊代官・種子島太守等をあげている。これらが毎年使送船を送つていたのである。

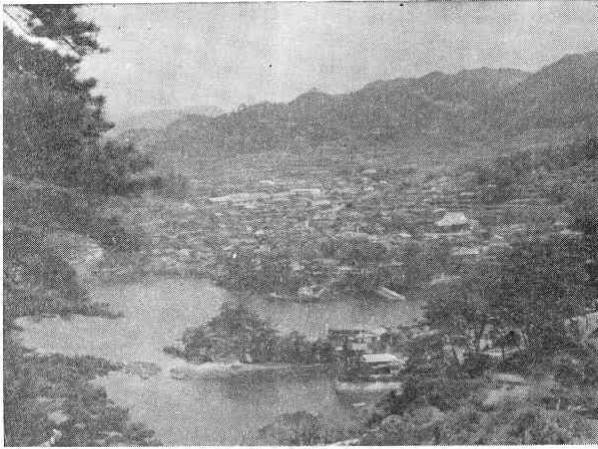
これらのうち、伊集院氏が頼久・熙久の二代にわたり、市来氏が立久にほろぼされるまで、島津氏に完全に降伏しなかつた背後には、良港を擁して朝鮮その他との貿易によつて蓄積した経済力があつたことを忘れて

伊集院氏と
坊津市来氏と市
来氏と市
薩州家と阿
久根

国際港那覇

硫黄と蘇木

てはならない。久豊が総州家の久世に川辺郡を強要し、川辺郡の領有をめぐって頼久と死闘を繰り返し、頼久との妥協条件に川辺郡の領有を認めたのは、川辺郡の管内に坊津・泊津と硫黄島があったからであろう。油



坊ノ津景観 (坊ノ津町)

津・志布志・山川・坊津・市来・阿久根は鹿兒島の衛星的港町であり、那覇—博多—朝鮮、堺—土佐—寧波を結ぶ国際航路の要港として栄えた。伊集院氏や市来氏のもつ貿易権は島津氏によって吸収されたが、没落後も朝鮮側の文獻に名を残しているのは李朝から授与された図書(銅印)をそのまま使用していたからであろう。

薩琉關係 一五世紀に東シナ海方面で繁栄した国際港は博多と那覇であった。那覇には南海・日本・朝鮮の船が集まっていたことが、朝鮮まで知られていた。(94) この那覇と鹿兒島を結ぶ薩琉貿易の特色は「硫黄と蘇木」の一語につきる。先述のように元久の將軍義持への献上品、久豊・頼久等の朝鮮における貿易品の大部分は南海産であったことから、両国の通交は朝鮮貿易に先行するものであり、恐らく和寇によって接触が始まったものであろう。琉球が薩摩の硫黄に熱意を示すようになったのは、琉球が明の冊封を受けて、そのバイヤー的役割りになつてからのことであろう。また薩摩が立地条件を生かして、朝鮮

將軍義忠
に琉球を
与うとい
う

琉球国王使
道安

忠国と琉球
貿易

島津氏琉球
貿易の統制
権をにぎる

琉球島津氏
の統制権を
認む

貿易以上に琉球へ熱意を傾けたであろうことは推測されるが、これを裏付ける史料は残っていない。

先述のように嘉吉元年（一四四一）忠国は大覚寺義昭を討った功によって、琉球を分国とすることを許されたと伝えられているが、彼の時に薩琉関係に何等かの変化が起こっていたようである。享徳二年（一四五三）琉球国王泰久の使者として入鮮した博多の道安は、近年薩琉は不和となり、博多方面から渡航する船舶をすべて掠奪するので、薩摩の沿岸を避けて、外洋を航行するの不便であることを述べている。⁽⁹⁵⁾ 忠国は当時弟用久以下の国一揆を制圧して、その支配力が領国の下部へ浸透し始めた時であるが、貿易方面においても琉球貿易の独占をはかり、博多商人の琉球貿易を實力で阻止しようとする動きを見せていたのではなからうか。

寛正・文正度は日琉貿易の画期であるが、琉球船が一方的に畿内へ渡航を中止したことは、逆に堺商人等の琉球渡航を刺激する契機となり、文明三年細川氏が立久に琉球貿易の統制権を認めたことは、競争者大内氏に対する措置もさることながら、幕府の琉球に対する貿易統制権の後退であり、島津氏にとっては一歩前進を意味するものである。しかしこの島津氏の権限は琉球の関知しないことであつたので、文明四年二月立久は五代源衛門尉を派遣し、⁽⁹⁶⁾ 琉使も渡来して交渉が成立し、琉球も島津氏の統制権を認めることになつた。島津氏は朝鮮貿易における宗氏の地位を獲得したわけである。文明十二年応仁の乱の終戦を機に、幕府は忠昌に琉球船の招致方を依頼したが、事態は好転しなかつたようである。これから以後の勘合貿易は硫黄と南蛮物を握る島津氏の意向を無視できなくなり、島津氏は独自の琉球政策をとって行くのである。

要するに島津氏は領国内の国方の支配権を奪つて、領国を統一して行く過程に並行して、海賊＝倭寇から奪取した領主層の貿易権を守護一人の手に収め、それを重臣に分与していったことは、知行地の給与に比す

べきものである。まさに貿易における封建制の成立と行うことができる。この項では島津氏の領国形成史の基底には、大きな土地制度の変革と貨幣経済への対応が行なわれたことを述べたものである。

VI 鹿兒島の室町文化

禅宗と五山文学 京都では室町幕府の保護の下に禅宗が隆昌となり、臨済宗の五山を中心とするいわゆる五山文学が花を咲かせていた。この高度の漢文学は勸合貿易と深いかわりをもつものと言われている。大内氏や大友氏に劣らぬ対外活動を続け、海外物資と文化の摂取に熱意をみせ、一方で薩隅日三州にまたがる統一権力に成長しつつあった島津氏の領国内で、禅宗や五山文学は、どのように展開していったか。薩摩における禅宗興隆のきっかけをつくった領主は島津元久と伊集院氏の忠国・久氏・頼久の三代である。元久は応永元年に鹿兒島の福昌寺、忠国は正平十八年に伊集院の広済寺、久氏は明德元年に伊集院の妙円寺を建立した。貿易を背景とする島津氏と伊集院氏の経済力が、これらの事業をなさしめたものと思うが、彼等はそれぞれ土地を寄進して、寺院の経営と維持に援助をおしまなかった。しかも元久は唯独りの世子梅寿出家させた。福昌寺第三世の法燈を継いだ仲翁守邦である。忠国も第六子と第一一子を出家させたが、兄が南仲景周、弟が石屋真梁である。南仲と石屋は虎森（山川正龍寺開山）と共に、京都南禅寺の蒙山に師事して臨済を学んだ。南仲は広済寺の開山となり、石屋は初め妙円寺の開山となったが、元久に招かれて福昌寺の第一世となった。石屋は詩文中を学び、義堂とも親交が厚かったから、文学にもすぐれた才能をもっていたものであろう。石屋は臨済から離れて丹波永沢寺の通幻に私淑し、曹洞禅を学んで通幻十哲の第一となった。

福昌寺・妙円寺・広済寺

南仲景周・石屋真梁等
南禅寺の蒙山に師事す
石屋中庵
義堂と交る
石屋通幻
に曹洞禅を学ぶ

仲翁、足利
学校、惣持
寺に学ぶ
常珠寺
津雲寺
龍雲寺

大慈寺
玉山玄提、
無開普門に
学ぶ
天祥一麟寺

真言宗
真言寺
一乘院

大興寺

福昌寺第三世の仲翁は遠く下野の足利学校に学び、能登惣持寺でも修業をつんだ。福昌寺は九州中国における曹洞宗の古本寺と称せられた。同系統に田布施常珠寺（応永中久豊建立、開山仲翁）、吉田津友寺（応永二十年建立、開山福昌寺二世竹居）、市来龍雲寺（寛正三年立久建立、開山心嵩^{しんがん}）がある。

延元三年（暦応元年・一三三八）楡井頼仲の創建した志布志大慈寺の開山玉山玄提も、若くして南禅寺の無開普門に学び、入元八カ年の修学をつんだ有名な学僧であり、永和三年（天授三年）祁答院氏に招かれて紫尾大願寺の住持となった天祥一麟も、五山の俊才として知られている。曹洞宗は福昌寺、臨濟宗は大慈寺と広濟寺がそれぞれの中心となつて禅宗の布教につとめた。禅宗の興隆にともなつて、三州の禅寺の開山や中興はいずれも五山で学んだ著名な学僧であつたから、漢詩文にもすぐれた才能をもち、島津氏や伊集院氏等の対外貿易にも参画したであろうことは推測されるが、今日見るべき史料は残っていない。室町文化の地方伝播は応仁の乱における文化人の地方疎開をまつまでもなく、南北朝動乱から応永にかけての戦乱の時代においても、資力のある領主は、大寺院を建立し、子弟を修学に上洛させたり、中央の学僧を招聘^{しょうへい}する一方、海外よりの儒仏関係の典籍や書画の輸入に努力するなど、文化の摂取に積極的姿勢を示し、つぎの文明期における薩南学派勃興の素地をつくつていたのである。

なお当代は禅宗の他に真言宗も行なわれ、従来あつた坊津の一乘院は、広沢寺派の秘法を伝えていたが、応永二年伊集院に莊嚴寺が建立され、良範が開山となつて真言宗醍醐小野派を伝え、伊集院氏没落後は島津氏の祈願所となつた。永正十一年櫛間で討たれた大覚寺義昭の菩提を弔うために、島津忠治は鹿児島府外に大興寺を建立し、一乘院第六世頼政法印を迎えて開山とした。これを三カ国における密門の三本寺と称した。⁽⁹⁷⁾

桂庵玄樹

薩摩の朱子学

応仁の乱をよそに、東山文化が栄えた文明年間に、戦乱を避けて、文化人は地方の有力大名

龍雲寺の玉洞桂庵を招く
桂樹院
島陰寺
泉庵
東帰庵

文明版大学



梅カ淵附近（伊敷町）

をたよって京都を去ったが、薩南学派の学祖桂庵玄樹もその一人である。桂庵の事蹟については、鹿兒島県史に譲って多くを述べないことにする。島津忠昌がかつて市来龍雲寺で出家した禅宗の理解者であり、好学の大名であったことと、当時鹿兒島が博多につぐ国際的港町であり、外国文化の摂取に便利であったことが、桂庵を鹿兒島にひきつけた誘因ではなかるうか。文明十一年二月龍雲寺の玉洞の招きで、肥後の隈府から入薩し、文明十一年忠昌は鹿兒島の立野に桂樹院を建てて、その講義を聴いた。寺地が向島の北方対岸にあつたので、島陰寺とも呼び、桂庵の号の島陰はこれによるものである。長享元年の春、寺を城西射圃の側に移して泉庵といつた。その後、日向安国寺と往来して島津忠廉・忠朝父子に学を講じた。文龜二年伊敷村梅ガ淵に東帰庵を建てて余生を送り、文正五年六月、八二歳でこの地で死んだ。三〇年の長い間、忠昌を始め、一門の久逸・忠廉・忠朝・新納忠親、御内の伊地知重貞等重臣とその子弟、月渚や秋月等三州各寺院の住持や僧侶に程朱の学を講じた。薩南の辺地にあつて、朱子の新註と和訓による新しい領国支配の原理としての最先端の学問が行なわれていたのである。文明十年六月に国老伊地知重貞の協力によつて、朱子の大学章句を刊行した。いわゆる文明版大学また

聚分韻略の
刊行

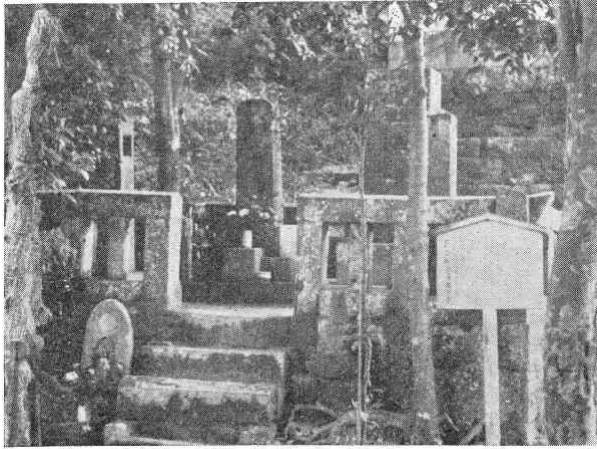
島陰漁唱
島陰雜著
家法和訓
薩南学派

秋月等觀

雪船・桂庵
に師事す

朝山梵灯庵
の高城珠全と
宗祇

は伊地知版大学と言われるものである。わが国で新註が印刷された始めであり、延徳四年に再版されている。文明十三年に北薩の和泉荘で聚分韻略が刊行されていることや、桂庵の門下からすぐれた文人・学者が輩



桂庵墓碑 (伊敷町)

出していることから、鹿児島島の文化は、大内氏の山口に劣らぬ高度の水準に達していたことがわかる。桂庵の学殖と文才は島陰集（島陰漁唱）三卷、島陰雜著一卷、家法和訓一卷によつて知ることができる。彼の学統は薩南学派と言われ、その後薩摩では盛んになったが、近世に全国的に発展した朱子学の主流とはなりえなかった。

水墨画 水墨画においても全国的に知名の秋月等觀が出ている。秋月は渋谷高城氏の出で、俗名は重兼と称した。寛正三年出家して、周防雪谷寺にいた雪舟に師事し、師と共に入明して三年後に帰った。明応元年忠昌に招かれて帰国し、桂庵に学び、文藻も豊かであったことが知られている。享禄三年加治木で死んだ。雪舟門下第一の名手であった。

連歌 応永十一年義満の上使として朝山師綱（梵灯庵）が下向した際、これを迎えて志布志や加治木で連歌の会が催され、高城珠全は宗祇に学んだ連歌の宗匠であり、明応年間宗祇は福昌寺の僧や喜入氏等と親交

(99) があったことからすれば、薩隅の地といえども、中央の新鮮な文化に直接接触する機会に恵まれ、時代の文化の主流から隔絶することはなかった。むしろ当時の荒廢した京都に比べて、中国に最も近く、しかも海外貿易に熱心であつた鹿児島島の文化に異国情緒豊かな新鮮な先進的要素を認めることができる。永正八年二月吉田位清は珠全を同道して、三条西実隆に自作の合点を求めているが、島津一門や重臣級の上層武家の間に漢学漢詩文の他に、和歌や連歌の道を愛好する者の多かつたことを物語るものである。

〔注〕

- | | | | |
|------|-----------------------|------|-----------------|
| (1) | 二階堂文書 薩摩国阿多郡史料八六 | (13) | 島津家文書七〇 |
| (2) | 島津家文書 薩摩国伊作莊史料一四二・一四三 | (14) | 山田文書一九〇 |
| (3) | 祢寝文書六一三 応永二・京都不審条々事書 | (15) | 山田聖栄自記 |
| (4) | 祢寝文書五〇九・五一九 | (16) | 旧記雑録卷二四 祢寝文書 |
| (5) | 五味克夫校訂 山田聖栄自記 | (17) | 前掲書卷二四 山田文書 |
| (6) | 祢寝文書六〇九 | (18) | 前掲書卷二四 比志島文書 |
| (7) | 山田聖栄自記 | (19) | 山田聖栄自記 |
| (8) | 薩藩旧記雑録卷二三 応永記 | (20) | 島津正統系図第九 山田聖栄自記 |
| (9) | 前掲書卷二三 入来院文書 | (21) | 前掲書 |
| (10) | 島津家文書二七二 | (22) | 前掲書 |
| (11) | 山田聖栄自記 | (23) | 山田聖栄自記 |
| (12) | 島津家文書六九 | (24) | 旧記雑録卷二五 |

- (25) 島津家文書五九八 伊作莊史料二〇一
- (26) 正統系図第九 山田聖栄自記 応永記
- (27) 山田聖栄自記
- (28) 島津家文書七二
- (29) 島津国史卷一〇
- (30) 正統系図第一 島津国史卷一〇
- (31) 旧記雑録卷二六
- (32) 前掲書
- (33) 島津家文書七七・二七四・二七五 旧記雑録卷二六
- (34) 島津家文書七五
- (35) 旧記雑録卷二六 祢寝文書六五八
- (36) 前掲書 入来院文書 祢寝文書六六〇
- (37) 祢寝文書六六一
- (38) 旧記雑録卷二七
- (39) 正統系図第一〇 山田聖栄自記
- (40) 島津国史卷一〇
- (41) 旧記雑録卷二七
- (42) 島津家文書七九
- (43) 島津家文書八〇
- (44) 島津家文書二七八
- (45) 島津家文書三三二
- (46) 旧記雑録卷二七
- (47) 正統系図第一二
- (48) 旧記雑録卷二八
- (49) 前掲書
- (50) 前掲書
- (51) 前掲書 入来院文書
- (52) 旧記雑録卷二九 文明記
- (53) 文明記
- (54) 文明記
- (55) 文明記
- (56) 旧記雑録卷三〇 閑暇吟
- (57) 旧記雑録卷二七
- (58) 旧記雑録卷一八
- (59) 島津家文書六一〇
- (60) 島津家文書六一五
- (61) 旧記雑録卷三二
- (62) 入来院文書・清色亀鑑六九

- (63) 清色亀鑑七二
- (64) 旧記雑録卷二五 応永二・七・二五 鹿兒島郡内
宮地田島事
- (65) 入来文書八四・九八
- (66) 清色亀鑑五〇
- (67) 入来文書七一・二三八
- (68) 山田聖采目記
- (69) 旧記雑録卷二六 清色亀鑑三五
- (70) 入来文書二三七
- (71) 入来文書三三九
- (72) 拙稿「在家体制より門体制への移行」(日本歴史二〇四)
- (73) 皇明太祖実録卷一〇六
- (74) 祢寝文書五六八
- (75) 島津家文書二七二
- (76) 李朝太祖実録卷七
- (77) 李朝太宗実録卷一七
- (78) 秋山謙藏「日支交渉史研究」五五二ページ
- (79) 島津家文書六七
- (80) 島津家文書二七一
- (81) 満濟准后日記
- (82) 旧記雑録卷二七
- (83) 田中健夫「倭寇と勘合貿易」一二七ページ
- (84) 蔭涼軒目録
- (85) 皇朝憲宗実録卷六四
- (86) 島津家文書八一・二八五
- (87) 島津家文書二七九
- (88) 島津家文書二八〇
- (89) 島津家文書二八一
- (90) 中村榮孝「日本と朝鮮」一一六ページ
- (91) 季朝世宗実録卷二二
- (92) 季朝世宗実録卷一九
- (93) 田中健夫 前掲書一六五ページ
- (94) 海東諸国紀
- (95) 李朝端宗実録卷一
- (96) 島津家文書三三三
- (97) 岩元禧「日新公の三教合一に就いて」(鹿兒島史林二)
- (98) 山田聖采目記
- (99) 旧記雑録卷三〇
- (100) 実隆公記四四

第四章 戦国・織豊期時代の鹿児島

I 島津氏の三州統一

概観 鹿児島島の地が島津氏の居所となったのは、興国四年（康永二年・一三四三）である。この年、守護島津貞久は矢上一族の拠る催馬楽城・東福寺城を攻略し、東福寺城に島津元久を置いた。時は南北朝混乱の時代であり、鹿児島地の地も絶えざる侵略の脅威にさらされていたので、東福寺城は山城として構築された。

従つてこの城は防衛を第一とした手ぜまなものであり、城の付近には町といえるものは存在しなかつたと思われる。

その後、島津氏の勢力が次第に伸びるにつれて、東福寺城は不適當となり、島津元久は元中四年（嘉慶元年・一三八七）父氏久没後、清水城を築いてこれに拠つた。この城は東福寺城のように山頂に設けられたものではなく、山の端に位置していた。山麓の稲荷川（精木川）流域には次第に守護町が形成されてきた。⁽¹⁾

内城 この清水城は島津貴久が天文十九年（一五五〇）伊集院一宇治城から鹿児島に移り、内城（本御内）を築いてこれを居城とするまで、約一六〇余年の間、島津氏の根拠地となつた。この間は島津氏の絶対的優位が確立されず、戦いに明け暮れた時代であり、清水城もしばしば敵の攻撃を受け、鹿児島町の町もまた被害を受けたのである。

島津貴久が内城を築きこれに拠つたことは、⁽²⁾従来山城から平城に移つたことを示すが、これはまた鹿児島周辺の防衛体制が一応整い、中世城下町の形成を必要とする段階に至つたことをあらわしている。

内城時代、島津氏は三州の統一をなすとげ、九州をまさに制覇せんとして豊臣秀吉の征討を受けてこれに屈した。その後、征韓の役に参加し、関ヶ原の戦には西軍に属して敗れ、徳川幕府の幕藩体制の中に組み入れられるに至った。

鶴丸城

かくて、新時代に対処すべく慶長七年（一六〇二）島津忠恒（家久）は鶴丸城（上之山城）に移り、近世城下町としての鹿児島が発足することになるのである。

本章においては内城時代に中心を置き、永正五年（一五〇八）から慶長七年（一六〇二）に至る約一世紀間の中世城下町としての鹿児島についてみて行きたい。

島津忠昌

島津氏の内証 文明六年（一四七四）島津立久の跡をついで、島津氏の当主となった島津忠昌の時代は、混乱を極め、島津国久・季久すえひさの乱及び伊作久逸ひさとしの乱が起こり、また伊東・相良氏の国外勢力や祁答院・蒲生・肝付氏等の国内勢力との争いに費された。永正三年（一五〇六）肝付兼久の乱が起こり、島津忠昌は兵を率いてこれを伐ったが成功せず、悶々のうち、ついに永正五年（一五〇八）二月十五日忠昌は清水城において自尽するに至った。

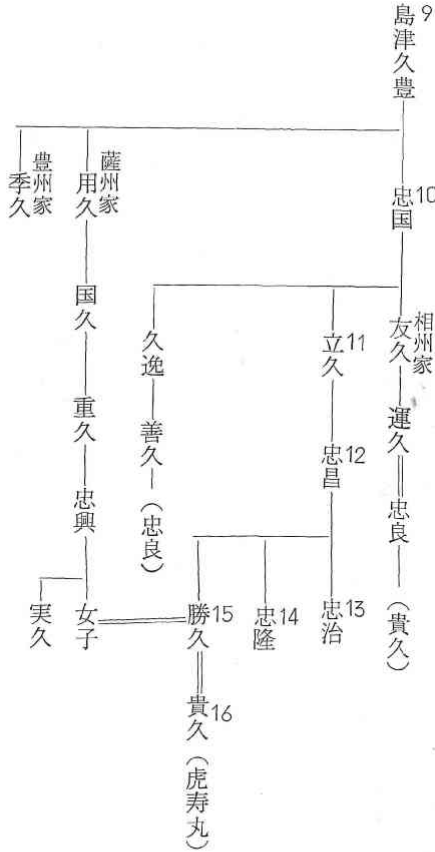
島津忠昌の死後、その子忠治・忠隆・勝久相ついで守護職となったが、いずれも在職期間は短く、大永六年（一五二六）島津勝久は守護職を島津貴久に譲るに至った。この間は島津宗家の威令は行なわれず、国内の各地には対抗勢力が多く、三州の地は紛乱の極に達していた。従ってこの頃鹿児島島の地も必ずしも安泰とはいわれず、島津宗家の一拠点たるにすぎなかった。

島津実久

島津勝久の夫人の弟に島津実久まねひさがあり、次第に権を得て、勝久に迫ってその養子たらしめた。一方本田

島津勝久、
守護職を貴
久に譲る

親尚ちかひさは勝久のために有力な後援者を得さしめようと島津運久ただよしの養子忠良ただよしに国政を托し、忠良の子虎寿丸とらじゅまるを勝久の後嗣にせんと図った。



島津忠良は大永六年（二五二六）十一月六日伊集院で島津勝久まみに見え、七日、ともに鹿児島へ赴いた。虎寿丸を勝久の後嗣とすることについては、忠良は一度これを断わったが結局受諾し、十一月二十七日虎寿丸は加冠し、又三郎貴久と称し守護職を継ぐことになった。島津実久はこれに対し大いに不満を抱くに至った。帖佐地頭へがわ辺川忠直が実久に応じて反抗したので、勝久は忠良をして帖佐を討たしめ、功として伊集院・谷山を与えた。帖佐には島津昌久をその願いにより田布施より移した。

実久、勝久と忠良との離間を図る

大永七年（二五二七）島津貴久は守護職を継いで鹿児島清水城にあり、一方島津勝久は伊作に移って隠居した。四月、帖佐地頭島津昌久は忠良に不満を抱き、加治木地頭伊地知重貞と共に反抗するに至った。六月、忠良は加治木・帖佐両城を攻めて重貞・昌久を殺したが、この間に実久は勝久と通じ、勝久と忠良との離間を図った。実久は伊集院城を陥れ、また谷山城を攻略して鹿児島に向かった。忠良は加治木・帖佐の地に勝久を移さんとし、船で鹿児島に向かったが、戸柱とほしら（現在の祇園洲付近）まで来た時、不穩の状を見て谷山に上陸して湯越ゆしえを経て田布施へ帰った。⁽³⁾

貴久、清水城を脱出し、田布施へ帰る

伊集院・谷山を攻略した島津実久は、貴久に守護職の返還を求めたが、貴久はこれを拒絶し、清水城を守せんとした。しかし、鹿児島に内応の者ありとの風聞があつたので、六月十五日夜、貴久はひそかに清水城を抜け出し、小野村の園田実明さねあきの宅にかくれ、実久の兵の追及を避けて、小野より竹之山・春山をへて柳ガ谷を通り、鬢石びんいし・日添ひぞえをへて金峰山の東側を南下して辛くも田布施へ帰るを得た。⁽⁴⁾

勝久、鹿児島に帰る

六月二十一日、島津勝久は実久に擁せられて鹿児島清水城に帰った。かくて薩隅の地は勝久・実久派と忠良・貴久派とに分かれ、混乱の様相を呈してきた。

島津忠朝、調停を図るも失敗す

享禄二年（二五二九）飢肥の島津忠朝は両派の和解を図り、新納忠勝ねじめ・肝付兼演かねひろ・本田董親たぢちか・樺山幸久・島津運久ゆまひさ・島津秀久・阿多忠雄等ただかと清水城に会し勝久に謁して解決を図らんとしたが、勝久の態度は要領を得ず、皆怒つて引き上げてしまった。勝久は忠朝の跡を船で追ひ大隅に至ったが、空しく帰つたといふ。⁽⁵⁾

この間、勝久・実久派と忠良・貴久派との争いに加えて、大隅では北郷氏ほんごうと本田氏との対立、北薩では相

川上昌久、
末弘忠重を
殺す

勝久、川上
昌久を谷山
に誅す

実久、勝久
を鹿兒島に
攻む

勝久、鹿兒
島を出奔す

実久と忠良
貴久の対立

良・菱刈両氏と島津忠明ただあきとの戦いがあり、日向では伊東氏の進攻があり、島津忠朝・北郷忠相ただすけ等がこれを迎え撃った。この混乱の時代にあつて忠良・貴久の軍事的及び政治的才能は十分に發揮されて、次第に三州統一の歩を進めつつあつた。

天文三年（一五三四）島津勝久は末弘忠重・小倉・碓山等をちよう籠して、川上昌久等の諫めを聞かなかつたので、昌久は十月二十五日谷山皇徳寺において末弘忠重を殺した。⁽⁶⁾勝久は難を恐れて祢寝に走つたが、翌天文四年（一五三五）鹿兒島に帰り、川上昌久を大興寺で誅し、川上城を攻めたが成功しなかつた。この頃から実久も勝久に愛想をつかしたのか、ようやく勝久から離れるに至つた。実久は昌久の党と手を握り、八月勝久を鹿兒島に攻めた。この際鹿兒島の地は七日間にわたつて滑川なめりがわのあたりまで燃えつづけたというから、⁽⁷⁾清水城を中心として稻荷川流域及び稻荷川河口から滑川付近の海岸に、かなりの市街地が形成されていたとがわかる。

九月実久は鹿兒島に入り勝久を脅かして一たん谷山に退いたが、十月勝久が鹿兒島を出奔して帖佐へ赴いたので、実久が代わつて鹿兒島に入った。⁽⁸⁾勝久は以後再び鹿兒島に帰ることができず、やがて吉松・都城に走り、ついに豊後に逃れるのである。勝久の出奔によつて、以後は実久と忠良・貴久との対立となつた。

天文五年（一五三六）三月、忠良・貴久は実久の部将町田久用ひさまちの守る伊集院城を攻めてこれを陥れ、九月から十一月にかけて忠良は太田原・長崎・神殿こんとんの各壘を降した。一方石谷城いしたににあつた石谷忠榮が忠良に寝返つたので、実久は竹山壘の肥後盛治、谷口壘の肥後盛家を遣わし、石谷城を囲んだが、石谷忠榮は逃れて忠良に投じた。⁽⁹⁾

実久、敗れて谷山から川辺に走る

実久と忠良の和議破る

天文六年（一五三七）一月、忠良は竹山墨を陥れ肥後盛治を殺した。二月忠良・貴久は鹿兒島を撃つべく犬迫に至った。実久は兵を率いて迎え撃ったが、園田実明が小野から出て実久の背後をついたために、実久は敗走して、谷山に至り、更に川辺に走った。この戦いに際して鹿兒島の福昌寺は荒らされるに至った。⁽¹⁰⁾

ここにおいて忠良の実久に対する優位は、ほぼ定まったとみてよいであろう。五月実久は忠良と和議を結ばんとしたが、忠良が伊集院・鹿兒島・谷山・吉田をもって、川辺・加世田と易^かえんとの条件を出すに及んで和議は破れ、⁽¹¹⁾実久は祁答院氏と共に再び忠良に対抗せんとするに至った。これをもってみれば、忠良は鹿兒島の地をそれほど重要なものとはみて居らず、むしろ加世田・川辺の地を手に入れて、南薩方面に確固たる地盤を築く考えであったようである。

向島地頭

鹿兒島を追われた勝久はこの頃入来院重朝を頼み、郡山城及び三〇町の地を与え、また本田董親^{むしこうじま}を向島（桜島）地頭とし、嶽^{たけ}・藤野・松浦・西道・赤水及び荒田名八〇町・沢牟田名一二町を与えているが、⁽¹²⁾当時

の勝久の立ち場からみて、どの程度確実性のある給付であったか疑問である。

日隅の地に実久の威振る

薩摩において形勢非となった実久は都城へ赴き、北郷忠相・島津忠朝を誘い、更に本田・肝付・祢寝の諸氏を糾合し、天文七年（一五三八）一月から七月にかけて、忠良派に属する志布志の新納氏の諸城を攻めた。新納氏はこれをささえることができず、城を明け渡して佐土原へ赴き伊東氏にたよった。かくて日隅の地に実久の勢力は大いに振るった。

忠良、南薩地方を確保す

一方忠良は南薩における実久派の根拠地をくつがえさんとし、天文七年（一五三八）十二月から翌年一月にかけて、加世田城を攻めこれを陥れた。三月貴久は兵を谷山に進め、紫原に実久の軍を破り、^{くらら}苦辛城・^{かたえ}神前

実久、和を請いに退く

城を降したので、実久の党はことごとく川辺に走り、谷山地方は全く平定された。⁽¹⁴⁾三月忠良は川辺地方を平定し、また市来・串木野をも奪取した。このような戦陣の間に、忠良は兵火にかかった福昌寺を修復し、谷山宇宿村をその料所として与えている。⁽¹⁵⁾

島津実久は日隅ではやや成功を収めたものの、薩摩では全く忠良の勢力に圧倒されたので、ついに和を請うて出水に退いた。かくて長年にわたって展開された勝久の跡目相続の争いは、実久の敗北に終わったのである。

島津貴久、内城に拠る この後忠良は軍を日向・大隅方面に動かしたが、戦況必ずしも有利ではなかった

ので、天文十一年（一五四二）清水城主本田董親と和を結び、忠良は鹿児島に帰った。その後、大隅の地では島津忠広・北郷忠相と肝付氏との争い、日向の地では北原・北郷・伊東諸氏の所領争奪戦が展開せられた。

諸將、貴久を守護と仰ぐ

天文十四年（一五四五）日向では伊東義祐が飢肥の島津忠広を頻りに攻めたので、日隅の諸將は伊東氏の侵略に対抗するためには、忠良・貴久の後援を必要とするに至り、三月十八日島津忠広・北郷忠相等の諸將は伊集院に赴いて貴久に謁し、守護と仰ぐの祝儀をなした。⁽¹⁶⁾ここに貴久は初めて名実ともに守護として臨むことになったが、時に貴久三三歳であった。かくて北隅の地も一応忠良・貴久の勢力下に入り、三州の統一も緒につくことになるのである。

本田董親を庄内に走らす

本田董親は大隅最大の勢力を持ち、次第に威勢加わるにつれて北隅の地は再び乱れるに至った。天文十七年（一五四八）戦いが宮内に及ぼしたので、貴久は鹿児島に至って忠良に会い、樺山幸久・伊集院忠朗を宮内へ派遣した。八月姫木城にあった本田董親はついに降ったので、これを許したが、再び叛いたので、

十月忠良はこれを攻めて荘内に走らせた。⁽¹⁷⁾かくて大隅の對抗勢力の一つは除かれたのである。

肝付兼演降
伏す

しかし、加治木城主肝付兼演はなお降らず、天文十八年（一五四九）入来院重朝・東郷重治・祁答院良重・蒲生範清等と共に吉田城を襲わんとした。伊集院忠朗は肝付兼演の軍と相對峙すること数カ月、十一月暴風に乗じて急襲し肝付兼演を降伏せしめた。十二月肝付兼演は蒲生範清と共に鹿兒島清水城に貴久に見えて降り、祁答院・東郷・入来院の諸氏もまた使を遣わして謝罪したので、貴久は伊集院に帰った。⁽¹⁸⁾

貴久、伊集
院より鹿兒
島に移る

翌天文十九年（一五五〇）貴久は伊集院から鹿兒島に移った。⁽¹⁹⁾清水城の南、今の「大竜寺跡」に内城を築いてこれに拠ることになったが、この内城（本御内）^{もじみうち}は慶長七年（一六〇二）島津忠恒が鶴丸城（上之山城）に移るまで島津氏の居城となった。

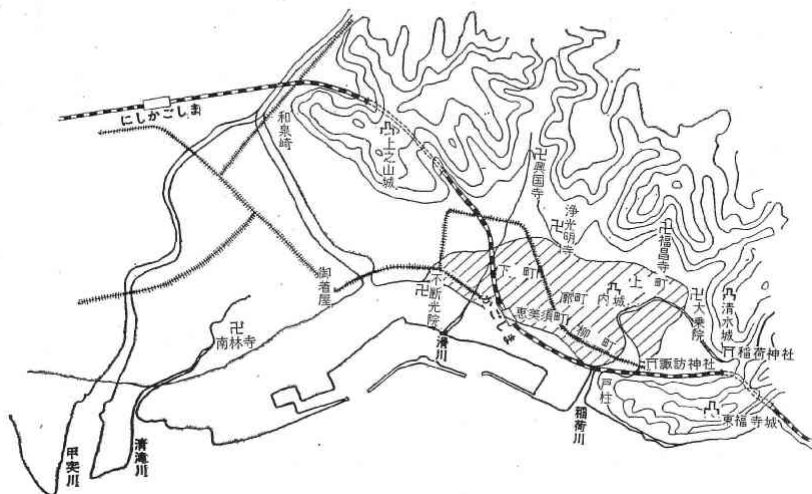
貴久が伊集院から鹿兒島に移った理由は、もはや薩摩半島方面では兵を動かす必要がなくなったこと、今後兵を動かすとすれば大隅半島から北薩へかけてであり、また日向の伊東氏と對抗するためには鹿兒島の地が便利であり、特に天文十二年（一五四三）ポルトガル船が種子島に漂着して以来、鹿兒島の港にポルトガル船が入港するようになり、海外との貿易のことを考えれば、伊集院のような山の中では不便であったからであろう。

また清水城から内城へ移ったのは、山城から平城へという中世城下町の一般的傾向に準ずるものであるが、一方では膨張する城下町に相応じたものであるとともに、貴久としては鹿兒島の地は三面山に囲まれた要害の地であるため、他からの侵略を十分に防ぎ得るといふ自信があったからであろう。

鹿兒島の市
街

戦国時代の鹿兒島は現在の鹿兒島市と市街地は相当異なっていた。甲突川（神月川）はこの頃和泉崎（柿

戦国時代（内城時代）の鹿児島想像図



本寺の北)から大きく左へ城山の東麓を流れ、御着屋をへて俊寛堀付近(朝日通付近)から海に注いでおり、河口は葦の茂った湿地帯であった。平安時代末から鎌倉時代にかけては甲突川の河口が港であったが、戦国時代には稻荷川の河口(戸柱付近)が鹿児島島の港となっていた。(20)

鶴丸城に移ってから市街地の発展につれて甲突川は南の方、初め南林寺の後を通って海に入るようになった。清滝川はその跡であるという。更にその後南の方へ移され現在の甲突川の流れとなったのである。(21)

清水城の時代、稻荷川右岸に次第に人家が集まってきたが、その後、滑川以北の海岸にも人家が密集してきた。稻荷川の河口近く右岸の地に恵比須町(えびす)がまず作られ魚市が立った。内城が築かれるに及んで廓町(くわくわ)という)がつくられ、海岸の堤防に沿って柳が植えられ柳町(やなぎ)ができた。(22) これらから考えると、海岸線は今の国鉄鹿児島本線に沿う線であったと思われる。

内城が築かれてから約二五年後の天正三年（一五七五）十二月二十一日鹿兒島で火事が起こった。その時のことを上井覚兼日記には

「此の夜子の刻、当所下町焼亡也。加治木下飯屋より火起り候て、光明寺堂（浄光明寺）にてとりとどめ候也。」

と記してある。浄光明寺付近で火がとまったというのであるから、下町とは恵比須町・車町あたりの民家地域をいうのである。従つて上町とは内城から北の方清水城にかけての地域をいうことになる。加治木下飯屋とあるから、上町に加治木上飯屋があつたのである。おそらく上町は武家屋敷を中心にし、下町は民家を主にした地域であつたろう。

島津貴久が鹿兒島内城に本拠を構えてから、島津氏の進出方向は東及び北の方向に向けられ、統一の歩はかなり急調子になつてきた。鹿兒島は島津氏の作戦・兵站基地たんとなり、以後常にここから出撃し、一段落すれば鹿兒島に帰つて兵を休め、次の出撃を準備したのである。

大隅西部の
反

三州統一の進展 天文二十三年（一五五四）大隅の地において祁答院・入来院・蒲生の諸氏連合して反し、

北原・菱刈の両氏もこれに応じた。これより弘治三年（一五五七）に至る四年間は専ら大隅西部の平定に費やされた。貴久は子義久・義弘・弟尚久と共に特に蒲生氏の攻略に全力をあげた。天文二十三年（一五五四）

岩剣城攻撃
にあたり初
めて鉄砲を
用う

九月十八日島津忠将は祁答院氏の守る岩剣城いわつるぎを攻略するに際し、兵船五〇余艘を別府川びつに入れて帖佐を討ち、また脇元に出て鉄砲をもつて敵を撃退した。⁽²³⁾ 天文十二年（一五四三）鉄砲が種子島に伝わったが、以後一〇余年にしてここに始めて実戦に供せられたわけである。もつとも鉄砲は戦闘の主要武器として使用されたの

ではなく、補助的な武器として使用されたとみてよい。それは鉄砲の製作が容易ではなく、大量の鉄砲をそろえて使用することができなかったためであろう。しかし、戦闘における鉄砲の使用がここにあらわれたことは注目すべきである。

蒲生範清降
伏す

弘治三年（一五五七）四月に至って蒲生範清は降参し、貴久はこれを許して祁答院に送った。かくて大隅西部の地はことごとく島津氏の勢力下に入り、菱刈氏だけ北薩に対立するに至った。

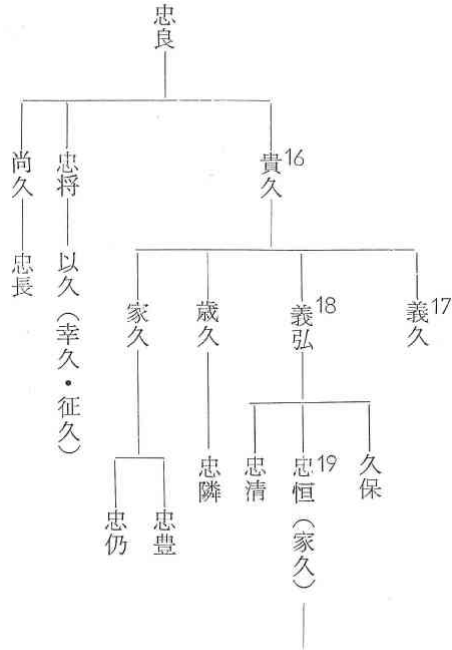
島津氏が他氏を圧倒していった理由は、忠良・貴久・義久・義弘等が部将としてすぐれた資質を有する指揮官であったことにもよるが、他氏に比べて優勢な兵力を敏速に動員し得たことによるであろう。その意味で薩摩半島を平定した後、鹿兒島に根拠を進めたことは、貴久の着眼のよさを示すものであるといえよう。

日向の戦況

日向方面においては、飢肥の島津忠親・荘内の北郷時久と肝付兼統・伊東義祐との間に争いが続けられた。永祿三年（一五六〇）義弘は飢肥に赴いて島津忠親と共に伊東氏に備えた。將軍足利義輝は使者を派遣して、島津氏と伊東氏とを和解させようとしたが、条件が島津氏に不利であったために成功しなかった。永祿五年（一五六二）義弘が鹿兒島に帰るや、伊東・肝付両氏は飢肥を攻め、島津忠親は一たん櫛間くしまに退いた。

義久、守護
となる

永祿九年（一五六六）貴久は剃髪して伯圀斎はくゆうさいと号したが、この前に貴久は守護職を義久に譲ったと思われる。以後義久が中心となり、父貴久（伯圀斎）・祖父忠良（日新斎）が時に応じて援助を与えた。戦国の世にあつては一族の強固な団結が要求されるが、島津氏はこの点では甚だ恵まれていたといわなければならない。



菱刈氏攻略

義久がまず着手したのは永祿十年（一五六七）における北薩の菱刈氏攻撃であった。菱刈隆秋は球摩の相良義陽さからよしひの後援を頼み・大口の地を中心に頑強に抵抗した。これに乗じて翌永祿十一年（一五六八）伊東義祐は飢肥の島津忠親を攻めた。忠親はささえ切れず、また櫛間へ逃れ、ついで荘内に走った。北薩では菱刈氏の抵抗が強く、義久は忠良のすすめで一たんと議を結んだが、八月和議は破れ、一方伊東氏の兵も飯野方いいの面に動いた。

島津忠良没す

この間、島津忠良は十二月二十三日加世田において亡くなった。時に七七歳であった。忠良は日新齋と号し、島津氏をもち立ててきた中心人物である。彼は単なる武辺一倒の人ではなく、学問も深く、政治的才

略にも富み、仁慈の心を持ち、神仏に対する信仰心も厚く、島津氏の中心たるにふさわしい名将であった。その作になる「いろは歌」は広く人々に愛誦され、薩摩士風の形成にあずかって力があつたのである。

忠良の死後も、菱刈氏攻撃は続けられた。永禄十二年（一五六九）八月に至つて貴久・義久は大口城を陥れ、菱刈隆秋は相良義陽と共に球摩に走つた。

渋谷一族の
降伏

菱刈氏の没落によつて、島津氏に対抗し難いことを悟つた渋谷一族（東郷・邨答院・鶴田・入来院・高城の諸氏）は、元龜元年（一五七〇）島津氏に降伏するに至つた。義久はこれを許し、それぞれ一部の地を改めて彼等に与えた。かくて永年の間島津氏に対抗してきた渋谷一族もついに屈し、北薩方面の平定を終わつた。

島津貴久没
す

元龜二年（一五七二）六月二十二日島津貴久は五八歳をもつて加世田に没した。貴久の一生は三州統一に費やされ、父忠良を助け、子義久・義弘・歳久・家久をよく指導して、島津氏の基を磐石の安きに置いたのである。貴久の没した時、残るは大隅の肝付・祢寝両氏と日向の伊東氏だけであつた。

肝付・祢寝
氏の兵船鹿
児島を侵す

元龜二年（一五七二）十一月二十日、肝付・祢寝・伊地知の諸氏は兵船一〇〇余艘をもつて鹿児島を侵し、帖佐・竜方水りゅうがみずを攻めたが、平田新三郎等によつて撃退された。⁽²⁴⁾ これをもつてみれば、海上から鹿児島を攻撃するのは一時的とはいへ効果があつたといえよう。

元龜三年（一五七二）から天正二年（一五七四）にかけて、義久は専ら肝付氏の討伐にあたり、一方では日向の伊東氏と戦いを続けた。肝付氏討伐にあつては、鹿児島の港が対岸の大隅攻略の基地として、最もよくその有利さを發揮した。

元龜三年（一五七二）祢寝氏は肝付氏と絶ち、島津氏の派兵を請うたので、義久は軍を遣わして肝付・伊

木崎原に伊東氏の軍を破る

肝付氏降伏三州の統一成る

地知氏の軍と戦い、祢寝氏より人質を得て兵を鹿児島に返した。五月伊東氏の兵が加久藤かくとうに進出してきたので、義弘は木崎原きざきはらに大いにこれを破った。その後、肝付氏攻略に全力をあげ、天正二年（一五七四）正月牛根城を攻略するに及んで、伊地知重興は降を請い、子重昌は鹿児島に赴いて義久に謁した。ついで肝付兼統かねつぐも降り、永年の間、島津氏に敵対してきた大隅の豪族肝付氏も、島津氏の勢力下に服することになった。この肝付氏の降伏によつて、南北朝時代以来乱れに乱れた三州の地は、ようやくここに統一されるに至った。これ以後、島津氏の勢力は、日向から豊後へ、さらに肥後・肥前・筑紫の地に及ぶのである。

島津氏が三州の地を統一し得た理由を考えてみると、第一に島津氏の当主にその人を得たことである。すなわち、忠良・貴久・義久等は戦国の武將たるにふさわしい人物であり、よく部下を統率したのである。第二に島津氏一族の団結が強固であつたことである。当主を補佐するのに、忠將・義弘・歳久・家久等よくその任を遂行し、統一の事業を推進した。第三に統一の業は必ずしも武力だけにたよらず、あるいは謀略を用い、あるいは懐柔の手をのびし、降伏する者は温かくこれを受け入れたことである。第四は勝利の確信のない時は、決して無理な戦いをしなかつたことである。状況が思わしくない時は、一たん兵を収めて他日を期している。第五に鹿児島を三州統一の基地としたことである。鹿児島鹿児島の地は薩摩・大隅の中心にあたり、いずれの地へ兵を出すにしても便利であり、陸より、あるいは海上より、軍を遣わすのに都合がよかつた。もつとも鹿児島鹿児島の地理的位置の有利さは、三州の地に関してであつて、後に九州経略を行なうにあつては、逆に不利になつてゐることは否定し得ないであろう。第六に鹿児島鹿児島の地は単なる城下町ではなく、同時に港町でもあつたことである。琉球船・中国船や、後には南蛮船も鹿児島鹿児島を訪れており、貿易による利益が島津氏の

財力を、ある程度ささえていたのであらうと考えられる。

島津貴久が天文十九年（一五五〇）伊集院一宇治城から鹿児島の内城に移ったことは、鹿児島の地理的・経済的重要性を認識したものであり、島津氏の三州統一に大いに貢献するところがあつたというるであらう。

II 三州統一以後の島津氏

島津氏の九州制覇 島津氏は天正二年（一五七四）肝付氏を降して、ほぼ三州の地を統一し、ついで伊東氏と戦つてこれを豊後に走らせ、豊後の大友氏と戦つてその南下をおさえ、肥後の相良氏を討つて北進し、島原に童造寺隆信を亡ぼし、再び豊後へ出て大友氏を討ち、まさに全九州に覇をとらんとするに至つたが、天正十五年（一五八七）豊臣秀吉が大挙九州に征討の軍を起こすや、ついにこれに屈して、再び薩隅の地に退かざるをえなかつた。この間、鹿児島^{たん}の地が作戦基地であり、兵站基地であつたが、九州を制覇せんとするには余りに辺境の地であつた。

九州における島津氏の体制が整わない前に秀吉の征討をうけたことは、島津氏にとつては不幸であつた。九州制覇が今少し早く行なわれるか、秀吉の勢力の確立が今少しおこなれていたら、島津氏はその基地を鹿児島から更に北上せしめることができたであらう。また九州各地の降伏せる部将の掌握を、今一層確実ならしめる時間的余裕があつたならば、秀吉といえども簡単に島津氏を屈服させることはできなかつたかもしれない。薩隅の地が日本全体からみれば辺遠の地であつたこと、時間的なずれというものが、島津氏の雄図を

その半ばにして挫折せしめたといえよう。

伊東義祐、
豊後に走る

天正四年（一五七六）八月義久・義弘は伊東氏の高原城を攻略し、義久は九月十日鹿兒島に凱旋した。翌五年（一五七七）義弘が新城・戸崎城を攻略したため、伊東義祐はささえることができず、ついに豊後に走った。ここにおいて日向の地はことごとく島津氏の勢力下に入り、その結果豊後の大友氏の勢力と直接相対するに至ったのである。

南下の大友
軍を破る

天正六年（一五七八）大友義鎮（宗麟）は大軍をひきいて南下したが、義久・義弘は十一月十二日、高城において大友軍を破り、逃ぐるを追うて耳川を渡った。義鎮は兵をまとめて豊後に去った。

肥後の攻略

肥後は初め大友氏の勢力下にあつたが、大友氏が島津氏に破れるに及んで、肥後の国人は次第に大友氏から離れていった。かくて肥後では島津・相良・阿蘇三氏の勢力が鼎立するに至った。天正八年（一五八〇）から翌年にかけて、島津氏は肥後攻略に全力をあげた。天正九年（一五八一）義久が水俣城を攻めたので、ついに相良義陽は二子を質として島津氏に降った。義久は義陽の二子をつれ帰り、初め桜島に、ついで鹿兒島に移し、後送り返したので、義陽は義久を徳とし、阿蘇氏の御船城を攻めて戦死した。

相良義陽
伏す

本能寺の変

天正十年（一五八二）六月二日、本能寺の変が起こり織田信長が殺された。当時九州にあつては島津・大友・竜造寺三氏鼎立の状態にあつた。竜造寺隆信は島津氏の勢力が肥後に及ぶに至つて、島津氏と敵対するようになった。大友・竜造寺二氏を相手に戦うことは、島津氏にとっては不利になるので、ある時は竜造寺氏と、ある時は大友氏と手を握り、各個撃破に出たやり方は、極めて巧みな政治的かけ引きであつたといえよう。

竜造寺氏を破る

八代を九州経略の根拠地とす

秀吉、大友氏との和議をすすむ

大友氏討伐

肥前の有馬鎮貴(しげたか)(晴信)が竜造寺氏に攻められ、援を島津氏に求めたので、これを機会に竜造寺氏を討つことになった。天正十二年(一五八四)三月、有馬・島津の連合軍は竜造寺軍と島原に戦ってこれを破り、竜造寺隆信を戦死せしめた。天正十三年(一五八五)五月義久は鹿兒島にあつたが、九州の半ば以上を勢力下に置くに至って、戦略基地として鹿兒島は遠く離れ事毎に不便であつたので、義弘を真幸(まきき)から八代に移して、ここを九州経略の根拠地とした。⁽²⁶⁾この年七月、豊臣秀吉は関白となり、四国征伐の後に秀吉の軍が薩摩に至るとの流言が盛んに行なわれた。しかし、島津氏は九州における唯一の対抗勢力となつた大友氏を討つべく、着々とその準備を進めていた。八月になつて阿蘇氏もついに島津氏に降り、九州で残るは大友氏だけとなつた。十月、秀吉は義久に書を送つて大友氏との和議をすすめたが、義久は諸将を鹿兒島に集めて協議し、明年の春をもつて大友氏を討つと決した。⁽²⁷⁾

豊臣秀吉の九州征伐 天正十四年(一五八六)義久は秀吉に書を送り、大友氏との事は自衛の策にすぎないと答え、鎌田政広・釈(しやく)玄昌(げんしょう)(文之(ぶんし))を大坂へ派遣した。秀吉は政広等に、筑前は秀吉、肥前は毛利氏、筑後・肥後の半ば・豊前の半ばは大友氏、その余は島津氏とその案を示し、七月以内に命をきくこと、然らざれば島津氏を討つべしと示した。一方島津氏では春に予定していた大友氏討伐を秋に延期し、まず筑紫を攻めることに決した。七月から島津氏の軍は筑紫に入り、岩屋城・宝満城(ほうまん)を陥れたが、立花城のみ降らず、島津氏は軍を返した。十月島津氏の軍は豊後になだれ込んだ。十二月秀吉の先発軍として仙石秀久・小寺孝高等は九州に入り、大友義統(よしむね)の軍と合した。利満城(としみつ)(利光)にあつた島津家久は伏兵をもつて大いに仙石等を破り、家久は府内(ふない)(大分市)に入り、義統は豊前に逃れた。

秀吉の軍九州に入る

天正十五年（一五八七）三月、秀吉の大軍が九州に来たると聞いて、豊後の諸將はことごとく島津氏にそむくに至った。三月十一日、秀吉は赤間関に至り、羽紫秀長の軍は豊前に入った。大軍の前に抗し難きを悟り、豊後の島津軍は退却し、家久は佐土原に、義弘は高城に退いた。一方筑紫の島津征久の軍も退いて、隈本から八代に至った。秀吉の大軍に多少の抵抗を行ないながら、島津軍はなおも退却を続けた。秀吉の水軍は京泊から川内川をさかのぼり、五月三日秀吉は川内の泰平寺に入った。かくて六日、義久は従者七〇余人を連れて鹿兒島を発し、途中伊集院雪窓院で髪を切つて童伯と号し、八日泰平寺において秀吉に見え降伏した。⁽²⁸⁾ここに島津氏は豊臣秀吉の幕下に加わることになったが、切角経略した九州の地は、薩隅を除いてその手より放さざるをえなかった。

秀吉の九州入りに際して、島津氏は徹底的な抗戦を行なわず、敏速な退却を続け、三月秀吉が九州に入つてからわずかに二カ月余にして秀吉に降伏しているが、大勢すでに決したとみて薩隅の地を保つべく大した抵抗もしなかつたのであろう。結果としては、島津氏をしてその後を保つことを得させ、また薩隅の地を戦禍から救つた賢明な処置であつたとみとめてよいであらう。

朝鮮の役と検地 秀吉の九州入り以後、島津氏は完全に秀吉の指揮下に入り、天正十八年（一五九〇）の小田原征伐には義弘の子久保が従軍した。

秀吉は天正十九年（一五九二）九月、明年を期して大明征伐を行なうことを命じ、まず朝鮮に派兵することにし、肥前名護屋に行營を築かした。義久は秀吉の命をうけて、琉球王に対して兵七〇〇〇人・糧食一〇カ月分の提出を求めた。琉球側では大いに驚き、この事を福建巡撫使趙參魯へ通報している。⁽²⁹⁾

琉球に人員糧食を求む

文禄の役

初め義久が自ら朝鮮へ赴く予定であったが、病のため義弘・久保が赴くことになり、文禄元年（一五九二）四月、義弘は諸将と共に朝鮮へ渡った。当時の島津氏は秀吉の九州入り後間がなく、戦費の調達には苦心したらしい。義久は薩隅日の寺社領三分の二を収め、四八六町一段七畝を得ている。⁽³⁰⁾

梅北国兼の叛
歳久の自刃

義弘は釜山浦に上陸し、普天城から永平城に移った。この間薩摩では六月梅北国兼の叛があり、島津歳久がこの事に関係があるとみなされ秀吉の不興を買い、義久は秀吉の命によって、歳久を竜ガ水（瀧水）に自刃せしめた。⁽³¹⁾

朝鮮では十月、義弘は春川城しゅんせんにおいて明軍六万を破った。文禄二年（一五九三）一月、碧蹄館へきていかんの戦いで明軍が大敗した後、日明両軍の間に和議が始まり、諸将は兵を釜山浦に引き、義弘も唐島城たがしまに移った。

薩州家断絶

五月、秀吉の命によって島津忠辰ただとき（実久の孫）の出水郡が没収され、薩州家はここに絶えてしまった。一方朝鮮では九月、島津久保が唐島で病死した。

義弘は文禄四年（一五九五）五月まで唐島にあり、六月子忠恒（家久）を唐島にとどめて、義弘は大坂に至っている。和議が進められているとはいえ、諸将はその成就を期待していなかったようである。この間にいわゆる文禄の検地（太閤検地）が薩隅の地で進められた。

島津氏に対する太閤検地は文禄二年（一五九三）から準備にかかり、文禄三年から四年（一五九四―一五九五）にかけて実施された。ちょうど征韓の役で義弘を始め諸臣の軍が在鮮中の出来事であった。検地の実施にあたっては、各地方で相当抵抗があったので、このような時機を選んだのであろう。

文禄三年（一五九四）八月、秀吉は石田三成に命じて三州の検地を行なわせることにし、三成は大音新介

・黒川右近等の測量隊を送り、島津氏側からは伊集院忠棟等ただむねが参加することになり、九月十四日新納忠元の領地伊佐郡大口郷から測量が始められ、翌文祿四年（一五九五）二月二十九日をもつて測量を完了した。

この時の高盛には京榊（内矩広さ四寸九分方、深さ二寸七分）を用い、六尺三寸の棹さおをもつて一間とし、五間に六〇間を三〇〇歩、一段とした。またこの時の田の分け方は文祿三年（一五九四）七月十六日の規定によれば次の如くであった。⁽³²⁾

嶋津殿分国御検地斗代之事

一、五間六拾間壹反事、但あせ・井ミそ除之

一、上ノ村 上田 一石二斗代 中田 一石代 下田 八斗代
 上島 八斗代 中島 六斗代 下島 四斗代

一、中ノ村 上田 一石六斗代 中田 一石四斗代 下田 一石二斗代
 上島 一石二斗代 中島 一石代 下島 八斗代

一、下ノ村 上田 一石四斗代 中田 一石二斗代 下田 一石代
 上島 一石代 中島 八斗代 下島 六斗代

一、下々ノ村 上田 一石代 中田 八斗代 下田 六斗代
 上島 七斗代 中島 五斗代 下島 三斗代

一、惣国屋敷方 一石代

一、町方屋敷 一石三斗代 但上中下あるへし

朝鮮の地に出陣中にこのような検地が行なわれたので、在鮮の諸臣の間には、かなりの動揺があつたようである。

六月二十九日に至つて秀吉から目録帳が授けられた。それによると総額約五八万石（先に秀吉に没収された出水郷の二万九七二八石六斗九升五合は含まれていない）は次の通り配分せられた。⁽³³⁾

秀吉直轄地 一万石

石田三成知行地 六三二八石四・四・八・斗 升 合

細川幽斎知行地 三〇〇五石三・五・一・

島津義久直轄地 一〇万石

島津義弘直轄地 一〇万石

伊集院忠棟知行地 八万〇〇〇三石八・四・〇・

島津以久知行地 一万石

給人領 二六万六五三三石

寺社領 三〇〇〇石

鹿児島及びその周辺の地は義弘の直轄地の中に含まれていた。

羽柴薩摩侍従蔵入分^(義弘)

一万三五五石五・六・一 斗 升 合 さつまかこ島郡之内
かこ島村

七七八九石九・〇・五 同郡の内
よし田村

六〇五八石〇・七・三 日置郡の内
市来の村

| | |
|--------------|------------------|
| 一万四三二一石〇・六・九 | 同郡の内 伊集院村 |
| 三九二六石九・一・九 | 同郡の内 くし木野村 |
| 五二一三石四・一・九 | 阿多郡の内 伊作の村 |
| 三八九三石三・九・三 | 谷山の郡 中村・山田村 |
| 一万六八五七石〇・六・二 | ゆふすき郡 指宿村 |
| 一万四九三九石三・九・五 | 穎娃郡 えの村 |
| 五三一石〇・四・七 | 薩摩郡の内 羽島村 |
| 三一八二石一・五・一 | 同郡隈城の内 西手村 |
| 一八八二石三・五・〇 | 同郡之内 山田村 |
| 二六四二石五・〇・九 | 隅州始羅郡蒲生の内 三ヶ村 |
| 七八六四石七・五・四 | 同郡 帖佐村 |
| 一七七九石三・〇・四 | 同郡 向之島 |

この検地の結果、諸臣の大幅な所領替えが行なわれた。この時、伊集院忠棟が石田三成と結托して、北郷

氏を都城から祁答院へ移し、自ら都城の付近八万石を手に入れたことは、後に禍根を残すことになったのである。

和議破れ慶長の役起る

慶長元年（一五九六）秀吉は諸将を唐島から加徳島かたくに集結させたので、島津忠恒もこれに従った。しかし九月和議が破れ秀吉は朝鮮再征を決した。翌二年（一五九七）義弘は加徳島に赴いて忠恒と合し、更に唐島から半島に上陸した。しかし、慶長の役においては日本軍は守勢に立ち、義弘は泗川城しせんを守った。

泗川の戦

慶長三年（一五九八）八月秀吉が伏見城でなくなり、遺命によって遠征軍の引き上げとなった。義弘は十月来襲した明の大軍二〇万を泗川において大いに破った。この勝利によって全軍順次本国へ引き上げることができたのである。

薩隅二国・日向一郡を復す

関方原の役 秀吉なきあと、五大老によって政治が運営されたが、実権は徳川家康にあったので、義弘・義弘は盛んに家康に款を通じた。慶長四年（一五九九）一月、泗川の勝利の賞として、出水郡及び検地によって没収された官地・石田三成領・細川幽斎領合計五万石を返されたので、薩隅二国・日向一郡を復すことができた。⁽³⁴⁾

伊集院忠棟事件おこる

三月伊集院忠棟が伏見において忠恒のため突如殺されるという事件がおこった。初め伊集院忠棟と島津歳久とは不和であり、歳久の死に忠棟の言があったとされ、また荘内の地を領して不遜な点があったためかもしれない。忠棟が殺されたので、子忠真は荘内にあって反抗したが、家康の調停によって慶長五年（一六〇〇）二月ようやく降った。⁽³⁵⁾

関方原の戦

慶長五年（一六〇〇）九月関方原の戦いがあり、義弘は石田三成の西軍に属して戦ったのであるが、それ

まではむしろ島津氏は家康と親しく、島居元忠の守る伏見城を共に防衛せんと申し入れて断わられている位である。しかし、当時義弘のひきいていた兵はわずか二〇〇余人で、止むを得ず三成に応じたのであった。関ガ原の戦いで島津軍の奮戦はいうまでもないが、敗れて後、敵中突破の退却を行ない、伊勢路から堺に出て、船で日向細島（日向市）に至り、佐土原から八代（宮崎県東諸郡国富町）に出て綾・野尻・高原をへて曾於郡大窪村（鹿児島県霧島町）に赴き、富隈（国分市）で義久に会い帖佐に帰った。義久・義弘は関ガ原の戦いで、西軍に加わったのはもとより本意ではないと、家康に陳謝するところがあり、義弘は向島藤野村に謹慎した。⁽³⁶⁾

慶長六年（一六〇二）義久は鎌田政近を伏見に遣わし家康に見えしめた。佐土原は没収されたが、島津氏はその国を保つことは故の如しといわれた。翌七年（一六〇二）十二月伏見城において義久・忠恒は家康に会い、恭順の意を表したのであった。

この慶長七年（一六〇二）忠恒は鶴丸城を築いてこれに拠った。⁽³⁷⁾朝鮮出兵を行ない、関ガ原の戦いに敗れた直後に、これまで永年の間拠っていた内城を去って鶴丸城に移ったのであるが、多大の費用を要する新城の構築を行なったことには理由がなければならない。

その理由の一つは、城下町の発展につれて従来の内城を中心とする地域では、狭隘^{あひ}をつげるようになったという社会的な理由である。伝える所によれば、城下が差し迫ってきたので城下移転の議がおこり、各地を検討したが、結局忠恒は唐人江夏自閑^{こうがじかん}に占わせて鶴丸城移転に決したという。自閑は火災がたびたび起こるかもしれないといったが、忠恒は火災は何度起こってもその都度家を造り直せばよいといっている。たしかに將

鶴丸城に拠る

来の城下町の発展のことを考えれば、鶴丸城に移った方がよいであろうが、城下町の拡張だけを考えれば、あえて城までも移す要はないであろうと思われる。そこに今一つの軍事的理由があつたのではなからうか。すなわち、関方原の戦いの後、家康は一応島津氏の帰参をうけ入れて本領安堵の旨を伝えたが、果たしてそれが絶対的に確実なものであるかどうかからいわず、場合によつては薩隅の地を一丸として徳川氏の軍に対抗することも考えられたのである。従つて島津氏の最後の拠点として、防衛の点に難のある内城を捨て、鶴丸城を築くことになつたのであり、城下町狭隘のことは一半の理由があるにしても、これは徳川氏に対する口実とも受け取られ、その本意は軍事的戦略的なものではなかつたらうか。

ともかく、内城から鶴丸城に移つてから、鹿兒島の城下は南の方へ、あるいは海岸を埋め立てて発展して行き、近世城下町としての鹿兒島の時代に入つて行くのである。

III 海外交通と鹿兒島

港町、鹿兒島 薩摩・大隅の地はその地理的位置から、古くより中国との交通の要衝に当たつていた。特に坊津は天下三津の一として、遣唐使時代からその名を知られていた。室町・戦国時代にかけて、中国・朝鮮・琉球・ヨーロッパとの交渉において、南九州の地は日本の海外への門戸をなしていた観があつた。鹿兒島も薩摩の一港としてその名を海外に知られるようになった。ここに港町としての鹿兒島を取り上げてみたいと思ふ。

港町として

当時の鹿兒島の港は、稻荷川の河口であり、多賀山の麓が泊地をなしていたと思われる。河口から滑川付

の鹿兒島

近の海岸に沿って人家が立ち並び、港町を形作っていたらしい。港としては坊津・山川などのように天然の良港ではないが、錦江湾内にあるため、あまり風波も立たず、その上島津氏の居城の港でもあるので、ここを訪れる船舶も次第に多くなってきた。(38)

中国人の著
書にあらわ
れた鹿兒島
の港

薩隅の地は多くの港があったが、中国人の間で知られていた港にはどのようなものがあったであろうか。

鄭舜功の「日本一鑑」と鄭若曾の「籌海図篇」に一六世紀中頃の薩隅の港がしるされている。鄭舜功は弘治元年（一五五五）総督楊宜の命をうけて、倭寇の動静・日本国内の事情を調査するため、翌年豊後の大友義鎮の許へ来た人である。ところが楊宜はまもなく罷めさせられ、代わって総督となった胡宗憲も部下の蔣州・陳可願を五島及び山口に遣わした。蔣州等は五島にいた倭寇の巨魁王直を誘殺するのに大功を立てたので、彼等の集めた資料を元にして胡宗憲の部下鄭若曾が「籌海図篇」を作ったため、鄭舜功の苦心も水の泡となった。そこで鄭舜功は帰国の後自ら「日本一鑑」を著わしたのである。従ってこの両書にあらわれる地名はほとんど同じ頃のものといえるのである。

「籌海図篇」には「薩摩州領十三郡」とあつて、西より順に審字署（志布志）・先臺（川内）・年市米（根占）・鸚哥里（頼娃郡）・鹿順馬里（久志村）・拖馬里（泊坊津）・罷里（波留阿久根）・康国什麼（鹿兒島）・羊買高（山川）・起麻子記（肝付）・暗字刺（油津）をあげ、「大隅州領五郡」として什麼鳥思迷（下大隅）をあげ、また「日向州領五郡」として多故奴浦治（高鍋津）をあげている。「籌海図篇」の図は簡単なものであり、地名も音を写し、並べ方も正確でないので、おそらく蔣州等は南九州の地を訪れることもなく、豊後で人づてに聞いたものであろう。



篇 図 海 籌

「日本一鑑」には阿久根・京津(京泊)・伊筑(市来)・片浦・門泊(頼娃門浦)・豊津(坊津)・棒津(坊津)・山河(山川)・植宿(指宿)・種山(谷山)・鹿兒島・宮内・喝食(加治木)・伊力(?)・高

州(高須)・下津(?)・島(?)・根島(根占)・門泊(?)・月浦津(?)・志布志・戸浦(外浦)・目井(?)・油不郎(油津)がしるされており、「籌海図篇」に比べれば、図も地名もよく実際に合って非

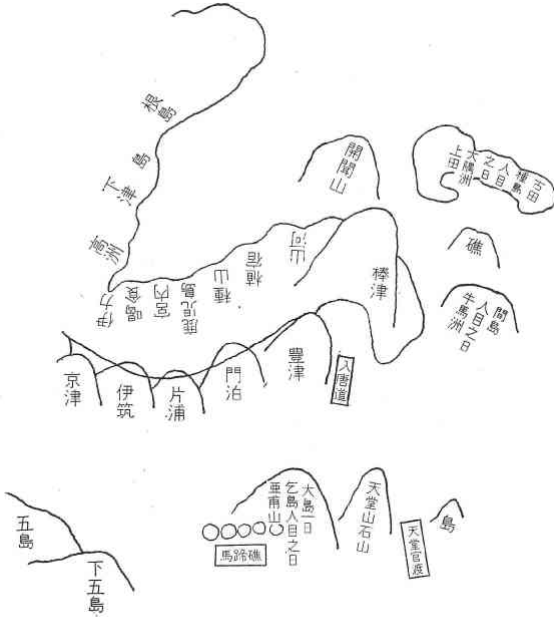
常にすぐれていることがわかる。以上によつて鹿児島は薩摩の一港として中国人の間によく知られていたとみてよい。

天文十二年(一五四三)ポルトガル人が種子島に来てから、日本の港についての知識も次第に豊富になってきたらしく、一五四八年(天文十七年)一月二十日付コチン発の書簡の中で、フランシスコ・ザビエルはポルトガル船長で日本を訪れたジョルジ・アルワレスから聞いた話として次の記事をのせている。⁽³⁹⁾

「こは日本の国に就きて予(アルワレス)の得たる消息なり。予のありし港(山

川)は北緯三二度四分三に位して一島(九州)の起る岬なり。この島は、日本人の我等に語れる消息によらば、周囲約二百レグアあるべし。北西及び西の方には次の主要なる港あり。Facata(博多)・Angune

ヨーロッパ人に知られた鹿児島



鄭舜功薩摩半島附近図 (日本一鑑桴海図の一部)

(阿久根)・Chende (川内＝京泊)・Maioz (米の津)・Achime (秋目)・Boo (坊津)・予のありし港Tamangon (山川)・Changaxuma (鹿児島)・東の方には別に次の諸港あり、Nexime (根占)・Minato (湊)・Tanora (外浦)・Dozorina (細島)・Fungannon (日河)・Bunono (豊後)・Chenou (佐賀関)。本土につきてはその諸港を知る能わず、日本人そこに多くの著名な地ありという。(中略)この日本の国には風多くして暴風頻繁なり。満月のとき天候の変化あり。殊に九月に甚だし。毎年強風来たりその激しさは手を拱きて待つより外術なき程なり、けだしその暴風は船を陸地深く三・四ブラッサに押し上げ、陸上にあるものを海中に引き戻す。予が在りし処より三〇レグアの沖にて支那人の七二艘とポルトガル人の一艘との失われたるとききの暴風は二四時間吹き続き、南に始まりて北西に終わるまで四方に吹き荒れたり」

この記事はアルワレスが山川の港にいた時のことをのべたもので、ここにあらわれる諸港は主に南九州のもので、彼の船や他のポルトガル船も寄港したものであろう。

鹿児島は中世島津氏の城下町として発展して行ったのであるが、それと同時に一六世紀後半からは南九州の港町としても発展して行ったのである。島津氏が勢力をのばして三州統一をなすとげ、九州に覇をとなえることができた理由の一つに、早く薩摩半島を抑えて坊津・山川・鹿児島等の港を手に入れ、中国・琉球・ポルトガルと貿易を行ない、富強を致したこともあわせ考えなければならぬ。

日明貿易と薩摩 室町幕府の日明勘合貿易においては、主導権は初め幕府が、ついで細川・大内二氏が握っていたため、島津氏が直接経営に参加することはほとんどなかったが、主要輸出品の一つである硫黄の積

日明勘合貿易

み出しと、南海路（堺から土佐沖を通つて種子島に向かうもの）をとる遣明船の航海の安全保障という二点において、島津氏は日明勘合貿易に關係を有した。南海路による場合關係があつたのは種子島であり、港としての鹿児島は日明勘合貿易に關する限り直接關係はなかつた。

硫黄

硫黄は明への進貢物として毎回二万斤ずつ贈つてゐるが、中世における硫黄産地として最も知られたのは硫黄島である。島津氏は幕府の遣明船の計画がある時は、これに対し硫黄を進献するのを常とした。硫黄島の硫黄は坊津に運ばれ、南海路の場合はここで渡され、中国路（堺から瀬戸内海を通り博多へ赴くもの）による場合は、門司・博多方面に運んでおり、その包装にも意を用いていた。⁽⁴⁰⁾

細川氏と大内氏の対立

応仁の乱後、勘合貿易をめぐる、細川氏と大内氏との対立があり、堺商人と結託した細川氏の船は、大内氏の強奪をおそれて、瀬戸内海航路をさげ、土佐沖から薩摩沖をへて中国に赴く南海路をとることになりここに島津氏に渡唐船の道中の警固を命ずることが多くなつた。

永正五年（一五〇八）以後における勘合貿易船の派遣は次の四回である。

| 將軍 | 使節 | 勘合船 | 往路 | 入明年代 | 歸路 | 歸朝年代 |
|-----|---------------------|-------------------------------|----|--|----|-----------|
| 第八次 | 正使 了菴 桂 悟 副使 光 堯 | 一号船 大内氏 二号船 細川氏 三号船 大内氏 | 中国 | 永正六年（一五〇九）十一月堺発、同七年一月放洋したが難風のため引き返し、八年春に | 中国 | 永正十年六月寧波發 |

| 晴義 次一十第 | 晴義 次十第 | 晴 義 次九第 | | 澄 | |
|--|-------------------------------|------------------------------|-------------------------------|--------------------|-----|
| 正使 策彦周良 副使 釣雲 | 正使 湖心碩鼎 副使 策彦周良 | 宋素脚 | 齋岡瑞佐 | 正使 宗設謙道 副使 月渚永乘 | 宋素脚 |
| 一号船 大内氏 二号船 大内氏 三号船 大内氏 四号船 大内氏 | 一号船 大内氏 二号船 大内氏 三号船 大内氏 | 四号船 細川氏 | 一号船 大内氏 二号船 大内氏 三号船 大内氏 | 四号船 細川氏 | |
| 中国路 | 中国路 | 南海路 | 中国路 | 南海路 | 路 |
| 天文十六年(一五四七)二月山口発、五月五島発、十七年三月寧波着 | 天文八年(一五三九)四月五島発 | | 大永三年(一五二二)寧波着 | 永正七年春寧波着 | 赴く |
| 中国路 | 中国路 | | 中国路 | 南海路 | 路 |
| 天文十八年八月北京発 帰国の途につく | 天文十年六月五島着 | 寧波の大乱により瑞佐は戦没し、宋素脚は獄に投ぜられて死す | 細川船と争い寧波の大乱を起し、府吏を殺し付近を劫掠して帰る | 永正七年中に帰朝か | |

右のうち、薩摩と直接関係があったのは、第九次の第四号船（細川氏）である。大内氏が三船を派遣したのに対して、細川氏は種子島で建造した一船を山川港において仕立て、瑞佐ずいさ・宋素卿そうそけいを遣わしている。それ故、細川高国は種子島に対し吉河出雲守を、島津忠朝に対し桂樹院を遣わして、それぞれ遣明船の警固を依頼したのである。⁽⁴¹⁾

寧波の乱

この第九次の遣明船は大永三年（一五二三）の寧波の乱をひきおこした。すなわち、大内船の宗設そうせつと細川船の瑞佐との間に戦いがおこり、そのため寧波の街は被害をうけ、以後一時、日明間の交通が途絶したのである。第一〇次・第一次は大内氏の独占であったため、南海路によらず、従つて薩摩の地とは直接関係がなかった。ところが、「種子島家譜」に

天文十三年四月渡唐船号二合船解纜

天文十四年乙巳六月十四日二合船帰朝

とあるが、これは大内氏が細川氏に対抗する必要上、種子島氏に私に勘合符を与えたものである。

天文二十年（一五五一）大内氏の滅亡によつて日明勘合貿易は終わりをつげたが、この頃から約二〇年間にわたつて倭寇が中国の沿岸に横行した。

倭寇

倭寇として進出した日本人の出身地を「籌海図篇」は、薩摩・肥後・長門三州の人が多く、その次は大隅・筑前・筑後・博多・日向・摂津・播磨・紀伊・種子島の人々であるとし、豊前・豊後・和泉の人々も少しは居り、すべて商用によつて薩摩へ赴いた後、来航するのであるとし、「山城君」の号令が行なわれず、従つて国内に統制のない状態からこの行動が続くのであるとしている。倭寇の一人陳東ちんとうの如きは、薩摩州君の弟

倭好の品

で掌書記酋（42）であり、その部下の多くは薩摩人であるといっている。もつとも、倭寇といってもその活動は単なる強奪ではなく、密貿易・私貿易の面も有していたのである。「籌海図篇」に「倭好」、すなわち日本人の好む貿易品として次のようなものがあげられているのは、倭寇が私貿易の一面も有していたことを示すものである。

糸、糸綿、布、綿紬、錦繡、紅線、水銀、針、鉄鍊、鉄鍋、磁器、古文銭、古名画、古名字、古書、薬材、氈毯、馬皆氈、粉、小食羅、漆器、醋、

一方、明船の来朝するものも多かったと思われ、鹿児島（43）の港にも明船が盛んに入港し貿易が行なわれた。後には鹿児島（43）の城下にも唐人町が作られた。

鹿児島の人
唐の琉球
嘉吉の附庸

薩摩と琉球 島津氏の伝えるところによれば、嘉吉元年（一四四一）三月、島津忠国は將軍義教の命により義教の弟大覚寺門跡義昭僧正が日向国櫛間永徳寺に落ちたのを討つて、その功により琉球国を賜わったといい、一般に琉球国が島津氏の附庸（44）（知行国）になったのはこれに始まるとされている。

この嘉吉元年（一四四一）は、琉球は尚泰（44）久王の時代で、この頃は琉球国は明及び南海諸国と盛んに交通・貿易を行なっていた時代である。従つて琉球国を島津氏の附庸たらしむるといっても、それは琉球側の何ら関知しないことであつて、島津氏の琉球貿易に関する日本側の特権を島津氏に認めたと解すべきであろう。すなわち、日本から琉球に赴く貿易船は何らかの形において、島津氏との関係を生ぜざるをえないように定めたものである。

応仁の乱（一四六七—一四七七）以前にあつては、琉球国の使者がたびたび室町幕府を訪れていたが、応仁

の乱が突発するに及んで、航路の不安等もあって、琉球使節の上洛が行なわれ難くなった。これまで琉球船のもたらしてきていた沈香・蘇木そぼく・胡椒こしょうなどの南海物産が欠乏してきた。これらの最大の消費地であった近畿地方は、琉球使節の上洛が唯一の取り引きの機会であっただけに商人たちは大いに困惑した。

応仁の乱以後の日明勘合貿易においては、堺・博多の商人団が貿易船の経営を請け負っていたが、琉球からもたらされていた胡椒・蘇木等は明への重要な輸出品でもあったので、琉球船の到来をむなしく待つよりはどちらから進んで琉球に赴かんとするに至った。しかし、当時琉球への進出は、島津氏の存在を無視してはほとんど不可能といつてよかつた。ここに島津氏の琉球貿易に占める地位が重大となってくるのである。

島津氏の琉球貿易独占の要求

文明三年（一四七二）十一月、幕府は島津氏に対して、近頃堺より琉球へ渡る船で幕府の印判を持たないものは、薩摩において戻し、特に船中銅銭を積んでいるものは取り抑えて幕府に差し出させることを命じた。⁽⁴⁵⁾このことは幕府が一般の琉球渡航船は島津氏の認可を要することを認めたのを示すもので、幕府の印判を帯びないものは渡航を取り締まることを命じたものである。もつとも、この頃は三州は大混乱の時代なので琉球渡航船の取り締まりに島津氏がどれだけの実効をあげえたかは、疑問としなければならない。

文明十二年（一四八〇）に至つて、幕府は応仁の乱の終末とともに、琉球貿易の回復を仲介するように島津忠昌に命じた。⁽⁴⁶⁾

永正五年（一五〇八）島津忠治は琉球王に書を送り、両国は善隣の関係にあるゆえ、今後島津氏の印判を帯びない商人は、琉球側にて一々点検してその支証なきものは船財等を没収せんことを希望した。⁽⁴⁷⁾この島津氏印判の制度は、後世の海外渡航許可の朱印状の起源とみられるものであるが、これは琉球側の協力がなく

ては効果を期待することはできない。しかし、島津氏としては琉球貿易の独占体制を確立せんと努力を示したものであるといえよう。

それゆえ、永正十三年（一五一六）備中国蓮島の住人三宅国秀が琉球を襲わんとし、兵船一二艘をもつて坊津に泊したのを島津忠隆が討つて国秀を殺したのである。⁽⁴⁸⁾

戦国時代になって室町幕府の衰微と島津氏の分国的体制の成立とによって、島津氏は単独に琉球との関係を深くするようになった。

永正十三年（一五一六）から天正十五年（一五八七）までの薩摩・琉球の関係は次の如くである。

| 年 代 | 薩 琉 関 係 事 項 |
|---------------------|---|
| 永 正 十 三 年 （一五一六） | <ul style="list-style-type: none"> 三・二八備中蓮島住人三宅和泉守国秀、琉球を取らんとして兵船一二艘を率い坊津に泊す。四 ・二五琉球使者天王寺某・謝那大屋子來たる。六・一忠隆、三宅国秀を伐つてこれを殺す。一 二・二〇琉球使者建善寺某等來たる。 |
| 永 正 十 五 年 （一五二八） | 九・忠隆琉球王へ書を送る。 |
| 大 永 元 年 （一五二二） | 琉球紋船到来。 |
| 大 永 五 年 （一五二五） | 島津忠良、武器兩種を琉球王に贈る。 |
| 大 永 六 年 （一五二六） | 八・一琉球王尚真、前年の好意を謝し、島津忠良に北絹一〇端・素糸一〇斤を贈る。 |

| | |
|-------------------------|--|
| <p>天文三年 (一五三四)</p> | <p>九・一六・三宅国秀の党類三郎兵衛等再度琉球征討を計画す。島津氏の国老村田・伊地知連署してこれを琉球に通知す。</p> |
| <p>永禄二年 (一五五九)</p> | <p>琉球王尚元、天界寺登叔・世名城大屋子良仲を派遣、忠良の封内平定を賀し、文船(紋船)にて黄金五〇両・真南蛮香五〇斤・五色糸五〇端・白布五〇端・蜜砂糖をもたらす。四・九・貴久尚元の遣使に返簡して隣好ますます密ならんことを告ぐ。</p> |
| <p>永禄六年 (一五六三)</p> | <p>二・貴久、日向橋間湊天神丸に琉球渡航の朱印状を与う。</p> |
| <p>永禄十一年 (一五六八)</p> | <p>夏、琉球太平島運租船、加世田片浦に漂着、これを送還す。</p> |
| <p>永禄十二年 (一五六九)</p> | <p>一・一一・琉球三司官、鹿兒島奉行中に書を送り、前年の好意を謝し、使僧天竜寺を派遣す。琉球王尚元、建長寺月泉を遣わし、黄金三〇両・真南蛮香三〇斤・練織物三〇端・紅糸二〇斤・白糸二〇斤・五色糸二〇斤・白布五〇端・蜜砂糖・緑醜等をもたらす。</p> |
| <p>元亀元年 (一五七〇)</p> | <p>三・二・貴久、天竜寺の来使を謝し、義久の守護職襲封を告げ、広濟寺雪岑を派遣するを告ぐ。義久も琉球と兄弟の約あるを告ぐ、川上忠克、三司官へ書をおくり、島津氏の印判を帯びざる渡航船の取り締まりを依頼す。</p> |
| <p>元亀三年 (一五七二)</p> | <p>島津氏、琉球に正印不带渡航船の船財没収を依頼す。</p> |

| | |
|----------------|--|
| 天正元年 (一五七三) | 七・琉球三司官より伊集院忠棟に書をおくり音問を修す。 |
| 天正三年 (一五七五) | 三・琉球文船鹿兒島に来たる。四・一〇・義久、琉球使節と会見、八・琉球船、薩摩に漂流、保護を加えて送還す。 |
| 天正五年 (一五七七) | 閏八・二一・尚永、天界寺修翁を遣わし、三州平定を賀し、明年の明冊封使来朝を告げんとす。 |
| 天正六年 (一五七八) | 二・琉使天界寺到る。黄金三枚・紅線六斤・蘇木一〇〇〇斤・絹子二〇端・織物三〇端・唐紙二帖・蚕綿五〇把・太平布一〇〇端・唐焼酒・老酒・焼酒各一甕をもたらし三州平定を賀す。 四・五・琉球三司官、鹿兒島奉行に妙巖寺派遣をつけ、紅線三斤・太平布五〇端・焼酒二甕をおくる。八・二〇・国老、三司官に妙巖寺派遣を謝し日向平定を告ぐ。 |
| 天正七年 (一五七九) | 三・二七・山下筑後を琉球へ遣わす。 |
| 天正八年 (一五八〇) | 一一・二三・琉球王尚永、普門寺を遣わす。 |
| 天正九年 (一五八一) | 二・義久、根占湊小鷹丸に琉球渡航の朱印状を与う。五・七・義久、琉球王に書をおくり普門寺の来聘を謝す。一一・五・義久、九州平定を琉球に告げ、胄二枚、腹巻二領をおくる。 |
| 天正十年 (一五八二) | 九・義久、根占湊小鷹丸に琉球渡航の朱印状を与う。 |

| | |
|---------------------------|--|
| <p>天 正 十二年 (一五八四)</p> | <p>一一・義久、坊津天神丸に琉球渡航朱印を与う。一二・琉球王尚永、天王寺祖庭を遣わす。山川津船頭津留讚岐、琉球渡航朱印状をうく。</p> |
| <p>天 正 十三年 (一五八五)</p> | <p>四・二七・琉使天王寺祖庭鹿兒島に至る。五・八・義久、祖庭に会う。焼酒二甕・食盒二枚・唐盤一東・紅花一〇〇斤・白糸一〇斤・織物三〇端・絹子二〇端・盆一枚・唐墨二錠・唐紙二〇〇枚を献上す。七・義久、尚永に返書をおくる。</p> |

島津氏の琉球貿易の独占体制の確立

琉球使節の薩摩来朝は永祿以後（一六世紀中頃）から頻繁になつてはいるが、これはこの頃になると、島津氏の領国体制が確立し、薩琉間の航海の安全も保障されるに至り、琉球との貿易に島津氏が熱意を示してきたことと、琉球の南海貿易が永正八年（一五一一）ポルトガル人のマラッカ占領以来、その進出によって次第に振るわなくなつてきたため、琉球側も積極的に薩摩との貿易を望むようになったためであろう。永祿二年（一五五九）頃には、琉球でも島津氏の印判を帯しない渡航船は認めないという態度をとつてはいるようである。この頃から島津氏の琉球貿易の独占体制が確立したとみられる。

琉球使節の来鹿

薩摩と琉球との関係は、「兄弟之約」ありといつてはいるように、対等の関係で行なわれていた。永祿以後、琉球使節は頻繁に鹿兒島を訪れた。彼らが鹿兒島において島津氏からどのような待遇をうけたかは、上井覚兼日記にくわしく記されている。そこには天正三年（一五七五）来朝の天界寺南叔・金大屋子、及び天正十三年（一五八五）来朝の天王寺祖庭の鹿兒島における行動が描かれている。

天正三年の

天正三年（一五七五）三月二十七日鹿兒島の港に紋舟が着いた。紋舟とは島津氏の代替わりに一代一度琉球

から派遣することが慣例になっていた琉球使船である。この時は島津義久の襲封を賀するためのものであって、義久は琉球は島津氏の領分だから紋舟来朝が行なわれるのであるといっている。



興 国 寺 跡 (冷水町)

この時鹿児島島に來た使僧天界寺南叔は興国寺を、使者金武大屋子は徳永源五左衛門方をそれぞれ宿所としてあてがわれている。上井寛兼・上原尚常ひさつねが折衝に当たった。三月二十九日興国寺で天界寺南叔に会い、干飯さかな・肴さかなで酒のみ、鳴織を一つずつと俵せがれへも糸二かなずつをもらった。ついで徳永方で金武大屋子と会い酒をのんだが、琉球人は「しやひせん(蛇皮線)」をひいてきかせ、兩人に鳴織一つずつを与えた。

政治的折衝の場では使者の従者「ちくくと(筑登)金蔵主」きんぞうしゅが活躍しているが、彼は日本人と記されているところをみれば、当時本土の人がかなり琉球に渡っていたことが察せられる。この時間となったのは、島津氏の印判を帯しない船の件・広濟寺雪岑渡琉の際薄待の件・進物菲薄ひはくの件

国吉丸脇船頭処刑の件などで、主に元龜元年(一五七〇)広濟寺雪岑が渡琉した際、これまでと待遇が異なっていたことに対する詰問であった。これらについては天界寺南叔らはいろいろと弁解を行なった。ついで

琉球使節一行をどのような形で接見するかについて種々議論が行なわれたが、結局四月十日に至って義久は琉球使節を引見することになった。

琉球使節の一行は明服を着し、楽を奏し「鉄放」（鉄砲）を放ちながら殿中へ来た。国書を提出し進物を進めたが、品数は極めて多く壺・甕は縁側に、蘇木は庭に積み重ねた。対面所において義久は天界寺南叔・金武大屋子・ちくと金蔵主・船頭と会った。ついで饗宴に移り、琉球人は琉球服に改めたが、南叔は病のため退出し、金蔵主がこれに代わった。宴会の席では、まつ・かねという二人の琉球童子が琉球の酒をついでまわり、縁側で「しやひせん」をひいて歌をうたった。島津側の管絃衆七人も縁側で楽を奏し、庭で大衆衆四人が大鞆を打った。料理はいろいろの肴及び「まハしの物」などであったというから琉球料理も出たらしい。「まハし」は真和志まわしで首里城内の地名である。酒宴は夜まで続き一王大夫（河野通貞）が舞をまい、火花木ひはなぎ（火花）も種々行なわれたという。

四月二十一日には琉球使節のため犬追物が城内で張行された。義久は殿中奥棧敷から見、琉球人は「犬ノ馬場、乾ノ角、竹墻之涯」の棧敷から見物した。

二十三日には吉野の牟礼むれで馬追が行なわれ、琉球使節の一行もこれを見物(49)した。

この頃は伊東氏の軍を木崎原で破って、島津氏の意気が大いにあがっていた頃で、比較的平穏な時期でもあったので、和やかな気分がみられたのである。

天正十三年（一五八五）島津氏の肥筑三方国平定を賀するため、琉球王尚永しやうえいの使者天王寺祖庭が四月二十九日鹿児島に来た。五月八日義久は内城において祖庭を引見した。殿中対面所で国書・進物を呈出し、「終日乱

舞候て御酒宴也」とあるからにぎやかに宴会が行なわれたらしい。

この時の琉球の進物は次の通りであった。

「焼酒蜜甕式・食籠〔赤地絵花鳥
有下台〕・唐盤〔東
大小廿枚内白柴繪
花鳥縁赤塗外青染〕・紅花百斤・白絲拾斤・織物卅端・絹子廿端・

蚕碧糸五十把・太平布百端〔

であり、祖庭の進物は

「線織物十端・唐名香七種・唐墨二挺・方盆一枚・香盆一枚・唐幣二百枚〕

であった。覚兼も十日祖庭から嶋織物三端・線香二把〔^わ〕をおくられている。十二日には義久は琉球からおくられた琉球焼酒を家臣に分配している。⁽⁵⁰⁾

このように上井覚兼日記の記事によつて、琉球の使節が鹿児島においてどのような行動をとつたかが、極めて具体的に示され興味あるものとなっている。

琉球と薩摩との関係は、天正十五年（一五八七）豊臣秀吉が島津氏を服属させるに及んで、複雑なものになつてきた。秀吉は琉球を日本の属国と考え自己の支配下にあるものとしたが、ただ従来の関係から島津氏を通じてその命令を琉球に伝える方法をとつたのである。

天正十五年（一五八七）以後の薩琉関係は次の通りである。

天正十五年
以後の薩琉
関係

| 年 | 代 | 薩 | 琉 | 関 | 係 | 事 | 項 |
|-------|---|--|---|---|---|---|---|
| 天正十六年 | | 八・二・義久、大慈寺竜雲を琉球に遣わし、秀吉、琉球国の入貢を要求する旨を伝う。一一・ | | | | | |

| | |
|--------------------------|--|
| <p>(一五八八)</p> | <p>義弘、上京の際、秀吉、琉球聘問と勘合符上進とを促す。義弘、伊地知伯耆入道をして琉球修好の事を処理せしむ。</p> |
| <p>天正 十七年 (一五八九)</p> | <p>一・細川幽斎・石田三成、義弘に琉球聘問と勘合符の事とを催促す。五・琉球王尚寧、天竜寺桃庵を秀吉の許に送る。八・二四・天竜寺桃庵、義久に伴われて上洛す。九・天竜寺桃庵、聚楽第にて秀吉に謁す。</p> |
| <p>天正 十八年 (一五九〇)</p> | <p>二・二八・秀吉、琉球王尚寧に書を送り、産物上進を謝し、二・三年内に明国を討つを告げ、兵を出すべきを命ず。八・二二・義久、尚寧に書を送り、秀吉の関東平定を告げ、祝儀言上を命ず。</p> |
| <p>天正 十九年 (一五九一)</p> | <p>四・義久、琉球に綾船の到来を促す。八・二一・琉球王尚寧、義久に書を送り、秀吉の関東平定を賀するため建善寺大亀・茂留味里大屋子を遣わすを告ぐ、進物は本国疲弊のため送れずという。一〇・二四・義久、尚寧に兵七〇〇〇人と兵糧一〇カ月分を明年二月までに坊津に送るべきを命ず。尚寧驚き鄭礼を明に遣わし、福建巡撫使趙參魯に告ぐ。一一・一九・義久、新納伊勢守を琉球に遣わして朝鮮出陣の賦役を督責す。</p> |
| <p>文禄 一一年 (一五九三)</p> | <p>一二・義久、尚寧に書を送り、和議成るを告ぐ。</p> |
| <p>文禄 三年 (一五九四)</p> | <p>六・一〇・尚寧、義久に書を送り、兵糧輸送の不可能をいい、かつ両国和親の約変ることなきを述べ。</p> |

ヨーロッパ
人の来朝

朝鮮の役に際しての琉球の態度は極めて消極的であり、このことが江戸幕府成立後、慶長十四年（一六〇九）の薩摩の琉球征伐となり、薩琉関係は新しい段階に入ることになるのである。

ポルトガル
船の来朝

アンジロー

フランス

キリスト教と鹿兒島 天文十二年八月二十五日（一五四三年九月二十三日）、ポルトガル船が種子島に来たり、ここにヨーロッパとの接触が始まった。ポルトガル船の来朝は同時に鉄砲伝来という事件を伴い、わが国の歴史に大きな影響を与えることになった。一度日本との交通が開けると、次々とポルトガル船が南九州の地を訪れるに至った。弘治元年（一五五五）以前には耶蘇会との十分な連絡がとれていなかったため、ポルトガル船は主として中国からの航海の便宜のよい地を選んで入港した。すなわち、最初は主として南九州の薩摩・大隅・日向の地に偏していた。鹿兒島の港も、山川・坊津等と並んで、ポルトガル船の入港地の一つとなった。ポルトガル側の記録によれば、天文十三年（一五四四）には六艘、同十五年（一五四六）には三艘同十八年（一五四九）には一艘、同二十一年（一五五二）には二艘のポルトガル船が山川・鹿兒島等の薩摩の諸港を訪れている。特に天文十五年（一五四六）鹿兒島にあったアルワロ・ワスの船、山川にいたと思われるジョルジ・アルワレスの船とドン・フェルナンドの船とは、薩摩の人アンジロー（弥次郎・安次郎・半次郎・半四郎と訳さる。洗礼名はパウロ・デ・サンタ・フェ）のマラッカへの脱出に関係があり、ひいてはフランススコ・ザビエルによる切支丹伝道のきっかけをなしたものと注目される。アンジローについてはその本姓を明らかにすることはできないが、おそらく鹿兒島在住の武士であり、それもかなり身分のある者で、ポルトガル人とも親しかったことをみれば、何か外国人との交渉に関係ある役務についていたのかもしれない。天文十五年（一五四六）の末、事によって人を殺し寺内に入らんとしたアンジローは、アルワロ・ワスの

コ・ザビエ
ルの来朝

紹介によって、ドン・フェルナンドの船に乗って海外へ脱出しようとし、山川に赴き、誤ってアルワレスの船に投じた。船中で切支丹の教えに魅せられ、アルワレスの紹介によってマラッカでフランシスコ・ザビエルに会ったのである。ザビエルはアンジローによって日本布教の有望なことを知り、アンジローを先導として一行七名（パードレのフランシスコ・ザビエル、コスメ・デ・トーレス、イルマンのジョアン・フェルナンデス、日本人パウロ・デ・サンタ・フェ、その弟ジョアン、アントニオというその僕、パードレの僕のマラバル人アマドール、中国人マヌエル）は天文十八年七月二十二日（一五四九年八月十五日）鹿兒島（Cangoxima）に上陸したのである。⁽⁵²⁾

鹿兒島にお
けるザビエ
ル

初めザビエルの一行は鹿兒島において非常な好意をもって迎えられ、アンジローの過去の事件も追及されず、かえっていろいろの見聞を得てきたことを人々は喜んでいた。アンジローは伊集院一宇治城に赴いて、島津貴久に謁した。貴久はポルトガル人の習慣・武勇・政治及びインドのことについて種々質問し、キリスト及びマリヤの画像を拝礼した。貴久の母（日新斎の室）もその後マリヤの像や教義書を求めている。これらによってみれば、貴久は切支丹というものがどのようなものかよく分からず、仏教の一派位に考えていたのである。従って九月二十九日（天文十八年九月九日）ザビエルが伊集院で貴久と会った時、貴久は切支丹布教の許可を与えたのである。ザビエルは日本布教の最大の妨害になるのは仏教であると考えていたが、鹿兒島においてニンジツ *Ninjit* という禅僧と交渉を持ち、禅宗について知ることを得たという。このニンジツは福昌寺第一五代の忍室文勝（にんしつぶんしょう）であるかとされている。⁽⁵³⁾

ザビエルはその書簡の中において初めて鹿兒島で接した日本人の風俗について詳細に記している。

「我等が今日まで交際したる人は新発見地中の最良なる者にして、異教徒中には日本人に優れたる者を見ること能わざるべしと思わる」

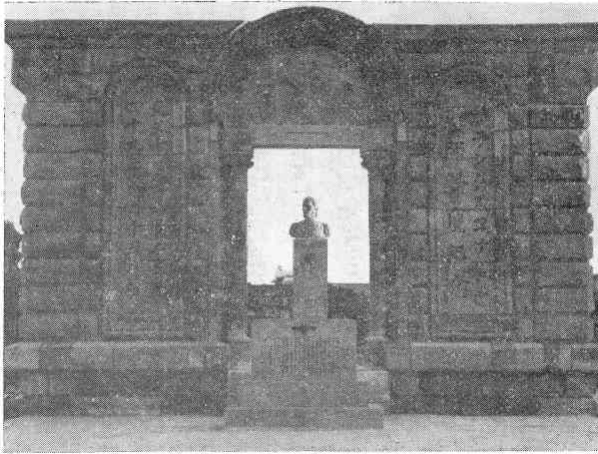
と述べ、戦国の世に緊張した生活を送っていた鹿児島の人々の様子を細かに記している。特に薩摩の武士の生活態度をよく観察している。

「此国（薩摩）の人は礼節を重んじ、一般に善良にして悪心を懐かず、何よりも名誉を大切とするは驚くべきことなり。国民は一般に貧窮にして、武士の間にも武士にあらざる者の間にも貧窮を恥辱と思わず。彼等の間には基督教諸国に有りと思われざるもの一つあり、即ち武士は甚だ貧しきも、武士にあらざる大なる富を有する者之を大に尊敬して、甚だ富裕なる者に対するが如くすることなり。又武士甚だ貧しくして多額の財産を贈らるるも、決して武士にあらざる階級の者と結婚することなし。賤しき階級の者と結婚する時はその名誉を失うべしと考うるがゆえなり、彼等は此の如く富よりも名誉を重んず。此国の人は互に礼儀を尽し、又武器を珍重し、大に之に信賴せり。彼等は常に劍及び短劍を帶し、貴族も賤しき者も皆一四歳より既に劍及び短劍を帶せり。彼等は少しも侮辱又は輕蔑の言を忍はず。武士にあらざる者は大に武士を尊敬す。又武士は皆領主に仕うることを喜び、善く之に服従す。思うに此の如くせざれば名誉を失うと考うるが故にして、之をなさざるが為め領主より罰を被ることを恐るるが故にあらざるが如し」

一方においてはザビエルは僧侶の腐敗した生活をはげしく非難し、また鹿児島の方は物資が欠乏し不自由であると述べている。

「当地方は物資少く、我等の肉体に過剰の物を与えんと欲するも土地之を許さず。彼等は家畜を殺して食

うことなく、時々魚を食す。米及び麦あれども少量にして、野菜は多く果物は少しく産す。当国民が甚だ健康にして多数の老人あるは驚くべきことなり。」



ザビエル記念碑（東千石町）

ザビエル等の布教が順調に発展して行くにつれて、次第にキリスト教の本質が理解され、仏僧側の迫害がはげしくなってきた。信者の数はアンジローの一族など少数であり、ザビエルとしては日本国王の布教の許可を得るため、京都に赴くのが最終の目的であったので、鹿児島滞在わずか一〇カ月にして平戸へ去った。⁽⁵⁴⁾

一つには天文十九年（一五五〇）それまで主に南九州の地を訪れていたポルトガル船が平戸に入り、以後盛んに平戸に入港するようになり、薩摩での南蛮貿易が振るわなくなったのを、貴久が憤り布教に積極的な支持を与えなくなったからであるという。上井覚兼は切支丹宗は貴久以来禁制であるといっている。⁽⁵⁵⁾

鹿児島の地はキリスト教伝来の地としての栄誉は担っているが、鹿児島においてキリスト教は根を下すことができません、その後は北九州の地に栄えることになり、ポルトガル船もあまり薩摩の地を訪れず、かえって平戸・府内等北九州の港に多く入るようになった。

ザビエル鹿
児島を去る

鹿兒島でのキリスト教は振るわなかったが、ザビエル渡来の地であったので耶蘇会の方でも決して見捨てたわけではなかった。

アルメイダ
第一回鹿兒
島布教

永祿四年（一五六二）アルメイダが薩摩に赴くことになった。これについては島津氏の方から宣教師派遣の希望があつたらしい。アルメイダは年末豊後から阿久根に至り、市来をへて鹿兒島に至り貴久に謁した。ついで坊津のポルトガル船を訪れ、鹿兒島に引き返し、翌年初めまで約四カ月滞在した。この間ニンジツ等の仏僧と問答したり、鹿兒島の南林寺・ユウカク寺、川辺の宝泉寺の僧侶と交際したり、鹿兒島に教会堂を建てたりしたという。アルメイダは鹿兒島で、ある程度の布教の効果をあげ、市来から乗船して豊後に帰つた。(56) このアルメイダの鹿兒島訪問に際して、貴久は耶蘇会の印度地方長及び印度総督に書翰を贈つた。(57) 貴久は宣教師の派遣を希望しているが、もちろん本心ではなく、ポルトガル船の入港を希望していたのである。

アルメイダ
第二回鹿兒
島布教

天正六年（一五七八）アルメイダは再び鹿兒島を訪れたが、布教は不成功であつたらしい。

「予は尊師（カブラル）の命に従いて当鹿兒島の市に滞在せり。坊主等は当国に於て栄え、我等の最も大なる敵なり。当地の住民は富めるが故に、我等の滞在を嫌きらえり。蓋けだし、デウスの教は彼等の教に反対するが故なり」といっている。(58)

アルメイダ
第三回鹿兒
島布教

天正十一年（一五八三）アルメイダは三度鹿兒島を訪れた。これについては耶蘇会の「一五八三年の年報」及び上井覚兼日記に記されている。

「ビセプロビンシャルは二つの理由に依つて同国（薩摩）に入らんことを力めた。第一は同国が記念すべ

きパードレ・メストン・フランシスコが最初に着いた所で、コンパニヤは日本に在る最初のキリシタンを同地に於て得たからである。第二の理由は数年前より薩摩の王が益々強くなり、新に国を征服したので、パードレ・ルイス・ダルメイダは常に病身であったが、同国王に識られ、又同国の大身等とも親しく、此の如き新しき事業に特別の才能とデウスの御恵を有していた故、ビセプロビンシャルは昨年彼を鹿児島市の居た薩摩の王の許に派遣した。彼は善く迎えられ、又国王の信ずる重立った坊主数人を訪問した」アルメイダは鹿児島で特別に仮屋を与えられて居住したが、島津氏の方では、切支丹は貴久以来禁制であるとして、あまり歓迎しない風であった。

「天正十一年三月五日、常の如く出仕申し候、御指出これなく候、白浜次郎左衛門尉殿を以て仰せ出され候、当所へ南蛮僧飯屋を遣され候て召し置き候、(貴久)伯圀様已来彼の宗御いましめの儀に候間、談合を以て、当所へ召し置かれ候わぬ様にとの上意也、各々尤もの由也」

ここに出てくる南蛮僧とはいうまでもなくアルメイダである。彼は鹿児島において仏僧のはげしい排斥はいせきをうけた。

「日本全国に於て鹿児島市の如く多数の坊主と寺院があり、偶像を崇敬することの盛んな所はない。坊主は殆ど皆人民に対する工作と欺瞞ぎまんとに依つて生活し、人民は大なる者も小なる者も之を畏敬し、市に於ては坊主の言いまた命ずる事の外行わない」

アルメイダの評判は悪く、島津義久がたまたま病気になったのもその故であるとの神託があつて、ついに鹿児島を退去せしめられるに至つた。

「天正十一年三月八日、此日、南蛮僧当所へ仮屋役所給い候て居り候、世間の物沙汰悪しく候、殊更今度御虫気につき、かよふの宗の者当所へ罷り居り候て、諸神御内証に合わざる由告げなど候とて、先々有馬などのごとく罷り立ち候へと、一兩日かけひきどもなられ、立たれ候也」
義久の病気のことには「年報」にも記されている。

「此際国王が重き病にかかり、直ちに占者及び多数の妖術師が招かれた。其後市の僧院の主なる坊主等が来り、一同王に対し、パードレ・ルイス・ダルメイダが直ちに追放され、其家が焼かれ、彼教の如き悪しきものの記憶が国に残らざるようにならざれば、王の病いは癒えず、坊主は彼の為めに祈る能わず、又妖術師は其術を行う能わずといった。王は彼等の言うことが真実でないことを知り、又一方にはパードレに与えた言葉を破り、城下に居住滞在する許可を取消することを欲しなかつたが、家臣より甚しく圧迫され、パードレに去ることを命ずるの余儀なきに至つた」⁽⁵⁹⁾

アルメイダが天正十一年（一五八三）鹿兒島を去つてから、宣教師がこの地を訪れることはほとんどなかった。

切支丹は不吉なもの

切支丹に対しては人々はこれを何か不吉なもの、恐ろしいものと考えていたようである。日新齋の歌と伝えるものに

「魔の所為か、テンケンをかみ、法華宗、一向宗に、すきの小座敷」
というのがある。

天正十一年（一五八三）島原に出陣するにあたり、上井覚兼は有馬に渡れば、切支丹衆のために破滅させ

られた天神が、わが軍を保護してくれるであろうと述べている。⁽⁶⁰⁾

また島津義久は有馬晴信から南蛮犬を贈られたが、これは不吉なものであるとして却け、義弘は有馬晴信が誓紙を請うたとき、彼は南蛮宗信者であるから神文を与えることはできないといっている。⁽⁶¹⁾しかし、政治上の駆け引きでは必ずしも切支丹にこだわっているわけではなく、切支丹大名の大友宗麟と対立する一方では、宣教師の援助する有馬晴信と提携して竜造寺隆信を討つたのである。肥後攻略に際しては、長崎の南蛮人のもとに使者を送ってその援助を期待し、また平戸の入港の南蛮船から弾薬を購入せんとした如きは、宗と貿易とを別箇に取り扱わんとしている態度を示すものである。⁽⁶²⁾

長崎の地は大村純忠により教会領として寄贈せられたが、薩摩においても油断をすれば一部の地が教会領になるおそれがないでもなかった。⁽⁶³⁾キリスト教を嚴重に取り締まったのも、このようなことが一つの原因であつたらう。

鹿児島^の地においてキリスト教が初伝の地であるにもかかわらず発展しなかつた理由は、宣教師が島津氏を始めとする上層部へ接近して、一般民衆への布教の努力をあまり払わず、それがため僧侶のはげしい反対にあつたこと、宣教師とポルトガル船との間に十分な連絡がとれなかつたこと、とりわけザビエル来朝の時期がほぼ島津氏の領国体制の確立した頃であり、その強固な体制に入り込む隙^{すき}がなかつたことにあるであろう。鹿児島^の地はフランシスコ・ザビエルによつてキリスト教初伝の地たるの榮譽を有するにとどまつたのである。

IV 鹿兒島の文化

仏教の保護 応仁の乱によつて荒廢した京都の地から、乱を避けて地方に赴いた僧侶・公家達たちによつて、中央の文化が地方に伝わることになった。

薩摩の地にも僧侶・墨客文人の徒が盛んに訪れ、戦国時代僻遠の地に文化の華が咲いたのである。一つには島津氏の領国体制が早く確立され、中央の文化を受け入れる素地ができつつあったからであろう。

禅宗 薩隅の地においてまず開花したのは、禅宗（曹洞宗）であり、これに伴つて宋学が興つたことが注目される。

福昌寺 鹿兒島における曹洞宗の中心となつたのは福昌寺であつた。福昌寺が開かれたのは応永元年（一三九四）

で、島津元久は石屋真梁（伊集院忠国の子）をもつて開山とした。元久は福昌寺の四方の疆界を定め、後世に至るまで不侵不犯の地とし、谷山郡宇宿村一三五〇石をもつて寺祿とした。

鹿兒島の寺院

島津元久以前に鹿兒島にあつた寺院は、浄光明寺（時宗・忠久創建）・安養院（真言宗・氏久創建）で、福昌寺創建のあと、興国寺（曹洞宗・忠昌創建）・大興寺（真言宗・忠治創建）が建てられ、島津貴久の時になつて伊集院から大乘院（真言宗）を鹿兒島に移し、さらに南林寺（曹洞宗）・不断光院（浄土宗）を創建し、義久は妙谷寺（曹洞宗）を創建した。このうち福昌寺・大乘院・浄光明寺をもつて鹿兒島三方寺(64)とされているから、曹洞宗・真言宗・時宗の三派の布教がみとめられていたと考えられる。

これら寺院の中心となつたのは福昌寺であるが、三州の地が乱れるに及んでようやく衰退に向かつた。天文

六年（一五三七）島津実久の乱に際し、本田董親は東条出羽守をして鹿兒島を侵さしめたが、その際福昌寺は破壊された。貴久は天文八年（一五三九）福昌寺を修理し、宇宿村の寺領を旧に復したので再び繁栄に向かった。天文十五年（一五四六）には福昌寺は勅願所の綱旨をうけ、一五代住持忍室は仏照大田法師の法号を賜わるに至った。元龜元年（一五七〇）には貴久は谷山郡福本村の水田三段を福昌寺鎮守開山領とした。義久も天正二年（一五七四）福昌寺の庫裡に用いる葦茅を下ろすため家臣とともに吉野に赴いている。⁽⁶⁵⁾

寺院は不侵
不犯の地

寺院が不侵不犯の地と考えられていたため、事を起こして寺院に遁入する者があり、寺院側では島津氏の不当な引き渡しには肯んじなかつた。天正二年（一五七四）十二月には賊が福昌寺に逃げ入り、その引き渡しについて住持の代賢守仲と老中との間に行き違いがあり、守仲は怒って寺を出たので、義久は自ら谷山に赴いて守仲をなだめてようやく帰寺せしめている。⁽⁶⁶⁾翌年には岡豊前守の下女が林香庵に走入し、その引き渡しについて老中と争い、下女は寺内で剃髪して留まってしまった。義久は逃散人が寺院へ遁入することを禁止する命を出し、これを大乘院盛久・福昌寺守仲に伝えている。⁽⁶⁷⁾しかし、一方では上井寛兼のように、桜島白浜に逃れてきた董玉峰を岳父の引き渡しに応じないで、鹿兒島の南林寺へ走入せしめているのもある。⁽⁶⁸⁾

僧侶の活動

住持達はあるときは島津氏の命に抗して犯罪人を保護しているが、一方では島津氏のために、政治上・外交上の顧問として仕え、必要に応じて各地へ使として赴いているのである。例えば安養院の長寿院盛淳は関が原の戦いに従軍し、義弘の身代わりとなって戦死しているし、南浦文之は秀吉の九州入りに先立って、秀吉のもとに島津氏の使として赴き、種々弁解するところがあった。また琉球使節の来朝に際しては、興国寺

などが宿所にあてられ、外交交渉に際しては、僧侶が種々意見を開陳しており、島津氏から琉球国王への使者もおおむね禅僧をもつてあてるのが例であった。これは中央において五山の禅僧が室町幕府の政治・外交の顧問として活躍していたのと軌を一にするものであった。

神社の崇敬

諏訪神社

うちで尊崇最も厚かったのは諏訪神社である。島津氏久が興国四年（康永二年・一三四三）東福寺城を居城としたとき、山門院やまといんから鹿兒島に遷座したものである。歴代島津氏の尊崇をうけ、忠国の時に御佐山祭みさやまつりの法が定められ、立久のときに夫役の法が定められたという。毎年七月二十八日が大祭であり、この時は近郊からも見物が押し寄せ、鉦鼓踊りなどが行なわれ、非常な盛況を呈した。島津氏にとつては、公式の最大の祭事であったので、各地の家臣にも参集を求めた。中には諏訪社頭役を命ぜられて難渋した者もあったようである。また祭祀供奉のため宮崎からも供奉衆が鹿兒島に赴いている。⁽⁶⁹⁾

稲荷神社

稲荷神社は忠国が市来から遷座したのであるが、十一月三日の正祭には流鏑馬が行なわれ、この前後稲荷の市が立って大いにぎわった。⁽⁷⁰⁾

この外、神社としては祇園神社・春日神社・若宮八幡宮・久富貴神社くがき・荒田八幡宮などがあつた。

儒教

儒教の普及 薩摩の儒教は禅宗の興隆と相応じておこつてきた。儒教の普及で最も大きな役割りを果たした

たのはいうまでもなく桂菴けいあんげんじゆ玄樹であつた。島津忠昌に招かれて桂菴が鹿兒島に来てから、その教を基にして次第に鹿兒島の士風が形成されていった。桂菴の教を受けたのは忠昌を始めとし、久逸・勝久・篤久・国久・忠廉・忠朝ら島津一族の人々があり、また有力な家臣には新納忠親・村田経安・伊地知重貞らがあつた。こ

の桂菴の伝えた儒教は島津忠良（日新齋）に至って花を開き、忠良は儒仏神の三教一致を奉ずるに至った。忠良が忠孝の道を説き、仁慈の心を持って敵味方の別なく戦死者を供養したのも、桂菴の教の影響であろう。このような精神は薩摩武士の伝統として永く後世に伝えられたのである。

戦国時代の混乱の世を生き抜いた薩摩武士の行動の中心に、儒教に培かれた確固たる精神があったのである。

戦国武士としてまず必要なのは武芸であるが、文芸においてはどのようなものが必要とされたであろうか。

武士の教養

上井覚兼の「伊勢守心得書」⁽⁷¹⁾によってみるに、武芸として平法・兵法・馬術・弓術をあげ、

これに関連して犬追物・鷹狩・鹿狩・猪狩・雉子狩などをすすめている。文芸については心得として、一事に秀でる必要はなく、広く万事にわたるがよいとしている。文芸は武士の心を錬るためのものと考えている。連歌・和歌・有職・書札礼・乱舞などをあげ、盤上の遊びである碁・双六・将棋は博奕はくちに走り易いゆえ執心は禁物であるとし、音楽は琵琶・琴をあげ立花も推奨している。これらの事柄は上級武士として平時事務をとったり、社交上必要なものである。それゆえ浅く広く修得することが必要とされたのであろう。

「心得書」に引用されている書目には、涅槃経・古文孝経・柳宗元詩集・千載集・古今集・新古今集・続古今集・万葉集・詞花集・伊勢物語・源氏物語・西陽雜俎・法華経・琵琶行・拾遺集・史記・池坊専心口伝などがある。戦国の東奔西走の時代に、これらの書を手に入れて読んだとすれば、大変な努力を要したことであろう。薩摩の上流武士たちはこれほどまでではないとしても、ある程度の教養を身につけていたと考えられ薩摩武士必ずしも武弁一倒ではなかったようである。しかし、中流以下の武士たちは、これほど文に対する

教養はなかったであろう。むしろその精神は禅による修行や、他人の話を聴聞することによって培われていったものであろう。

〔注〕

- (1) 山田聖栄自記
- (2) 三国名勝図会卷六
- (3) 日新菩薩記・西藩野史卷九
- (4) 日新菩薩記・西藩野史卷九
- (5) 樺山玄佐自記(薩藩旧記雑録前篇卷三三)
- (6) 樺山玄佐自記、勝久公譜(同)
- (7) 樺山玄佐自記、貴久公譜(同)・西藩野史卷九
- (8) 日新公御譜(同)
- (9) 貴久公記(薩藩旧記雑録前篇卷三四)
- (10) 貴久公記、樺山玄佐自記(同)
- (11) 貴久公記(同)
- (12) 入来院文書(同)
- (13) 入来院重賢氏所藏文書
- (14) 貴久公記、樺山玄佐自記、箕輪伊賀入道覚書(薩藩旧記雑録前篇卷三四)
- (15) 福昌寺文書(同)
- (16) 箕輪伊賀入道覚書、年代記、貴久公御譜(薩藩旧記雑録前篇卷三五)
- (17) 調所氏兵部恒房伝(同)
- (18) 新納忠元譜、貴久公記、樺山玄佐自記、箕輪覚書(薩藩旧記雑録前篇卷三三)
- (19) 貴久公御譜(同)
- (20) 三国名勝図会卷二
- (21) 三国名勝図会卷二
- (22) 倭文麻環卷五
- (23) 岩剣合戦日記(薩藩旧記雑録前篇卷三六)
- (24) 長谷場越前自記(薩藩旧記雑録後篇卷四)
- (25) 長谷場越前自記、樺山紹劍自記、新納忠元勲功記(薩藩旧記雑録後篇卷八)
- (26) 上井覚兼日記五・六
- (27) 上井覚兼日記六・七・島津国史卷一九・薩藩旧記雑録後篇卷一〇

- (28) 長谷場越前自記、服部六右衛門開書、日向記、樺山
 紹劍自記(薩藩旧記雜録後篇卷一〇)
- (29) 中山世譜七・球陽上・南聘紀考中・島津家文書之二
 (三六〇・三六一)
- (30) 薩藩旧記雜録後篇卷一五
- (31) 薩藩旧記雜録後篇卷一六
- (32) 島津家文書二(二一〇〇)
- (33) 島津家文書二(二〇九五)
- (34) 薩藩旧記雜録後篇卷一三
- (35) 島津国史卷二一・西藩野史卷一五 島津家文書之二
 (二一〇—二二〇) 同(七二〇・二一五〇—二一
 六〇) 同三(二四六六・一五〇二)
- (36) 薩藩旧記雜録後篇卷一四
- (37) 三国名勝図会卷一
- (38) 三国名勝図会卷二・倭文麻環卷五
- (39) 岡本良知氏「十六世紀日欧交通史の研究」
- (40) 戊子入明記・允滲入唐記・蔭涼軒日録
- (41) 種子島家文書
- (42) 秋山謙蔵氏「日支交渉史研究」
- (43) 薩藩旧伝集卷五
- (44) 島津国史卷一〇
- (45) 薩藩旧記雜録前篇一八
- (46) 島津家文書一(二八二)
- (47) 福昌寺文書(薩藩旧記雜録前篇卷三二)
- (48) 年代記(同)
- (49) 上井覚兼日記五
- (50) 上井覚兼日記三 島津家文書之三(二四三三)
- (51) 岡本良知氏「十六世紀日欧交通史の研究」
- (52) 耶穌会士日本通信豊後篇上
- (53) 耶穌会士日本通信豊後篇上・福昌寺歴代之住持
- (54) 耶穌会士日本通信豊後篇上
- (55) 上井覚兼日記一
- (56) 耶穌会士日本通信豊後篇上
- (57) 耶穌会士日本通信豊後篇上
- (58) 耶穌会士日本通信豊後篇下
- (59) 上井覚兼日記一一・耶穌会年報
- (60) 上井覚兼日記一三
- (61) 上井覚兼日記二〇

- (62) 上井覚兼日記二八
- (63) 薩藩旧伝集巻一
- (64) 上井覚兼日記三
- (65) 上井覚兼日記二
- (66) 上井覚兼日記三

- (67) 上井覚兼日記六
- (68) 上井覚兼日記三二
- (69) 上井覚兼日記一八
- (70) 三国名勝図会巻三
- (71) 伊勢守心得書(上井覚兼日記下)